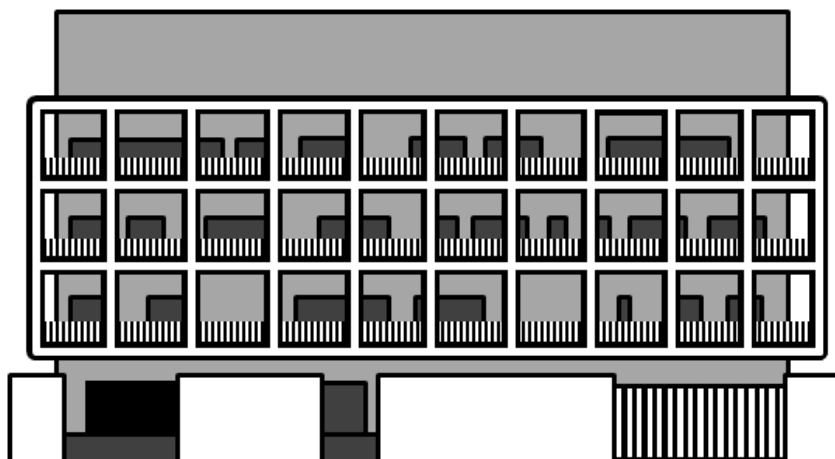


西宮市立こども未来センター 令和3年度 事業概要

Nishinomiya Children's Support Center
Annual Report 2021

We believe in potential,
not limits.



目 次

I	こども未来センターの理念としくみ	
1	こども未来センターの役割と理念	1
(1)	基本理念	1
(2)	命名の由来	2
(3)	4つの支援コンセプト	2
2	こども未来センターにおける支援の構造	3
3	こども未来センターの支援のサイクル	3
II	こども未来センターの概要	
1	組織運営	
(1)	組織と事務分掌（令和3年度）	4
(2)	職員数	5
(3)	チーム編成	6
(4)	こども未来センター運営審議会	7
2	施設案内	
(1)	施設概要	9
(2)	客室・設備等の紹介	10
(3)	アクセス	20
3	沿革	
(1)	こども未来センター開所までの経緯	21
(2)	こども未来センター前史	22
(3)	こども未来センター設立までの経緯	34
(4)	開所式・記念イベント	42
4	広報・周知	
(1)	こども未来センター開所時の市政ニュース紙面	44
(2)	パンフレット『こども未来センターってどんなところ？』	45
(3)	こども未来センター公式ツイッター	45
III	事業概要	
1	相談支援	46
(1)	電話相談・来所相談	46
(2)	保護者支援	48
(3)	かおテレビ（視線計測装置）	50
2	計画相談支援（本人中心支援計画）	51
3	診察・小児リハビリテーション	52
(1)	診療所	52
(2)	理学療法（PT）	55
(3)	作業療法（OT）	56
(4)	言語聴覚療法（ST）	57
(5)	心理療法・発達検査	58

[囲み記事] 一時預かり事業	59
4 通所支援	60
(1) 通園療育(福祉型児童発達支援センター「わかば園」)	60
5 発達支援	69
(1) 親子療育教室(外来保育)	69
(2) 個別保育	71
(3) 体験保育	71
(4) ほっこり広場(診察前親子教室)	72
(5) 保育所等訪問支援事業	72
6 スクーリングサポート	73
(1) あすなろ学級みらい	74
(2) 学校生活支援教室(のびのび教室)	75
7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援	76
8 地域との連携	78
9 講座・研修・人材育成	79
(1) 一般向け	80
(2) 専門職向け	80
(3) 教職員研修企画	81
(4) 実習生受入	82
(5) ボランティア活動(受入)	82
IV 西宮市立北山学園(福祉型児童発達支援センター)	83
付録	
1 前年実績比較と分析について	86
2 事務事業評価表	87
3 こども未来センター関連事業費	97
4 こども未来センター条例・規則・要綱	101
5 用語集	125

Ⅰ こども未来センターの理念としくみ

1 「こども未来センター」の役割と理念

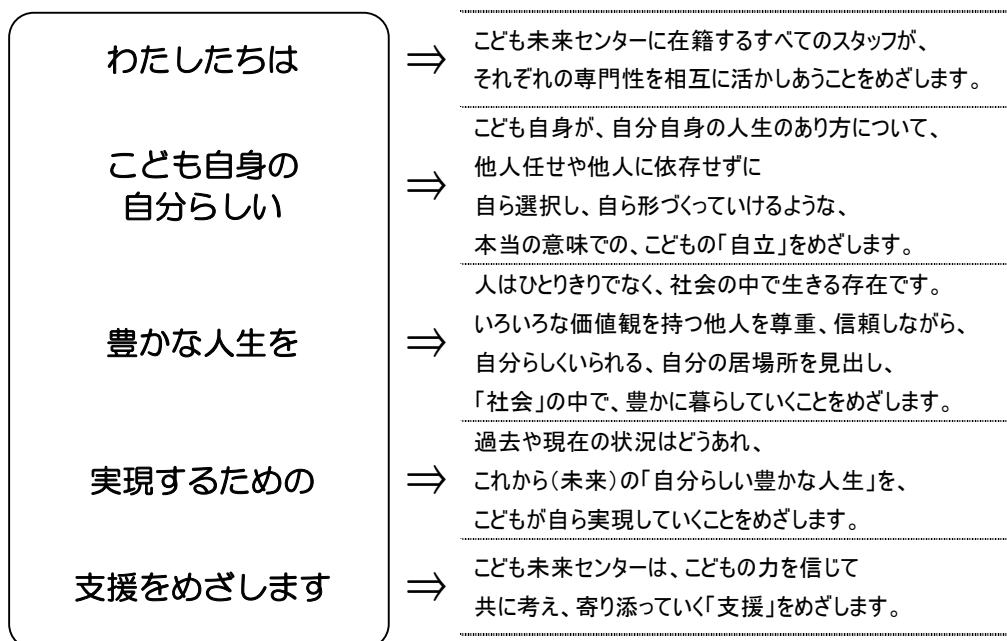
こども未来センターは、発達面や生活面などさまざまな課題や不安をもつ子供がその可能性を最大限に伸ばすことができるように、福祉・教育・医療が連携し、子供と保護者に対する切れ目のない支援を行うための西宮市の中核施設として、これまでの児童発達支援センター「わかば園」とスクーリングサポートセンターを統合して、平成27年9月に開設しました。

まず、① こども未来センターの相談窓口では、18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、教育や不登校、情緒不安定、性格に関する事など、さまざまな悩みや不安について相談に応じ、的確にさまざまな支援につないでいます。

また、こども未来センターでは、② 身体・知的・発達に関する診察や小児リハビリテーションを行う診療所、③ 保護者からの依頼を受け障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業所、④ 2歳児から就学前の子供に対して療育の支援をする福祉型児童発達支援センター「わかば園」、⑤ 不登校の小・中学生の社会復帰をめざす「あすなろ学級みらい」を施設内で運営しているほか、⑥ 学校園など子供が生活する場所に出向き、子供への支援方法や学校園の支援体制について助言を行うアウトリーチを行っています。このアウトリーチについては、民間の幼稚園や保育所、留守家庭児童育成センター、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所に対象を拡大しています。

今後、これらの事業をより発展させていくことはもちろんのこと、子供と保護者が地域で安心して生活していけるように、⑦ 保護者に対する支援の充実をはじめ、⑧ 学校園や障害児通所支援事業所、医療機関、保健福祉センター、児童相談所など関係機関との連携の推進を図り、また、⑨ 市民一般の理解を深めていくことが、西宮市の中核施設としての役割であり、課題となっています。

(1) 基本理念



(2) 命名の由来

こども	⇒	さまざまな課題をかかえる こどもたちが
未来	⇒	「これからのこと」 「今後、どうしていくか」 について
センター	⇒	共に考え、支援していくための 中心拠点

(3) 4つの支援コンセプト

基本理念を実現するための次の4つの支援コンセプトを設定しました。

① 必要に応じた支援の実施

発達面、生活面、学習面で課題のある子供の状態はさまざまであり、それぞれにあった支援のありようを考えていきます。

② 「つなぎ」の強化

市直営というメリットを最大限に生かして、行政組織内や関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動することをめざします。

「つなぎ」を強化することは、早期発見・早期支援のために必要であり、効果的な地域支援を行っていくうえでも不可欠な取り組みです。

③ 「専門性」の強化

専門性を強化することにより、早期支援の効果を高めます。

また、専門性を強化することはこども未来センターの魅力を高め、外部の関係機関等としても連携するメリットを高めることにつながります。

④ 学校園・地域の支援力の育成

こども未来センターでは、地域、とりわけ学校園に対する支援を重点的に行い、学校園において生じた問題や課題などについて、学校園自らが対処していくことのできる環境づくりをめざします。

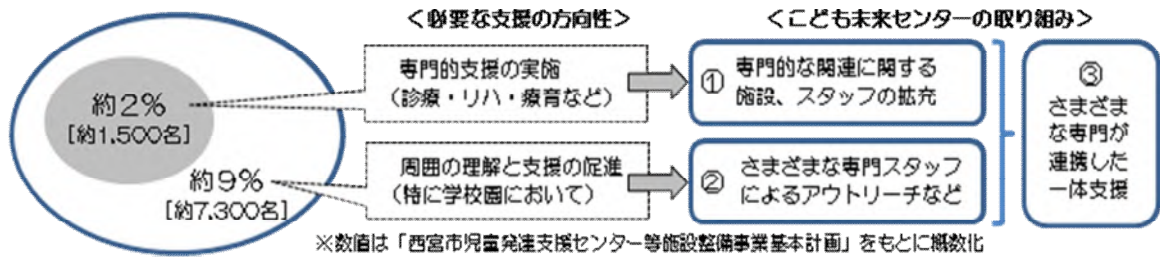
また、共に生きる地域社会を形成するための支援を行います。

2 こども未来センターにおける支援の構造

こども未来センター設立における基本計画で行った推計では、何らかの支援を必要とする子供は、人口比率で約 11%程度存在すると見込みましたが、必要な支援のありかたを考えたとき、大きく二つの方向性があると考えました。

ひとつは、診療・リハビリ・療育など、子供に対して直接実施する専門的な支援であり、もうひとつは、普段の生活場面における理解促進、環境設定を進めるために、学校・幼稚園・保育所などに対して行う、アウトリーチなどの支援です。

こども未来センターの開設にあたっては、この構造を念頭におきつつ、それぞれの層ごとに、必要な支援を実施していけるようなしくみをつくり、取り組むこととしています。

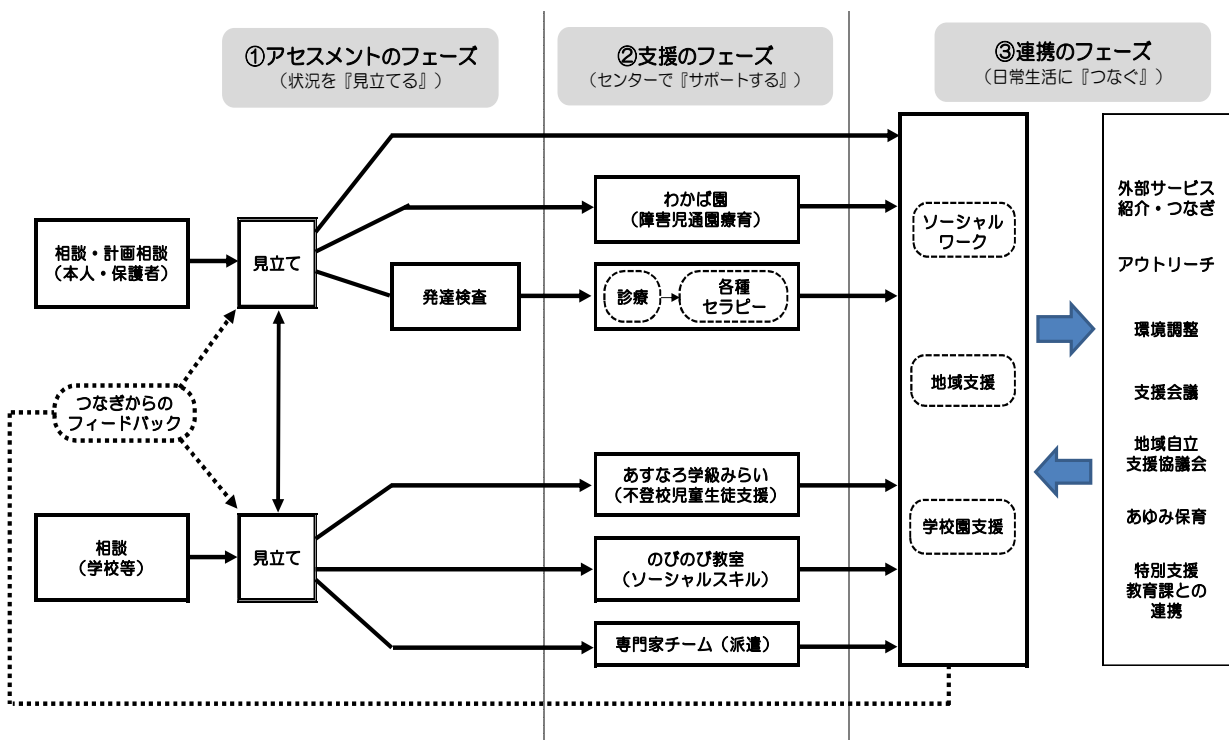


3 こども未来センターの支援サイクル

こども未来センターは、福祉・教育・医療の枠組みを越え、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていくため、3つのフェーズからなる「支援のサイクル」を構築しています。

最初のフェーズでは相談窓口が、相談内容に応じて必要な支援の「見立て」を行うものです。次のフェーズでは（必要性に応じて）専門的な支援を提供するものです。そして最後のフェーズは日常生活に関わる関係者との連携を形作る、というものです。

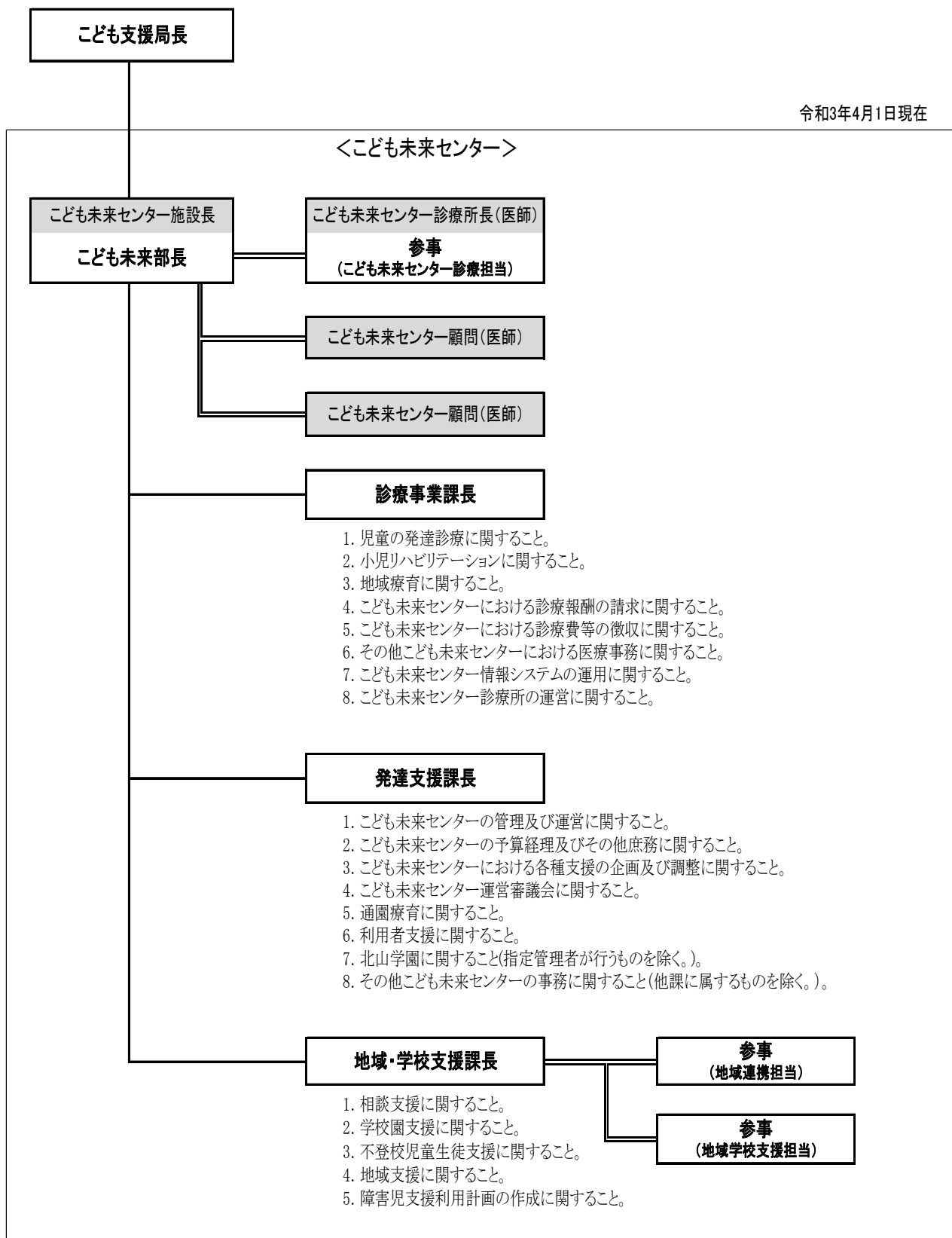
3つのフェーズは、1回流して終わりではなく、『③連携』のあとにそのフィードバックを再び『①アセスメント』に戻し、“支援のサイクル”を形成し、回しながら、支援の精度を高めつつ、関係者による支援ネットワークを構築することを企図しています。



II こども未来センターの概要

1 組織運営

(1) 組織と事務分掌 (令和3年度)



(2) 職員数

令和3年10月1日現在

	職員数				【再掲】部門別職員数			
		(内訳)			部長級・ 参事	診療 事業課 (*3)	発達 支援課	地域・ 学校 支援課
	正規 (*1)	会計A	会計B (*2)					
医師	13	1	4	8	1	12		
看護師	7	2	3	2		7		
理学療法士(PT)	7	4	2	1		7		
作業療法士(OT)	6	3	3			6		
言語聴覚士(ST)	9	4	4	1		9		
心理療法士	15	4	10	1	1	3		11
保健師	1	1						1
保育士	17	9	4	4			17	
栄養士	1		1				1	
調理師	1		1				1	
指導主事	5	5			1			4
相談員(社会福祉士等)	3	1	2					3
計画相談支援専門員	4		4					4
ソーシャルワーカー	1		1					1
指導員	1		1					1
教育支援員	4		4					4
事務	14	10	1	3	1	5	7	1
自動車運転手	1	1					1	
計	110	45	45	20	4	49	27	30

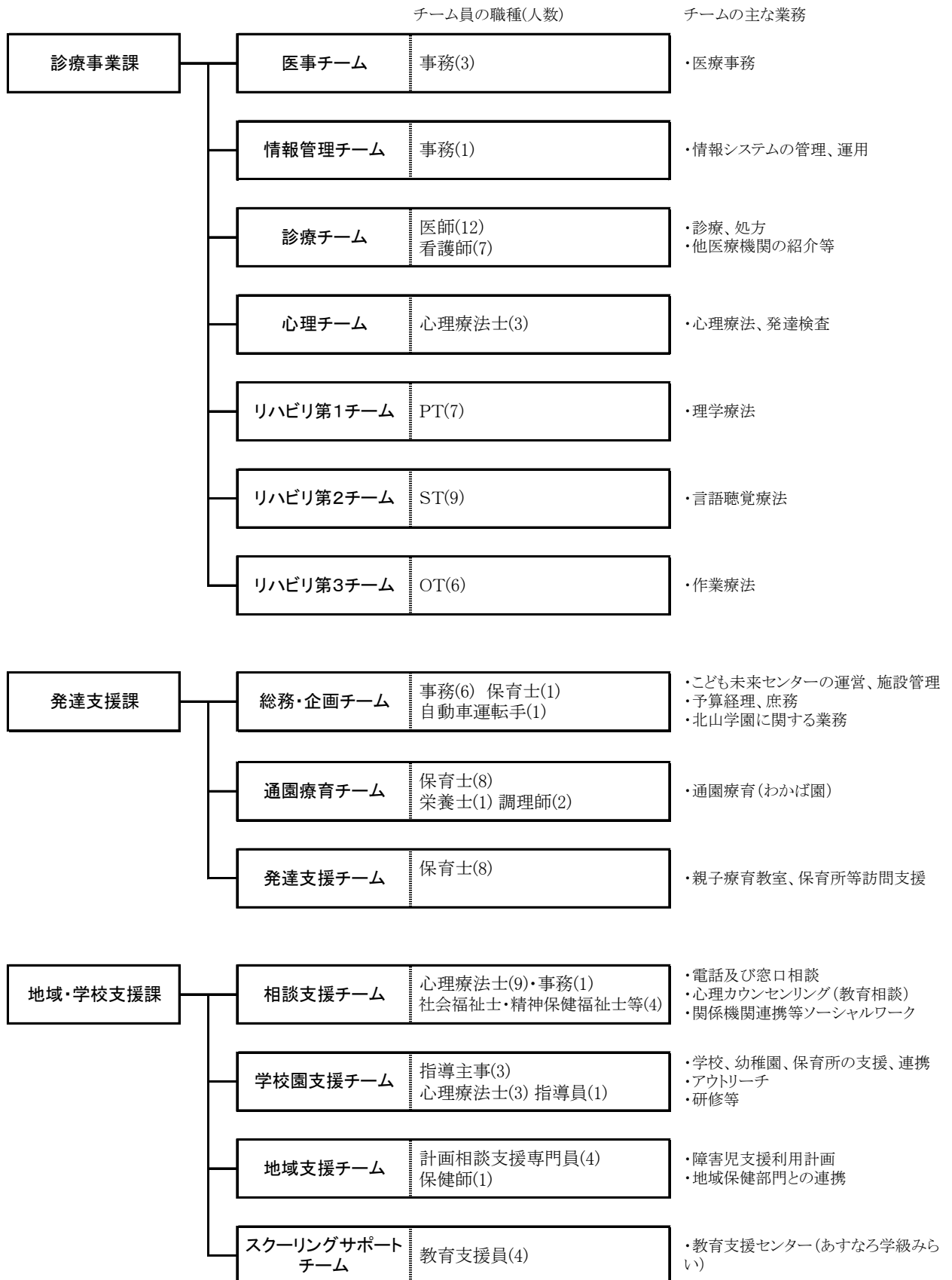
*1) 正規の人数には、併任の指導主事(参事級)1名を含む

*2) 会計Bの人数には、応援医師8名を含む

*3) 地域・学校支援課の相談員1名(正規)は、有資格者採用の事務職として相談業務に従事(相談員としてカウント)。

(3) チーム編成

令和3年10月1日現在



(4) こども未来センター運営審議会

ア 担当事務

西宮市立こども未来センターの運営に関する調査及び審議

イ 根拠規定

西宮市附属機関条例

ウ 委員名簿

選任区分	委員氏名	職業等
学識経験者(会長)	新澤 伸子	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
学識経験者(副会長)	堀家 由妃代	佛教大学 教育学部准教授
医療関係者	折山 文子	西宮市医師会
福祉又は教育に関わる者	金高 玲子	元西宮市立特別支援学校長
福祉又は教育に関わる者	本田 洋子	西宮市手をつなぐ育成会 会長
福祉又は教育に関わる者	田村 三佳子	西宮市地域自立支援協議会
福祉又は教育に関わる者	上野 武利	西宮市社会福祉協議会
福祉又は教育に関わる者	古川 勝	西宮市児童通所支援連絡会顧問
福祉又は教育に関わる者	北中 秀和	西宮市民生委員・児童委員会
市民	河崎 満	公募市民

任期 令和4年7月31日まで

エ 開催情報

年度	回	日時	議題
平成 28	第1回	平成28年5月24日(火) 14:30~16:30	役員選出、 今後の審議のあり方について 等
	第2回	平成28年11月8日(火) 14:00~16:00	平成28年度上半期各種事業の進捗状況について 前回審議会での意見・要望について 西宮市立こども未来センターの課題について
平成 29	第1回	平成29年5月29日(月) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度各種事業の実績について 平成29年度新規事業について 前回審議会での意見・要望について こども未来センターの課題について こども未来センターの役割について
	第2回	平成29年11月16日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 前回運営審議会 審議等のまとめ 平成29年度業務実施の概要について 平成29年度新規・拡充事業について こども未来センターへの意見・提案について
平成 30	第1回	平成30年7月12日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び副会長の選任について 西宮市立こども未来センターの概要について 平成29年度各種事業の実績について 平成30年度主要な事業について
	第2回	平成30年11月7日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 前回運営審議会 審議等のまとめ 平成30年度新規事業について こども未来センターの課題について
令和 元	第1回	令和元年7月31日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度各種事業の実績について 令和元年度主要な事業について
	第2回	令和元年11月18日(月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> こども未来センターの防災体制について こども未来センターの課題について
令和 2	第1回	書面開催(※)	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び副会長の選任について 令和元年度西宮市立こども未来センター実績について 令和2年度主要な事業について
	第2回	令和3年3月16日(火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市発達障害診療ネットワークについて こども未来センターにおける各事業について
令和 3	第1回	令和3年8月23日(月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度こども未来センター実績について 令和3年度主要な事業について 運営審議会ワーキングにおける審議内容について

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響による。

2 施設案内

(1) 施設概要

所在地	西宮市高畑町2番77号		
竣工年月日	平成27年7月31日		
開所年月日	平成27年9月1日		
建設費	1,093,600千円(設計施工一括発注方式)		
構造	鉄骨造(地上5階建)		
敷地面積	2,327.25 m ²		
容積対象床面積	4,112.58 m ²	5階	157.19 m ²
		4階	699.59 m ²
		3階	1,125.73 m ²
		2階	1,280.12 m ²
		1階	849.95 m ²
(参考)	旧わかば園	床面積	990 m ²
	旧スクーリングサポートセンター	床面積	1,100 m ²



(2) 各室・設備等の紹介

<1階>



<p>エントランス (玄関)</p>	<p>エントランスは、施設全体の主な出入り口となります。混雑を避けるため十分なスペースを設けるとともに、屋外用バギー置場も設けています。</p> <p>なお、こども未来センターでは、主に衛生上の観点から玄関で靴を脱ぎ、スリッパに履き替えていただいておりますが、そのための来所者用の靴箱（156人分）も設置するとともに、靴の着脱をゆったりとおこなっていただけるよう、腰掛けを設置しています。（なお、車椅子、バギーで来られた方のためには、泥落としマットを設置しているほか、清拭用具を備えております。）</p>
<p>総合受付 サロン</p>	<p>エントランスから入ってすぐに、総合受付を設け、施設全体の案内を行っています。総合受付の後ろには、保護者や利用者が休憩や語らいに利用いただけるサロンを配置しています。サロンには掲示板、情報コーナーを設けているほか、授乳室やプレイエリアも設け、おもちゃ、絵本なども備えています。</p>
<p>面談室</p>	<p>サロンから個別対応が必要な場合、移動して話を聞くスペース。準個室的な空間としてプライバシーが守られる環境としています。</p>
<p>授乳室</p>	<p>保護者が授乳をするスペースです。</p>
<p>通園療育 「わかば園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室 ・遊戯室 ・医務室 ・バギー置場 	<p>保育室を6室、遊戯室を1室設け、安全に配慮するとともに、明るい雰囲気の中で安心して過ごせるように設計されています。保育室2と3、保育室4と5、遊戯室には可動式間仕切り（パーティション）を設置しており、利用形態にあわせてフレキシブルな活用ができる仕様になっています。</p> <p>また、保育室4・5・6の前にはデッキを設け、保育室のすぐ近くに屋外でも遊べる空間をつくっています。</p>
<p>こどもトイレ 2箇所</p>	<p>こどもトイレは各保育室に隣接して設けられており、子供の利用しやすさに配慮して、各種の衛生機器や便器等を配置しています。</p>
<p>調理室</p>	<p>わかば園での給食の提供を行うために、動線を考慮し、保育室と同じフロアに配置し、すぐに配膳できるようにしています。調理室の機器類はオール電化となっています。また、調理室専用の搬入口を設けています。</p>
<p>園庭</p>	<p>園庭は園児の遊び場として特に重要であり、南側の日当たりの良い位置に設けています。基本的に芝生敷の園児にやさしい園庭としているほか、多様な植栽、築山の造成など、豊かな緑空間の形成をめざしています。</p> <p>園庭の周囲には、花や実のなる木や常緑樹を中心に、季節を感じられる樹木を植樹しています。園庭には、ブランコ、滑り台などの遊具のほか、遮光ネット設置用のポール、ミストシャワー、災害時用の井戸などを設置しています。</p>
<p>駐車場</p>	<p>駐車場は、乗用車22台、軽自動車1台の駐車スペースを確保しています。駐車が少ない時間帯には、エントランス前スペースをロータリーとして使用できる設計としており、車寄せ部分には、庇を設け、雨の日でも、スムーズに乗降が可能となっています。</p>



サロン



わかば園廊下

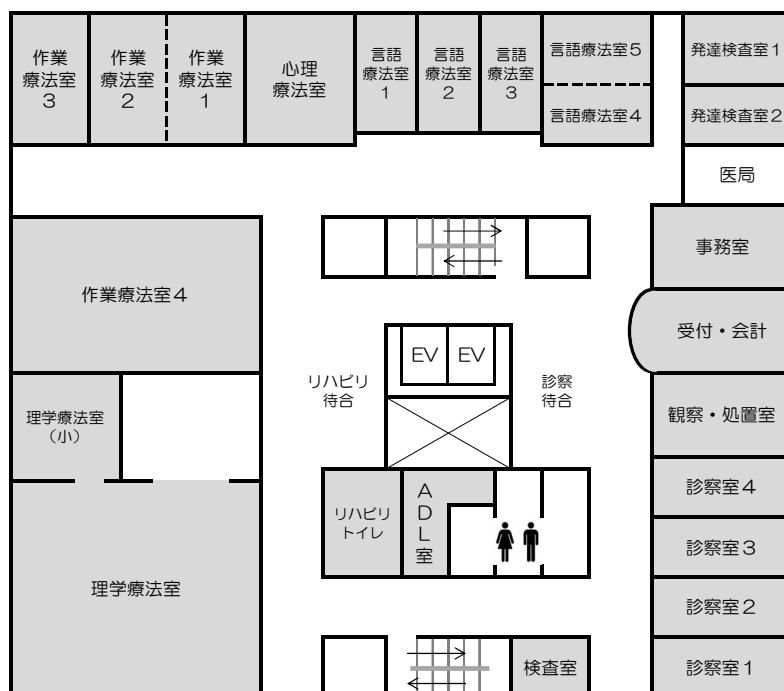


保育室 4・5



こどもトイレ

< 2階 >



受付・会計 診察待合 リハビリ待合	<p>診療部門は2階に集約しています。エレベーターホール近くに受付・会計（業務委託）を設け、利用者の誘導、案内を行っています。</p> <p>待合スペースは落ち着いた色調でまとめるとともに、診療部門とリハビリ部門にはそれぞれの待合を設けることで、各室へのスムーズな動線計画を図っています。</p>
診察室	<p>通常の病院などと比較すると、色調など落ち着いた雰囲気になっていますが、これは気軽に、安心して来所していただけるようにという考え方に基いて設計されました。診察室は4室で同時診察が可能となっています。また、診察室の裏に専用通路を設け、医療スタッフの迅速な移動や対応ができる設計となっています。</p>
観察・処置室	<p>リハビリ前の診察や身体計測、急変時の処置などを行なう部屋です。</p>
医局	<p>医師の執務室として利用する部屋です。</p>
理学療法室 (PT室)	<p>理学療法室では粗大運動（座位、歩行など）の獲得や、姿勢の保持・変換などの訓練を行います。（歩行訓練などを行うため、あるいは大道具を使うため）広いスペースと階段などの移動の練習に使う器具が設置されているのが特徴です。理学療法室には大と小を設けており、利用者の状況に応じて使い分けをすることが可能です。</p>
作業療法室 (OT室)	<p>作業療法室は4室設けています。作業療法室1～3室では将来の自立や社会生活への適応につながる各種の訓練を行います。また、可動式間仕切り（パーテーション）を設置している部屋もあり、利用形態にあわせてフレキシブルな活用が可能です。</p> <p>作業療法室4は、スウィングやボールプールなど、各種の器具が備えられています。</p>
言語聴覚療法室 (ST室)	<p>言語聴覚療法室は5室設けていて、ことばやコミュニケーション、食事に関する訓練を行います。一部の部屋にはパーテーションを設置しており、集団と個別のそれぞれの訓練の必要性に応じてフレキシブルに利用できるようになっています。</p>
ADL室 リハビリトイレ	<p>ADL（Activities of Daily Living）室には普段の生活に近い環境の部屋（キッチン、風呂など）を設けています。また、ADL室の隣には、リハビリトイレを設けており、これらの部屋で日常生活の動作訓練を行います。</p>
発達検査室	<p>子供の発達検査を行うための部屋を2室設けています。</p>
検査室	<p>検査室を設けており、主に脳波検査や聴覚検査を行います。</p>



診療受付・待合



理学療法室（PT室）



作業療法室（OT室4）

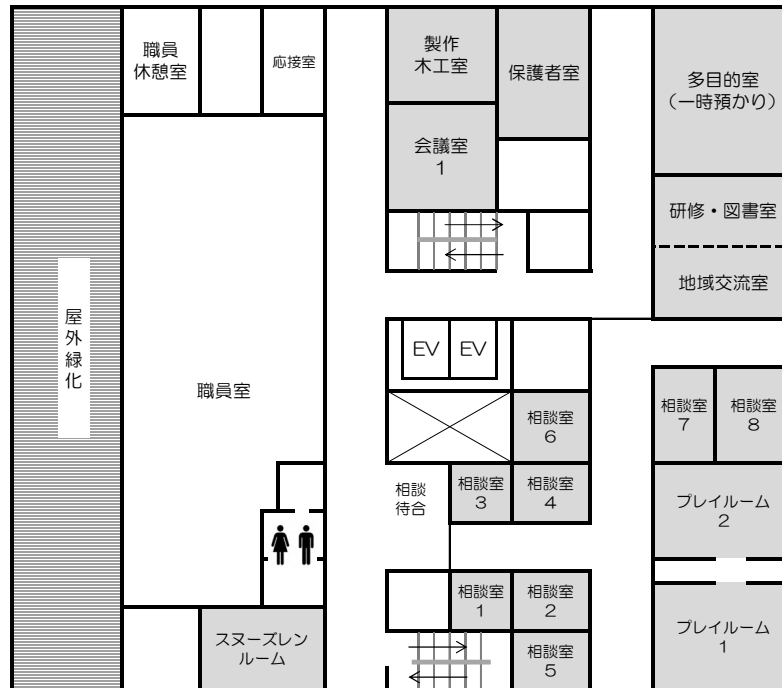


↑言語療法室（ST室4・5）



↑ADL室

< 3階 >



<p>事務室</p>	<p>職員間の相互連携を円滑に行うことをめざし、3階北側に全部門共通の職員室を配置しています。職員室では個人情報の管理等を考慮し、セキュアなエリア設計を行い、来客者の対応などは、受付カウンターで行う設計となっています（夜間はドアの施錠の他、カウンターをシャッターで閉鎖）。 空調・放送・防災などの施設の総合的な管理も職員室で行うことができます。</p>
<p>職員休憩室</p>	<p>職員が昼食等の休憩時に使用する部屋です（流し台・給湯スペースを含む）。</p>
<p>応接室</p>	<p>来客対応などに使用します。</p>
<p>会議室 1</p>	<p>内部の会議・作業等に利用します。</p>
<p>地域交流室 研修・図書室</p>	<p>地域交流・地域団体の活動、ボランティアや保護者のサークル活動、職員研修・症例検討・専門図書室として使用しています。 支援会議や地域交流などに活用しています。</p>
<p>相談室 プレイルーム</p>	<p>プライバシーにも配慮して、落ち着いた空間で相談等ができるよう、相談エリアを区画する設計としています。 相談エリア内に大小の相談室を8室、プレイルームを2室設置しています。プレイルームでは、遊びを通じて子供のアセスメントや関係づくりを行っています。</p>
<p>多目的室 (一時預かり)</p>	<p>診療・リハビリ中に、きょうだい（未就学）を預けることができるスペースを設けています（要申込・有料）。乳児と幼児のコーナーを分離し、安心して、子供を預けることができる設計です。</p>
<p>スヌーズレン ルーム</p>	<p>光や音、触覚等を伝える道具を組み合わせ、ありのままの自分が受け止められ、自分で選び、自分のペースで楽しむことができるようなリラクゼーション活動を提供する空間として設計されています。 ※スヌーズレンの語源は2つのオランダ語、スニッフレン<クンクンとあたりを探索する>、ドゥースレン<ウトウトくつろぐ>から造られた造語であり、「自由に探索したり、くつろぐ」様子を表しています。</p>
<p>製作木工室</p>	<p>作業時の騒音に考慮し、下階のリハビリ部門の訓練室とは、離れた位置に設けられています。各種の木工機械や関連器具などを設置しています。</p>



相談エリア廊下



相談室 5

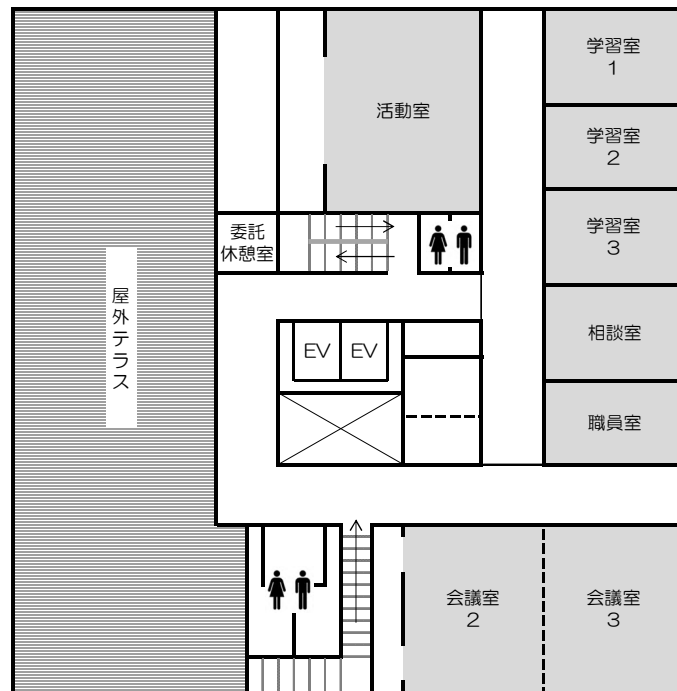


スノーズレンルーム



多目的室（一時預かり）

< 4階 >



<p>学習室 (あすなる学級みらい)</p>	<p>あすなる学級みらいが用いる教室です。少人数で学習できる部屋が設置されています。</p>
<p>活動室 (あすなる学級みらい)</p>	<p>学習室では行えない、音楽やレクリエーション活動をする際に利用します。</p>
<p>相談室 (あすなる学級みらい)</p>	<p>子供、保護者、学校関係者との面談室として使用しています。</p>
<p>職員室 (あすなる学級みらい)</p>	<p>あすなる学級みらいのための職員室は、子供の居場所のすぐ近くに設置されています。</p>
<p>委託業者休憩室</p>	<p>清掃、受付・会計業務委託業者職員の休憩用のスペースです。</p>
<p>会議室 2・3</p>	<p>プロジェクター・音響設備を備え、大人数が集まる講演会や会議などが開催可能です。また、パーティションを備えており、区分して使用することも可能です。災害時には福祉避難所として活用することを想定しています。</p>
<p>屋外テラス</p>	<p>屋上緑化を行い、リラックスできる空間です。まとまったスペースが確保されており、体を動かしたり軽い運動をしたりすることができます。また、児童等による施設内菜園の設備も設置されています。</p>



学習室（あすなる学級みらい）

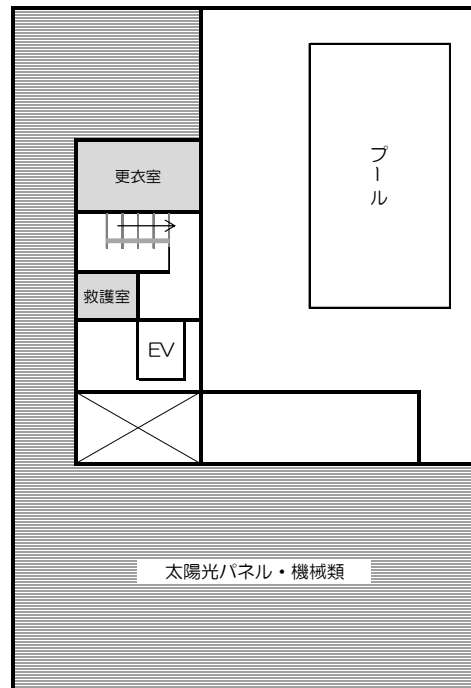


会議室 2・3



屋外テラス

<5階・屋上>



プール	わかば園（通園療育部門）が夏に使用するプールです。屋上に設置されており、大きさは水深0.7m、幅6m、長さ12mとなっています。プールサイドは防滑性の床とし周囲は壁を立ち上げる、手摺を設ける等、安全に配慮しています。
救護室	遊泳中に気分が悪くなったり、けがをしたりした場合の応急処置を行う部屋です。
更衣室・倉庫	その他、プールに付随する諸室として、園児及び保護者の更衣室、プール利用時に用いる遊具、補助具等を収納するための倉庫を設置しています。
洗濯室	通園・リハビリ等に使用する子供用タオルや汚物洗いに使用します。
屋上	屋上は、空調室外機、キュービクル等の設備機械置場となっています。振動や騒音対策を行い周辺に配慮します。また、太陽光発電パネルを設置しており、平均2.5kw/h程度の発電が可能です。

<各階共通・その他設備>

ライトコート (光庭、吹き抜け)	正方形平面でも無窓居室を避けるため中央にライトコート（吹抜）を配置しています。ライトコートは採光を満たすと同時に、施設の性格上長くなりがちな廊下の自然排煙口としても機能するしくみです。
トイレ	各階に男女別および多目的トイレを設置しています。 1階（1）、2階（1）、3階（1）、4階（2）
倉庫	施設の特長上、収納物品が多くなるため、倉庫を各階に配置しています。 1階（4）、2階（7）、3階（5）、4階（3）、5階（1）
防災設備	自家発電機、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難用滑り台、救助袋、非常警報設備、放送設備、県警ホットライン、誘導灯 など



プール



更衣室



太陽光発電機



多目的トイレ

(3) アクセス



駐車場はありますが、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いしています。

電 車： 阪急電鉄 「西宮北口駅」 から南東へ 850m

バ ス： 阪急バス 「高畑町」 から南西へ 360m

阪急バス 「西宮営業所前」 から東へ 250m

自動車： 近隣に有料駐車場あり

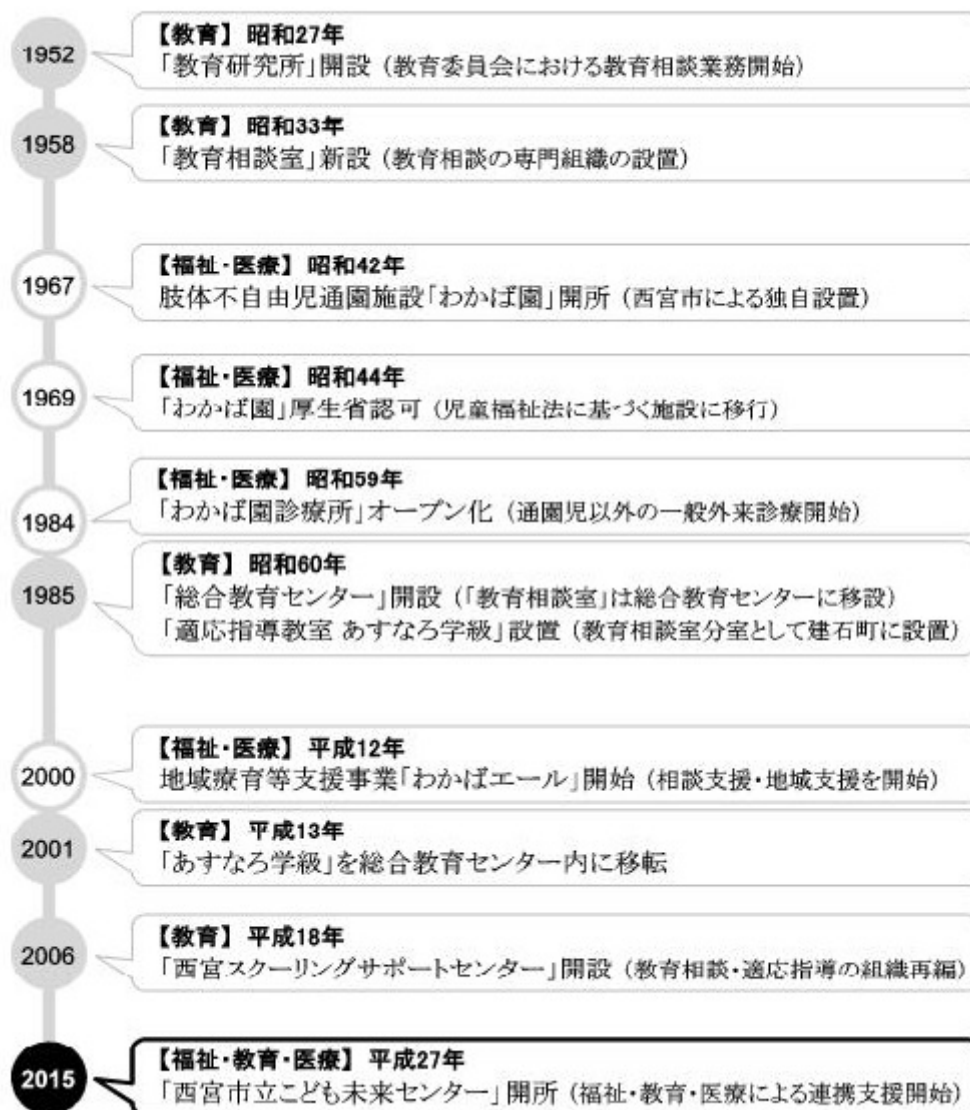
3 沿革

(1) こども未来センター開所までの経緯

西宮市立こども未来センターには、福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と、教育分野の「西宮市スクーリングサポートセンター」という2つの前身となった施設がありました。

さまざまな理由で悩み、不安になっている子どもたちや保護者に対して、適切な支援を行っていくためには、福祉・教育・医療などを総合した視点に立った支援が必要と本市は考えました。

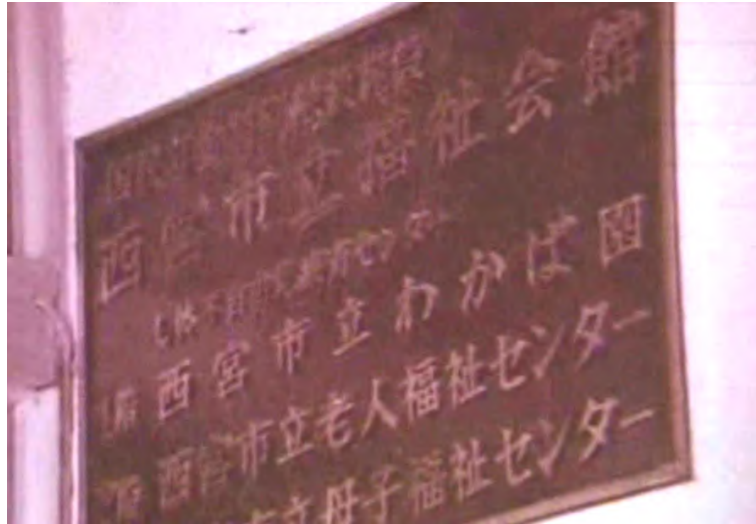
そこで、わかば園とスクーリングサポートセンターの移転・再編による新しい施設「西宮市立こども未来センター」を平成27年（2015年）9月に開所し、福祉・教育・医療が連携し、一貫した支援を行うための拠点として事業を開始することとなりました。



(2) こども未来センター前史

ア (旧) わかば園

西宮市内において、就学前肢体不自由児の通園訓練施設が必要との保護者の声を受け、昭和42年(1967年)6月に、津門川町の福祉会館1階に「肢体不自由児母子通園療育センター 西宮市立わかば園」が開設されました(市単独事業。初代園長は早川 義貞理学療法士)。



開設当時のものと思われる(旧)わかば園の看板。
「肢体不自由児療育センター 西宮市立わかば園」
の文字が読み取れる。

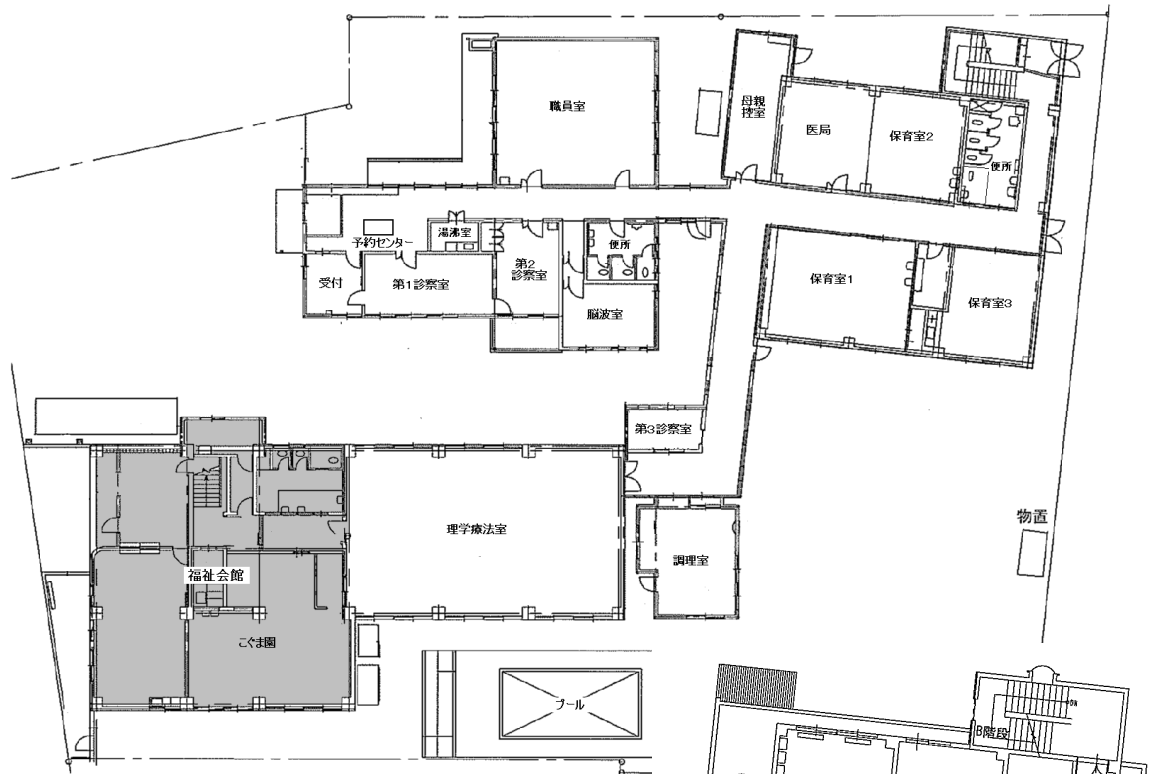
当時の市議会議事録によれば、設立予定の施設について「生後大体6カ月から就学前のお子さんを対象にいたしまして、訓練士を常置いたしまして、午前に大体20人、午後に20人、1回約2時間程度、総対象人員150名程度と見ております。これはいずれも通園制になっております。」という説明がされています。



開設当時のものと思われる(旧)わかば園の療育風景

昭和44年(1969年)12月1日には、厚生省より認可を受け、児童福祉法に基づく児童福祉施設(肢体不自由児通園施設)に移行することとなりました。

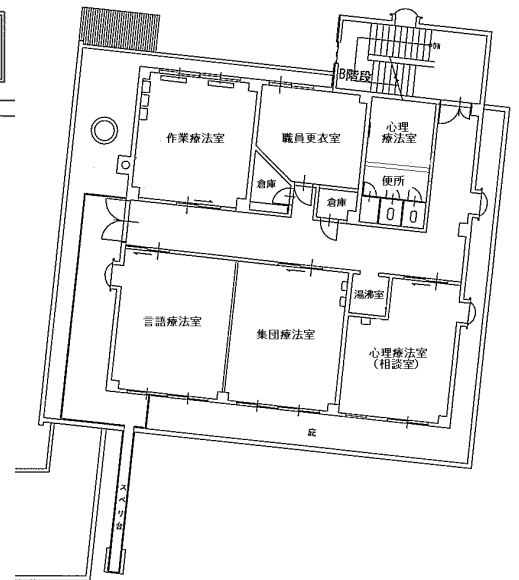
その後昭和 45 年に、施設の増築が行われ、福祉会館の 1 階と接続した形での（旧）わかば園施設が整備され、プールなども新設されるなどの施設整備が行われました。



↑ 1階平面図

（旧）わかば園の施設平面図（平成 27 年 8 月時点）

2階平面図→



←（旧）わかば園門柱

昭和 56 年（1981 年）は、国際連合が「完全参加と平等」をテーマとして、1981 年を国際障害者年として指定し、その後も国連・障害者の十年（1983～1992）などをきっかけに、日本の福祉においても、ノーマライゼーションの理念が普及するとともに、地域福祉への取り組みが進められる契機となりました。

そんな中、(旧)わかば園では、昭和 59 年（1984 年）5 月より専門医師が常駐化され、園長に就任しました（岩越 美恵 医師）。それと同時に、通園療育利用者以外にも、知的障害・発達障害なども含め 15 歳までの障害児の外来診療を行うこととなり、子供と保護者に対する支援という考え方に基づく取り組みを深めていくこととなりました。

そのころ（正確な時期は不明）に定められた（旧）わかば園の基本理念には、そのような考え方が強く反映されています。

（旧）わかば園 基本理念

わかば園では、国連およびわが国の障害者施策の理念であるリハビリテーションとノーマライゼーション、さらに利用者との相互関係を大切にすることを理念として、さまざまな障害児及びその保護者に対して、各種療育を提供しています。

具体的には、障害児の自立や自律、そして自尊心ある堂々たる社会参加に向けた発達支援と保護者に対する回復援助と育児支援です。

その後も福祉会館の改築等とあわせ、わかば園の施設及び設備の整備（昭和 60～61 年ごろ）が行われました。また、平成 6 年（1994 年）3 月にはわかば園診療所が、身体障害者福祉法に基づく更正（育成）医療機関に指定され、同年 4 月には、外来診療で実施する小児リハビリテーションの対象を養護学校生徒まで拡大するなど、支援の充実に向けた取り組みを継続的に実施してきました。

しかし平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に阪神大震災が発生、幸いにも（旧）わかば園の施設自体は若干の被害にとどまりましたが、平常業務再開できたのは 2 月 27 日となりました。



震災直後の（旧）わかば園の診察室
（平成 7 年 1 月 17 日撮影）

下記は、平成 8 年（1996 年）に西宮市が製作した震災復興記念誌（1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－）からの（旧）わかば園関連部分の抜粋です。

第 2 章 被害状況（前掲書 p. 60）

建物の被害は、訓練室への渡り廊下と倉庫壁に計 3 ヲ所のクラックが入り、補修額 169,950 円。内部備品修理合計額 30,200 円であった。

園児 34 人は全員無事であり、同居家族も大事なし。ただし家屋の全・半壊の方が 7 人あり、又ライフラインの寸断から、計 15 人が市外に疎開。

職員は 24 人全員無事であったが、家屋の全・半壊の者は 5 人であった。（p60）

第 4 章 復旧事業（前掲書 p. 252）

○救助救援活動および復旧のプロセス

当日は実質上休園となったが、向かいの総合福祉センターと隣の福祉会館が 90 人の避難所となっていたため、出勤してきた看護婦と近くに住む職員 4 人とで地域の応急救護所としての活動に入った。同時に園児の安否確認を行った。

2 日目以降は毎朝ミーティングを行い、当日の仕事を決定していった。2 月 5 日までの休園期間に行った業務は、

- 1) 園児・外来児の被害実態調査
- 2) 肢体不自由児通園施設の持つ診療所をオープンしての障害児者・周辺住民のため 24 時間救護診療業務（入院を含む）
- 3) 全壊した園児家族や乳児をかかえた周辺住民家族の収容
- 4) 園児・外来児の一時預かり
- 5) 自主登園・自主療育のための施設開放
- 6) 本庁福祉関係業務

であった。

上記のうち、3) 4) 5) の利用者は少なかったが、2) の救護活動の方はこの間に当園の年間初診者数の約 2 倍にあたる 275 人の患者が訪れ、外傷やインフルエンザなどの対応に、休むひまもない忙しさであった。医師、看護婦のボランティアも計 6 人おり、代行していただいた。また、6) の本庁福祉総務課応援業務も残りの職員で、毎日被災者証明発行業務など市民対応を、これまた休むひまなく行った。

2 月 6 日からは、地域救護活動も少し落ちつき、在宅園児の希望もつゆり、交通事情を考え、園児を地域別に 3 班に分けて週 1 回登園を開始。来園できない児童には訪問療育を、疎開児童には近隣の療育施設の紹介を行った。

2 月 27 日からは平常療育を開始、これに伴い、診療所も本来の障害児者対象にもどし、1)～5) の業務は終了。ただし 6) の業務だけは 3 月中旬まで続けた。

ライフラインの復旧に伴い、疎開した園児達もしいにもどり、3 月 26 日の卒園式までには全員がそろうことができた。

療育再開後、最も苦勞したのは園児の給食であった。電気の復旧は 1 月 17 日であったが、水道は 2 月 7 日、ガスは 2 月 28 日であったため、当初は給食なしの午前中だけのプログラムで行った。2 月 20 日からは、保育所の給食にヒントを得、当園でもいつもの給食材料委託先から、調理済みのものを取り寄せ、使い捨て食器に盛っては配膳した。

3 月 20 日、委託業者からの材料調達が可能になった時点で自園調理に切り換えた。

震災後も、訪問療育の開始（平成 8 年）、通園部門における音楽療法導入（平成 11 年）、ボランティア制度の導入（平成 11 年）など、療育の充実に取り組んできました。

そして、(旧)わかば園にとって、大きな転機となったのは平成 12 年（2000 年）10 月からの「障害児（者）地域療育等支援事業 わかばエール」の開始でした。

「わかばエール」は、わかば園が通園や通院している子供たちだけでなく、障害のある子供たちの地域での暮らしを支援することを目的に設立された部門ですが、その後、各種の相談業務や関係機関との連携などのさまざまな支援業務を行っていくこととなりました。



（旧）わかば園の玄関看板の下に設けられた
「西宮市障害者あんしん相談窓口 わかばエール」の表示
（平成 27 年 7 月頃撮影）

平成 18 年（2006 年）10 月、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、わかば園診療所は障害者自立支援法に基づく自立支援医療機関の指定を受けることとなりました。

また、同法施行にともない、児童福祉法も改正されることとなり、(旧)わかば園においても、通園の利用形態が措置から契約に変更され、利用料の徴収等が開始されることとなりました。「わかばエール」についても、療育相談事業（市単独事業）と障害児等療育支援事業（県委託事業）として継続されることとなりました（その後、平成 20 年の中核市移行に伴い、障害児等療育支援事業も市の事業に移行）。



（旧）わかば園玄関



園庭（保育室3から）



保育室2（1階）



廊下（1階）



作業療法室（2階）

平成 19 年（2007 年）10 月、西宮市地域自立支援協議会が設立され、その部会のひとつとして「こども部会」が設置されました。この「こども部会」には（旧）わかば園も当初から参画（岩越園長が部会長を務める）し、現在もこども未来センターとして継続して、事務局を担っています。

平成 22 年（2010 年）6 月の議会において、当時の市長が「肢体不自由児通園施設わかば園については、老朽化が著しく、早急な対策を迫られている中で、近年増加しつつある発達障害児も対象とする総合療育センターとして、新たに施設整備することを検討してまいります。」と行政方針で述べ、（旧）わかば園の移転・建替に関する検討が開始されました。

その後、平成 23 年（2011 年）4 月に、第 3 代園長として山城 國暉医師が就任、また同年通園部門に知的障害児クラスが設置されました。



大関 琴欧州 来園（平成 23 年 12 月 21 日・保育室 1）

平成 24 年（2012 年）年 4 月には、児童福祉法改正（現行の障害種別ごとに分かれた施設体系を一元化する）に伴い、法的な位置づけが肢体不自由児通園施設から、医療型児童発達支援センターへと移行することになりました。

平成 25 年（2013 年）4 月に、第 4 代園長として山岡 小百合医師が就任しました。

平成 27 年（2015 年）こども未来センターの開所を控え、医療型児童発達支援センターとしての（旧）わかば園は、その幕を閉じることとなりました。

8 月 14 日には通園部門において、市長を来賓として迎え、わかば園の閉園セレモニーが開催されました。また、8 月 19 日をもって、最後の外来診療及びリハビリテーションを終了し、（旧）わかば園における業務を完全に終了し、同年 9 月から「福祉型児童発達支援センター」として業務を開始する「こども未来センター」に移転しました。



わかば園閉園式（平成 27 年 8 月 14 日）

①年表

1967(S42)年	6月	肢体不自由児療育センター「西宮市立わかば園」が市単独事業として開園、事業を開始。
1969(S44)年	8月	厚生省より児童福祉法に基づく肢体不自由児通園設として認可。
1974(S49)年	8月	介助制度発足。
1984(S59)年	5月	常勤医師の園長就任。「わかば園診療所」のオープン化。
1991(H3)年	4月	5歳児単独通園制度発足。
1994(H6)年	3月	身体障害者福祉法に基づく更正(育成)医療機関に指定。
	4月	外来児を養護学校生徒まで拡大。
1996(H8)年	4月	訪問療育開始。
1999(H11)年	10月	ボランティア制度導入。
2000(H12)年	10月	障害児(者)地域療育等支援事業「わかばエール」開始。
2006(H18)年	10月	障害者自立支援法の施行に伴う、児童福祉法改正により、「わかば園」の契約形態が措置から契約に移行する。 診療所は更生(育成)医療機関から自立支援医療機関へ移行。 「わかばエール」は療育相談事業(市単独事業)と障害児等療育支援事業(県委託事業)として継続。
2008(H20)年	4月	西宮市の中核市移行に伴い、「わかばエール」の障害児等療育支援事業が県委託事業から市の事業へと移行。
2011(H23)年	4月	相互通園制度による知的障害児の通園を一部開始
2012(H24)年	4月	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターへ移行
2014(H26)年	4月	県の指定を受け「障害児相談支援」及び「計画相談支援」を開始
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にともない、(旧)わかば園の業務終了

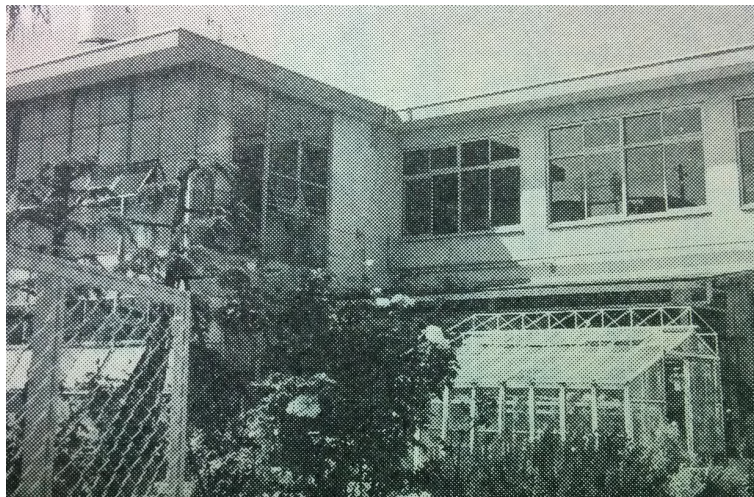
②施設概要

所在地	西宮市津門川町2番28号		
構造	鉄骨造 (地上2階建)		
敷地面積	2,248 m ² (福祉会館含む)		
容積対象床面積	990 m ²	1階ロビー廻り共用	20 m ²
		保育ゾーン	290 m ²
		診療ゾーン	50 m ²
		リハビリゾーン	300 m ²
		職員・共用ゾーン	240 m ²
		一時預り(福祉会館)	90 m ²

イ (旧) スクーリングサポートセンター

昭和 27 年 4 月 1 日、西宮市教育研究所が開設されました。教育相談所は、さまざまな教育に関する研究等を行う目的で設立されましたが、その業務の一環で教育相談が開始されたものと思われます。

当時は、西宮市教育委員会指導課内に置かれており、独立した施設ではなかったようです。



西宮市教育研究所

西宮市教育委員会が刊行した「続西宮市戦後教育史」では、教育相談について、次のような記述がみられます。

西宮市教育委員会における教育相談業務は、昭和 27 年 (1952 年) に教育研究所が開設した当時から、学校や保護者の要請に応じて、その都度実施してきた。当時の教育研究所は指導課内にあり、所長、所員は指導課長、指導主事の兼務であった。したがって、教育相談も指導行政の一環として付随的に行われていた。

昭和 33 年 3 月に、津門呉羽町に独立施設としての教育研究所が竣工し、教育研究所も移転、5 月から業務を開始しましたが、この際に「教育相談室」が新設されました。当時の教育研究所条例においても、その事業内容としての教育相談が明記されています。

(条例第 3 条 事業)

(3) 児童生徒の教育相談に関すること。

前掲書によれば、当時の状況について次のような説明がされています。

昭和 33 年 3 月、教育研究所は独立して移転し、「教育相談室」が新設された。しかし、それは名前だけで、設備は整っていなかった。その直後から相談希望者の数は増加した。そして、翌年度には担当所員が増員されて 2 人の相談員になっている。34 年度末、間仕切りながら、8.5 平方メートルの教育相談室兼観察室と、マジックミラーをはさんで 22.5 平方メートルのプレールームが確保でき、遊戯療法が実施できるようになった。

その後も教育相談は、利用の増加と内容の多様化がみられるようになったことが前掲書には記載されています（なお、下記引用文中カッコ書きの部分は、昭和 42 年度の「西宮市立教育研究所概要」からの引用部分となることに注意）。

「教育相談の内容は年々多様化している。本年度も家庭、学校との緊密な連携を保ちながら、市民の子弟、子女の教育上の問題、悩みについて、毎週 5 日間、教育相談を実施し」とあるように、学習や生活上の問題をもつ子供たちのためにどのような指導法が最適であるかについて、家庭や学校の期待にこたえて相談業務を遂行してきたのであった。

昭和 60 年 3 月に西宮市立総合教育センターが開設され、教育相談室は同センターにおいて業務を継続することとなりました。

その際に制定された総合教育センター条例をみると、教育相談に関する規定は、
(条例第 3 条 事業) (3)教育に係る相談に関すること。
と記載されており、従来の教育研究所条例と文言が若干変更されています。

これについて、「続西宮市戦後教育史」には、次のように説明されています。

教育研究所は従来、主として学校教育を対象とした教育・研修の機関であったが、この改正により、「社会教育の充実と振興」の内容が明文化された。したがって、「教育に係る相談」についても幼児、児童生徒から父母までを対象と（中略）したのである。



西宮市立総合教育センター

また、時を同じくして昭和 60 年 4 月、総合教育センターの教育相談室の分室（建石町）として、「あすなろ学級」が設けられました。前掲書には次のように説明されています。

通級は週 4 回で 1 人の教育相談指導員が指導した。「あすなろ学級」と呼び、「生徒にうるおいと心のゆとりを持たせ、再出発のため」の援助をするのである。指導内容は、学習、作業、運動、読書、ゲーム、実習、校外学習などで、必要に応じてカウンセリングを行っている。

平成7年1月17日に発生した阪神大震災では、総合教育センターは、1階廊下部分やブロック塀などに被害があったものの、全体としてみればダメージは比較的少ないものでした。しかし、総合教育センターは、避難所として多くの被災者の生活の場となりました。



避難所となった西宮市立総合教育センター（平成7年）

教育相談およびあすなろ学級関連についての、震災後の業務復旧は、次のような形で進められました（当時はあすなろ学級は建石町にあり、別の施設であることに注意）。

1月20日	教育相談業務を再開（来所と電話相談）
2月20日	適応指導教室「あすなろ学級」再開

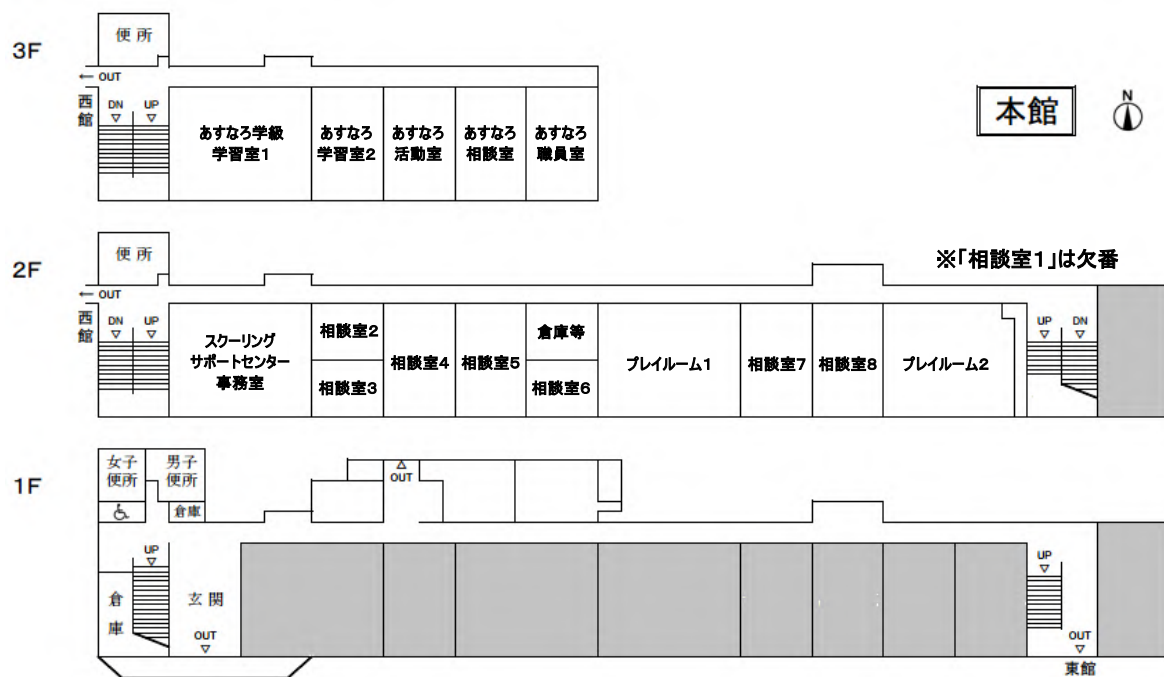
また、震災に関連して次のような「教育相談研修」が開催された記録が残っています。

5/25	「震災にあった子どもたちの心のケアについて」 （講師 神戸大学医学部 白瀧貞昭助教授）
6/29	「震災体験後の子どもへのかかわり」 （講師 近畿大学医学部 人見一彦助教授）
7/24	「震災後の心のケアについて」 （講師 近畿大学医学部 花田雅憲教授）

平成13年にあすなろ学級は総合教育センターに移転し、教育相談と同じ施設で業務を行うこととなりました。

平成18年には「西宮市スクーリングサポートセンター」が総合教育センター内に設けられ、教育相談とあすなろ学級の機能が再編されることとなりました。

平成27年のこども未来センター開所とともに、業務の引継ぎ、再編が行われ、スクーリングサポートセンターとしての業務は幕をおろすこととなりました。



① 年表

1952(S27)年	4月	教育研究所(西宮市教育委員会指導課内)の創設。西宮市教育委員会における教育相談業務を、学校や保護者の要請に応じて実施。
1958(S33)年	3月	教育研修所の独立、移転。「教育相談室」の新設。
1959(S34)年	3月	教育相談室兼観察室、プレイルームの確保。これにより、遊戯療法が可能となる。
1985(S60)年	4月	総合教育センター開設。センター内に「教育相談室」を移設。教育相談の分室として適応指導教室「あすなろ学級」設置(旧西宮西高等学校内) 「学校教育相談」推進のため、教職員研修や研究委託の実施。
2001(H13)年	4月	適応指導教室「あすなろ学級」を総合教育センター内に移転。
2006(H18)年	4月	「西宮市スクーリングサポートセンター」開設 来所相談・電話相談事業、教育相談員派遣事業、学校復帰支援事業
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にともない、(旧)スクーリングサポートセンターとしての業務終了

② 施設概要

所在地	西宮市神祇官町2番6号		
構造	鉄筋コンクリート造 (地上3階建) の2・3階		
敷地面積	3,957 m ²		
容積対象床面積	3,884 m ² のうち 1,100 m ²	教育相談	475 m ²
		専門家チーム	75 m ²
		適応指導教室	240 m ²
		職員・共用ゾーン	310 m ²

(3) こども未来センター設立までの経緯

ア 基本構想策定経緯

老朽化・狭隘化が進む(旧)わかば園について、平成22年度より移転・建替についての検討が開始されることとなりました。あわせて、新施設の移転予定地としては高畑町の市有地を活用することも決まりました。

①基本構想(策定期間:平成22年10月~平成24年2月)

まず、新しい施設の基本的な方向性について定めることが最初の作業となりました。

それは、新しい施設をつくるにあたっては、単に(旧)わかば園を移転するだけにとどまらず、これからの子供の支援というもののあり方という視点から、改めて新たな構想を練る必要があったためです。

基本構想の策定を開始するにあたっては、庁内だけでの検討とはせず、広く希望や意見などをいただき、構想に生かしていくこととなり、利用者(保護者)、関係機関、学識経験者などから構成される「基本構想検討委員会」が設置されました。

この委員会では計7回にわたり、活発な意見交換が行われ、取りまとめられた意見が平成23年6月に市長への答申が行われました。

この答申について、庁内での最終調整を行い、平成23年9月に市議会常任委員会にて所管事務報告を行いました。その後、構想案についてパブリックコメント手続を通していただいた市民の意見の反映なども行い、平成24年2月に基本構想として策定されました。

この基本構想では、新しい施設がどのようなものであるべきかという基本的な方向性が固まったわけですが、主なポイントは次のようなものでした。

- ・新しい施設は子供の発達支援の中心的な拠点となるべき
- ・関係機関と連携しながら支援を展開していくべき
- ・相談しやすい開かれた施設であるべき
- ・子供の育ちのためには、福祉・教育・医療が連携して一貫した支援を行う必要があり、そのためには(旧)わかば園と、スクーリングサポートセンターの機能を再編して、一体的な支援を行っていくべき
- ・新しい施設においては、前述のさまざまな機能を展開することを踏まえ、必要な設計が行われるべき

基本構想のとりまとめ後、早急な新施設の実現に向け、大きく2つの流れの検討および準備作業が同時に進行させていくこととなりました。

ひとつは施設の支援のあり方や内容に関する検討で、これは後述の「基本計画」という形でとりまとめが行われることとなりました。もうひとつは施設の設計・建築に関わる検討で、こちらについては導入可能性調査から始まる一連のプロセスとして検討と作業が行われることとなりました。

両者の検討は同時並行的に行われましたが、支援のあり方と施設の設計とは密接に関連したものであり、双方の作業は相互参照しながら、順次行われていきました。

②基本計画（策定期間：平成24年2月～平成24年12月）

基本計画では、基本構想で定められた方向性をさらに深め、新施設の基本理念、支援コンセプト、利用者数及び必要な支援ニーズの推計などについての検討を深めていくこととなりました。

この段階では、専門的かつ詳細な作業が必要となるため、基本的な検討作業は主として庁内で行われる形となりましたが、外部の意見や検証も必要となるため、利用者（保護者）、関係者、有識者などからなる「運営準備委員会」を立ち上げ、検討作業の区切りごとに説明を行い、意見の聴取も行いつつ、検討作業がすすめられ、最終的に平成24年12月に基本計画として策定されました。

基本計画においては、まず基本理念がさだめられましたが、これは現在のこども未来センターの基本理念にそのまま引き継がれています。

そして、支援コンセプトとして、以下の4点が掲げられ、このコンセプトはこども未来センターの業務のあり方にも反映されることとなりました（下表参照）。

コンセプト	基本的な考え方	こども未来センターにおける反映
必要に応じた支援の実施	すべての子供に画一的な支援を行うのではなく、その子供ごとに必要性に応じた適切な支援のあり方を考え、実施していく。	こども未来センターの利用にあたっては、すべて「相談」を行い、その内容を踏まえて適切な支援を行っていく。
「つながり」の強化	適切な支援を適切な時期に実施するために、関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動していく。	センター内では情報システムを構築するとともに、福祉・教育・医療にわたる幅広い関係者や機関との連携を行い、早期発見の取り組みや適切な支援の実施にむけて取り組む。
「専門性」の強化	こども未来センターはその専門性を高めながら、センター内での支援に生かすとともに、子供の支援の中心拠点として関係機関との連携にその専門性を生かしていく。	センター内での研修や専門スタッフによる意見交換や協議を行い、よりよい支援をめざす。また、専門職による関係機関の支援や研修なども実施していく。
学校園・地域の支援力の育成	子供たちが普段の多くの時間を過ごす学校園や地域における環境整備や支援力を向上させていけるよう、連携や支援などを行っていく。	地域・学校支援課を設置し、支援会議やアウトリーチを行うほか、一般向けの研修、教職員向けの専門研修などを行っていく。

また、基本計画においては、新しい施設の利用者数や必要な支援ニーズ量の推計なども行われ、その結果は、設計などにも順次反映させていくとともに、こども未来センターにおける組織編成や専門職の配置などにも生かしていくこととなりました。

イ 設計から完成まで

①導入可能性調査（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）

公募型プロポーザル方式で決定した受託業者（株式会社日本経済研究所）が、こども未来センターの整備事業を効率的・効果的に推進するための事業手法や事業スキームを比較検討した上で、民間活力の導入可能性を調査して、最適な事業手法を導き出すことになりました。

まずは、整備事業を行う上での、法令などの前提条件の整理や部屋のゾーニングを決めるための設計案を作成しました。次に、民間事業者（設計業・建設業・メンテナンス業）に対して、センターの整備事業への関心や参画しやすい事業手法を調査しました。その結果、市の意向を設計に十分に反映させ、民間事業者のノウハウや創意工夫を得ることができ得る事業手法として、基本設計先行 VE 提案型が最適となりました。さらに、財政負担の比較（VFM 試算）を検討した結果、本事業においては「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」が最適な事業スキームとなりました。

②アドバイザー（平成 24 年 7 月～平成 25 年 12 月）

導入可能性調査で決定した「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」により整備を進めるための一連の手続きにおいて、専門的な知識を有する受託業者（株式会社日本経済研究所）からの支援・助言を受けて、業務を円滑に進めました。

まずは、基本構想や導入可能性調査の結果を参考として、センターの基本理念や目標、支援コンセプトとセンター整備の基本方針などを合わせた基本計画書を作成しました。次に、入札公告資料（入札説明書・要求水準書など）の作成を行い、入札における民間事業者の公平な競争環境を整えました。

VE 提案に関しては、基本設計で固めた平面計画や配置計画に影響のない範囲としました。

また、選定委員会で決定された事業者との契約交渉を行いました。

③基本設計（平成 24 年 6 月～11 月）

導入可能性調査で検討した設計案をもとに、基本設計受託業者（株式会社石本建築事務所）が設計をし、市とアドバイザー（株式会社日本経済研究所）を合わせた 3 者で合同の会議を行い、設計書をまとめることになりました。

基本設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。職員室を 3 階、診察・リハビリ関係の部屋を 2 階にまとめることで、利用者にとって分かりやすい導線になるように部屋を配置しました。部屋の配置や大きさを決定する上では、廊下幅を安易に狭くしないで、部屋内の家具や備品の形や大きさなども同時に考えました。駐車場は園庭面積を確保した上で、ロータリー部分を設けて、タクシー通園に配慮した形としました。

また、避難所としての設備（非常用発電設備など）や不審者対策としての防犯設備（防犯カメラなど）、屋上には太陽光発電設備を設置するものとしました。

④選定委員会（平成 24 年 1 月～7 月）

センターの整備事業に参画意向を示した事業者の提案内容の審査に際して、公平性・競争性・透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に委員会を設置しました。入札公告によって 3 者が参画意向を示し、提出された提案書（VE 提案など）の評価点と価格点を合計した総合評価点によって、事業者（東レ建設株式会社）が決定しました。

提案書では、暖色系の色彩をベースとした明るく温かみのある雰囲気、遮音性を確保することでプライバシーを守りながらも、閉塞感を解消できるような安心感のある空間づくりを計画しており、基本計画で示した施設のコンセプトを十分理解した内容でした。また、その他にも廊下、遊具、トイレを始め、障害児施設という視点に立って細部が設計され、利用者（児童、保護者、職員）へのきめ細やかな配慮が各所に感じられるほか、環境に配慮した提案や長寿命化のための提案が幅広くかつ具体的に示されている点が評価されました。

⑤実施設計（平成25年10月～平成26年5月）

基本設計書をもとに、実施設計業者（株式会社アール・アイ・エー／平田建築設計株式会社）が設計書をまとめました。

実施設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。廊下の補助手すりは使い勝手の良い高さが必要箇所を整理しました。家具詳細図、建具（外部・内部）の仕様は各部屋の利用方法や指詰め防止対策などを整理して決定しました。衛生設備（便器、洗面台など）は利用者が使いやすい配置や高さにして、多目的トイレ内にベッドを配置しました。また、センター前の通学路へ配慮するために、回転灯を設置することとしました。

⑥工事（平成26年7月～平成27年7月）

実施設計書をもとに、建設業者（東レ建設株式会社／株式会社松田組）が工事を始めました。設計・施行一括発注のため、施工中で再検討が必要な内容については、実施設計業者と再検討することができました。

実施設計書の仕様から建設業者が壁クロス・床材・建具などを選択し、そこから施設のコンセプトにあった色彩のものを市が選択しました。また、部屋内の家具などを配置したことで生じる問題（床暖房の範囲、天井にある鉄格子の範囲など）は隔週で実施される定例会議の場において解決しました。

また、近隣協議において要望された交通量調査を実施し、その結果から通学時間帯に配慮した警備員の配置、工事車両の乗り入れを行いました。

西宮市立こども未来センター 工事概略工程表

工種名	平成26年(2014年)						平成27年(2015年)					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
土工事	すきとり・地盤改良											
杭工事		杭工事										
山留工事			山留打設				山留引抜き					
躯体工事				基礎工事	ビット底版工事 ～1階スラブ工事			1階土間～デッキ床 バルコニー床工事				
鉄骨工事							鉄骨建方～デッキ敷き					
外装工事							外部足場組	外装工事			足場解体	
内装工事									内装工事			
屋上プール工事									屋上防水工事～屋上プール工事～プールサイド工事			
設備工事							電気・機械設備工事					
外構工事					防火水槽工事						外構工事	

ウ 各種検討会議

①基本構想検討委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員(元西宮養護学校長) 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	西宮市立わかば園園長 西宮市立地域自立支援協議会こども部会会長	岩越 美恵	H23.3 まで委員
	西宮市立わかば園園長	山城 國暉	H23.4 から委員
委員	武庫川女子大学教授 (教育研究所 子ども発達科学研究センター)	河合 優年	
	大阪教育大学名誉教授 青葉園療育指導医	小西 正三	
	わかば会父母の会会長 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	西村 祥子	H23.3 までの所属名 (委員は継続)
	西宮市肢体不自由児者父母の会会長	吉田 知英	
	社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会長	山本 加津美	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
	西宮すなご医療福祉センター院長	服部 英司	
	社会福祉法人 ほっとスマイル理事長	赤石 貞子	
	西宮市健康福祉局長	片桐 茂	H23.3 まで委員
	西宮市健康福祉局担当理事	山本 晶子	H23.4 から委員

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 22 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園の歴史と理念 ・国の動向等の背景 ・西宮市における障害児教育の現状と課題 ・具体化への主たる検討課題
第2回	平成 22 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園の基本理念(総論) ・新しいわかば園の基本的機能について ・総合化について ・センター的役割について
第3回	平成 23 年 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園のの基本理念についての確認 ・新しいわかば園基本機能(総合化) ・市内のネットワーク(センター的機能)について
第4回	平成 23 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉行政について ・他機関との関係を整理し、検討、解決すべき問題 ・西宮市立北山学園および西宮すなご医療福祉センターとの関係性 ・新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第5回	平成 23 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ(報告書)案について ・第 5 章 新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第6回	平成 23 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想報告書(案)について ・教育委員会特別支援教育グループとの合築案について
第7回	平成 23 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想のまとめについて

②基本構想検討会議（庁内）

<委員名簿>

役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長	藤田 邦夫	H26.6 まで委員
	副市長	松永 博	H26.6 から委員
副委員長	副市長	本井 敏雄	H23.12 から H26.6 まで委員
委員	健康福祉局理事(こども・子育て担当) *H25.3 まで こども支援局長 *H25.4 から	山本 晶子	H27.3 まで委員
	こども支援局長 *H27.4 から	坂田 和隆	H27.4 から委員
	総合企画局長 *H24.3 まで 政策局長 *H24.4 から	田原 幸夫	
	総務局長	松永 博	H26.3 まで委員
	総務局長	佐竹 令次	H26.4 から委員
	健康福祉局長	中尾 敬一	H26.3 まで委員
	健康福祉局長	田中 厚弘	H26.4 から H27.3 まで委員
	健康福祉局長	土井 和彦	H27.4 から委員
	教育次長(学校教育部担当)	伊藤 博章	H25.3 まで委員
	教育次長(学校教育部担当)	田近 敏之	H25.4 から H26.3 まで委員
教育次長(学校教育部担当)	前川 豊	H26.4 から委員	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
H23・第1回	平成 23 年 7 月 19 日	・基本構想の検討課題について
H23・第2回	平成 23 年 7 月 28 日	・拡充する機能について ・教育委員会との合案について
H23・第3回	平成 23 年 8 月 25 日	・施設面の再検討 ・施設規模について
H23・第4回	平成 23 年 8 月 31 日	・基本構想のまとめについて
H23・第5回	平成 23 年 12 月 2 日	・パブリックコメントの結果と基本構想の修正について
H24・第1回	平成 24 年 7 月 25 日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第2回	平成 24 年 10 月 18 日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第3回	平成 24 年 11 月 28 日	・入札に係る諸条件(選定方法等)について ・今後のスケジュールについて
H24・第4回	平成 24 年 3 月 28 日	・入札公告資料について ・施設整備費について ・選定スケジュールについて
H25・第1回	平成 25 年 8 月 6 日	・落札者決定について ・運営に関するスケジュールについて
H25・第2回	平成 25 年 11 月 28 日	・検討会議ロードマップ ・事業分野毎の現状分析と課題について ・事業運営の考え方 ・新センターの組織体制
H25・第3回	平成 26 年 2 月 18 日	・教育と福祉の連携のあり方について ・情報管理について ・新センター開業に向けた準備について
H26・第1回	平成 26 年 5 月 9 日	・児童発達支援センター等施設組織体制について ・児童発達支援センター等施設名称について
H26・第2回	平成 26 年 11 月 14 日	・新センター開業に向けた整理事項について ・所管事務報告について ・新センターの組織について
H26・第3回	平成 27 年 5 月 20 日	・こども未来センター設置条例について ・こども未来センターアドバイザーボード(仮)の設置について ・こども未来センター開所式典について

③運営準備委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員(元西宮養護学校長) 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	武庫川女子大学教授 西宮専門家チーム相談員	石川 道子	
	関西女子短期大学講師	太田 颯子	
	西宮市地域自立支援協議会会長	玉木 幸則	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
委員	東山ぼぼ保育園園長 西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	東野 弘美	
	社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会長	山本 加津美	
	西宮市肢体不自由児者父母の会会長	吉田 知英	
	わかば会父母の会会長 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	分部 春代	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 24 年 8 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営準備委員会について ・児童発達支援センター等施設整備事業の経緯等について ・施設整備の基本方針について ・支援の方向性について
第2回	平成 24 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園、西宮市スクーリングサポートセンターの現状と課題について ・新センターで実施する支援について
第3回	平成 24 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の現状と課題について ・新センターでの地域支援のあり方について
第4回	平成 24 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画について

④ P F I 等検討委員会（庁内）

<委員名簿>

役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長	藤田 邦夫	
副委員長	副市長	本井 敏雄	
委員	総合企画局長	田原 幸夫	
	総務局長	松永 博	
	健康福祉局長	中尾 敬一	
	健康福祉局理事(こども・子育て担当)	山本 晶子	
	教育次長(学校教育部担当)	伊藤 博章	
	企画総括室長	太田 聖子	
	総務総括室長	田中 厚弘	
	財務部長	須山 誠	
	施設部長	小林 英夫	
	福祉総括室長	廣田 克也	
	こども部長	多田 祥治	
	教育総括室長	戎野 良雄	
学校教育部長	田近 敏之		

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 23 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要について ・整備スケジュールについて ・整備手法の検討について ・導入可能性調査の実施について
第2回	平成 24 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・導入可能性調査の中間報告と事業スキームの方向性について
第3回	平成 24 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI等導入可能性調査の最終報告について

⑤ 事業者選定委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	関西大学准教授	木下 光	
副委員長	大阪大学准教授	吉岡 聡司	
委員	武庫川女子大学教授	石川 道子	
	武庫川女子大学非常勤講師	酒井 修一郎	
	西宮市健康福祉局参与	津田 哲司	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 25 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者決定基準の検討
第2回	平成 25 年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査までの流れの確認 ・具体的な採点方法の検討 ・スケジュール等の確認
第3回	平成 25 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回選定委員会後の経過報告 ・入札及び開札

(4) 開所式・記念イベント

業務開始に先立ち、8月27日午前に開所式を午後からは内覧会を開催しました。開所式では、今村岳司市長の式辞や来賓の方々からの祝辞をはじめ建設に携わっていただいた施工業者に感謝状の贈呈等を行いました。また、内覧会では、子供たちによる演奏や合唱、絵本画家の武内祐人さんによるライブペインティングを行い、約200名の方々が来場されました。

開所式・内覧会の模様は、新聞など多くのマスコミに取り上げられたほか、市の広報番組「出合いのまち西宮『こども未来センターってどんなところ?』」としてサンテレビで放映されました。



第一部 開所記念式典 10:40~11:30 於: 4階会議室

1. 開式の辞
2. 市長式辞 市長
3. 来賓祝辞 市議会議員
兵庫県関係者
4. 来賓紹介
5. 未来センター説明(施設長)
6. 感謝状贈呈(施工業者)
7. 障害者団体による演奏(和太鼓「ふたば」)
8. くす玉割
9. 閉会の辞

※終了後 施設案内(午前10時40分~午前11時30分)

第二部 施設内覧会 13:00~16:30

[施設案内]

[アトラクション]

於: 4階会議室、1階遊戯室・多目的室

- ・ライブペイント イラストレーター・絵本作家 武内 祐人 氏
- ・合唱 西宮市少年合唱団
- ・歌と踊り ゆうきっこエンジェル
- ・吹奏楽 深津中学校吹奏楽部



武内 祐人氏によるライブペインティング作品(サロン横に展示)

開所直後の9月10日には、阪神タイガースのマスコット「トラッキー」が、通園療育「わかば園」を訪問してくれました。また、11月10日には西宮阪急で開催されたアートイベントに招待いただき、わかば園とあすなろ学級からもアーティスト JUNICHI さんの作品づくりに参加することができました。また3月には、こども未来センターからの初めての巣立ちとなる立志式（あすなろ学級）、卒園・退園式（わかば園）がそれぞれ開催されました。



4 広報・周知

こども未来センターを市民に周知し、必要な支援につなげていく上で広報は重要な意味を有しています。広報の基本メッセージは「子供の発達や育ちに関する不安や悩みがあるならば、こども未来センターに相談してほしい」というものとなっています。

(1) こども未来センター開所時の市政ニュース紙面

西宮

市政

8/25

平成27年(2015年)

Nishinomiya City News

今号の主な記事 1464号

- ◇ 敬老月間に開催するイベント等を紹介……………2面
- ◇ 白水峡公園墓地への墓参バスの利用者募集……………2面
- ◇ 保育所の短期体験・園庭開放……………3面
- ◇ 保健だより……………4面
- ◇ 国勢調査にご協力を……………8面
- ◇ 西宮湯川科学記念こども科学教室を開催……………8面

●発行(毎月10・25日)／西宮市役所:〒662-8567 六瀬寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>

●編集/政策局戦略部広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/>

9/1 こども未来センター開所

こども未来センターは、「西宮市立わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、**福祉・教育・医療が連携して**、さまざまな悩みや不安のある子供に対し、**切れ目のない一貫した支援**を行っています。

問 発達支援課(0798・65・1936)

子供に関する不安や悩み
何でも相談してください

心身の発達や育ちが心配です…

- ・言葉がなかなか出てこない
- ・身体の発達に遅れがあるような気がする

学校に行きたがらないんです…

- ・友達とうまく遊べない
- ・学習のつまずきや遅れが心配

障害のある子の子育てについて相談したい

- ・福祉サービスについて聞きたい



まずは気軽に
お電話ください
(0798・65・1881)



●専門の相談員がさまざまな悩みや不安に対して、相談に応じます。

●必要に応じて、来所相談(予約制)を行います。

▲子供も保護者もくつろげるサロン

●●●● Q & A センターについて知ろう ●●●●

Q：どんなサポートが受けられるの？

A①：専門的なりハビリテーション

- ・18歳までの子供の運動発達の遅れや言葉の発達の遅れがある場合、必要に応じて医師が診察を行います。診察の結果、医療的サポートが必要であれば、医師、理学療法士、言語療法士、作業療法士などによる専門的なりハビリテーションなどを受けることができます。

A②：通園による障害児保育(療育)

- ・小学校入学前の子で発達に課題がある場合、基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間関係を築くことなどを目指した通園療育を受けることができます。

A③：学校復帰へ向けた支援

- ・不登校などの場合、適応指導教室「あすなる学級」で、長期間学校に登校できない状態にある西宮市立の小・中学生を対象に、学習活動や体験的な活動を行い、学校の復帰を目指した支援を行います。

A④：学校や幼稚園、保育所などと連携

- 必要に応じて、相談者の同意を得たうえで、学校園や保育所、関係機関等と連携し、つながりある支援を行います。

Q：いつ相談できるの？

A：土曜でも大丈夫！

相談 受付時間	月曜～土曜の午前9時～午後7時 (土曜は5時まで)
------------	------------------------------

Q：どこにあるの？



アクセス：阪急西宮北口駅から南東へ850m。阪急バス「高畑町」から南西へ360m、「西宮営業所前」から東へ250m。

(2) パンフレット『こども未来センターってどんなところ？』

大手前大学メディア・芸術学部と協働でパンフレットを作成しました。

乳幼児から就学前の子供の保護者を対象に、子供の育ち、幼稚園、保育所などでの学習や過ごし方について実際の事例を取り入れつつ、悩みや心配事についても気軽に相談してもらえるよう、マンガやイラストを多用しているのが特徴です。

このパンフレットは、ホームページに掲載しているほか、冊子を保育所、幼稚園、子育て支援施設、保健福祉センターなど、子育て中の保護者が来られる施設に配布を行っています。



(3) こども未来センター公式ツイッター (@nishinomiya_KMC)

こども未来センターの取り組みやイベントなどの情報をはじめ、災害時には利用者の方に必要な情報を素早く発信しています。



III 事業概要

1 相談支援

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じます。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
電話相談	<p>こども未来センター利用のすべての入口となるのが電話相談です。</p> <p>悩みや不安、今の状況などを伺い、対応の方向性を一緒に考えます。(月～金曜日の 9:00～19:00、土曜日の 9:00～17:00 に受付。日曜・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>3,568 件</p> <p>(3,567 件)</p>
来所相談	<p>センターでのさまざまな支援サービスを利用したり、関係機関との連携を検討する場合は、相談員が面談をさせていただき、もう少し詳しくお話しを伺います。</p> <p>相談内容を踏まえ、センター内の各種支援や、関係機関との連携などによる支援につないでいきます。</p>	<p>1,813 件</p> <p>(2,041 件)</p>
訪問・その他	<p>相談支援は原則的に電話、来所で実施しますが、必要な場合に相談員が訪問したり、各種支援会議を主催あるいは参加したりします。</p>	<p>32 件</p> <p>(212 件)</p>

(1) 電話相談・来所相談

<電話相談・来所相談等実績>

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	5,408	6,593	7,000	6,661	5,920	5,820	5,413
電話	1,911	2,635	3,529	3,727	3,538	3,567	3,568
来所	2,516	3,028	2,914	2,625	2,062	2,041	1,813
訪問	41	136	416	222	281	194	26
メール・その他	940	794	141	87	39	18	6

＜令和２年度相談内容別集計（Ａ）＞

内容 A	電話	来所	訪問	メール	その他	計
いじめ	5	3	0	0	0	8
不登校	553	447	3	0	0	1,003
学業・進路	273	131	0	2	0	406
友人関係	24	14	0	0	0	38
家庭・子育て	1,077	533	6	1	0	1,617
心身の健康・保健	714	367	7	1	0	1,089
発達障害等	832	265	10	0	2	1,109
非行・不良行為	5	4	0	0	0	9
暴力行為	19	11	0	0	0	30
虐待	20	26	0	0	0	46
体罰	0	1	0	0	0	1
学校・教職員との関係	40	9	0	0	0	49
その他	6	2	0	0	0	8

※兵庫県「ひょうごっ子悩み相談センター」への報告内容

＜令和２年度相談内容別集計（Ｂ）＞

内容 B	電話	来所	訪問	メール	その他	計
健康・医療	668	381	1	1	0	1,051
障害や病状の理解	490	280	0	0	0	770
福祉サービスの利用等	776	195	21	1	2	995
家計・経済	2	0	0	0	0	2
生活技術	14	30	0	0	0	44
社会参加・余暇活動	8	7	0	0	0	15
保育・教育	598	405	3	2	0	1,008
就労	1	0	0	0	0	1
不安の解消・情緒安定	673	255	1	0	0	929
家族関係・人間関係	325	254	0	0	0	579
権利擁護	6	3	0	0	0	9
その他	7	3	0	0	0	10

※西宮市生活支援課への「障害児等療育支援事業実施施設事業実施報告」

(2) 保護者支援

ア 保護者の交流の場の提供

保護者同士が気軽に話せる交流の場として定期的に、暖・暖↑（ダウン症児の保護者の会）の企画や、その他保護者からのご希望に応じて交流の場を設定しています（人数は延べ数）。

<交流の場の提供の実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
暖・暖↑	0回 (0人)	1回 (10人)	2回 (13人)	1回 (4人)	0回 (0人)

※令和2年度は2回の実施を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

イ みやっこファイル

「みやっこファイル」は発達支援などが必要な方が、適切で一貫した支援や配慮が得られるために作成された、個人情報を集積したものです。“生育歴”や“わが子の紹介”のように保護者が記入するページの他、関係機関の記録や情報は自由にはさんでいく形式にしています。

また、「みやっこファイルかき方教室」について、現在は中断しておりますが、平成30年度より再開し、普及に努めています。

<みやっこファイルかき方教室実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
かきかた 教室	0回 (0人)	0回(※) (0人)	1回 (2人)	1回 (2人)	1回 (3人)

(※)H29は準備会を実施

ウ ペアレントトレーニング

こども未来センター診療所の医師が診療の一環として、発達障害児の保護者を対象にグループワークを通して我が子の課題に気づき、適切な対応ができるように指導、助言を行いました。

令和元年度で担当医師が退職したため、令和2年度は未実施です。

【グループ編成】

4グループ実施（各グループ月1回6回シリーズ）

- ・初級グループ
- ・中級グループ（新規）〔初級修了者〕
- ・中級グループ（継続）〔中級2回目〕
- ・卒業グループ〔中級修了者〕

<ペアレントトレーニング実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
初級グループ	10人	9人	4人	11人	-
中級グループ(新規)	10人	8人	6人	9人	-
中級グループ(継続)	15人	21人	6人	-	-
卒業グループ	-	-	22人	25人	-
計	35人	38人	38人	45人	-

エ ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として、平成29年度からペアレント・プログラムを行っています。

平成30年度からは、こども未来センターでの実施に加えて、地域保健課との共催事業として保健福祉センターでも実施しています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

【こども未来センター】

- ・3歳児～未就学児の子供をもつ保護者
- ・小学生の子供をもつ保護者
(各グループ7回シリーズ)

【中央保健福祉センター】

- ・3歳児～未就学児の子供をもつ保護者
(7回シリーズ)

<ペアレント・プログラム実績> (実人数・延人数)

こども未来センター	H29	H30	R1	R2
3歳児～未就学児の子供をもつ保護者	8人・52人	9人・49人	10人・55人	—
小学生の子供をもつ保護者	9人・53人	10人・52人	7人・31人	—
計	17人 ・105人	19人 ・101人	17人 ・86人	—

保健福祉センター	H30	R1	R2
(中央) 3歳児～未就学児の子供をもつ保護者	7人・30人	5人・29人	—
(山口) 3歳児～未就学児の子供をもつ保護者	4人・16人	—	—
計	11人・46人	5人・29人	—

オ 発達障害の学習会

子供の発達をもっと知って、もっとうまく関わって、育児をもっとやりやすくして、子育てを楽しめるように、そして保護者が気軽に話せる交流の場とするために企画された学習会です。

平成29年度までは3回シリーズで年に2セットの開催でしたが、平成30年度からは対象児の年齢で区分し、年2回の開催(平成30年度は諸事情により1回の開催)としています。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により2回目は中止となり1回のみ開催でした。令和2年度は9月(未就学児)と3月(就学児)の2回開催しました。

講師はこども未来センター医師等のスタッフで、初診後児童の保護者を対象に行います。

プログラム内容

- ・こども未来センター診療所長からのお話
- ・家庭での困りごとの具体例と各家庭での対応の紹介
- ・グループディスカッション
- ・ディスカッション内容の共有とすぐにできる具体策のまとめ

<発達障害の学習会実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
学習会	42人	55人	22人	7人	17人

カ ライフスキル・コミュニケーションスキル講習会

発達障害の子供たちの発達（認知）特性を理解し、その理解に基づいた関わり方を知るための講習会で、家庭で実践できるように実習形式で実施しました。講師はこども未来センター医師等のスタッフで、初診後の就学前と就学後の子供の保護者を対象に、それぞれ4回シリーズで開催しました。令和元年度末で退職等により担当医師が不在となったため、令和2年度は未実施です。

<ライフスキル・コミュニケーションスキル講習会実績> (実人数・延人数)

	H30	R1	R2
就学前の子供の保護者	39人・99人	73人・196人	—
就学後の子供の保護者	32人・93人	77人・217人	—

(3) かおテレビ（視線計測装置）

子供の社会性（人への興味や指さしへの反応等）の発達について、保護者と客観的な結果を共有し、子供の発達の理解を深めてもらうためのツールとして、かおテレビを使用しています。

子供を大人の膝の上に乗せてテレビ画面に映る動画（全23画面）を約2分間見てもらいます。

子供の視線の軌跡が表示された動画を保護者と一緒にふり返り、その結果から読み取れる子供の傾向等を説明しています。

<かおテレビ実績>

(実施回数・延人数)

	H28	H29	H30	R1	R2
塩瀬公民館	3回・30人	6回・57人	6回・51人	3回・14人	2回・5人
山口保健福祉センター	4回・38人	6回・54人	6回・48人	3回・16人	4回・12人
鳴尾中央センター	—	9回・80人	24回・225人	20回・165人	14回・78人
子育て総合センター	—	10回・93人	12回・79人	11回・69人	9回・29人
こども未来センター	—	10回・88人	12回・70人	12回・50人	10回・27人
計	7回・68人	41回・372人	60回・473人	49回・314人	39回・151人

2 計画相談支援（本人中心支援計画）

障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」（障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称）の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図ります。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
新規作成	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する際に、子供の保護者からの依頼を受け、その子供が最も適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員が関係機関との連絡調整及び共通理解を図るための計画書を作成します。	新規作成件数 20 件 (40 件)
モニタリング	支援開始後、一定期間ごとにモニタリング(継続障害児支援利用援助)を行い、計画の見直しを行います。	モニタリング件数 534 件 (505 件)
支援会議	本人を中心とした計画作成について、本人(保護者)、関係施設(学校園、児童デイ等)の関係者、担当相談支援専門員が協議します。	開催件数 160 件 (277 件)
訪問	相談支援専門員が、本人の自宅を訪問して日常生活全般の状況を伺い、課題等の把握を行います。	訪問件数 35 件 (496 件)

<計画相談支援実績>

(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2
新規作成	158	26	38	40	20
モニタリング	251	329	439	505	534

3 診察・小児リハビリテーション

(1) 診療所

こども未来センター診療所は、センター内における医療的な側面からの支援を行うのが主な業務です。診療所では、単に診療を行うだけでなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っています。

診療所内で、さまざまな小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）や発達検査などを行うだけでなく、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した、各種の支援などにも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指しています。

増加する発達面での診察希望者に対応し、早期支援実現のために、令和3年4月より地域医療機関との連携を開始するとともに、診察申込には医療機関、健診担当医師、所属の学校園所のいずれかからの紹介を必要とする紹介制を導入しました。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
診察 (小児科・整形外科・児童精神科)	18歳までの身体・知的・発達に関する診療を行います。	利用者数 2,980人 (3,037人) 延利用件数 7,016件 (7,411件)
小児リハビリテーション (理学療法・作業療法・言語聴覚療法)	医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーションを実施します。	
心理療法・発達検査	医師の処方に基づき、心理士がカウンセリングや発達検査を行います。	
わかば園園児の健康管理・療育支援	わかば園(通園療育部門)園児の健康管理のほか、療育支援を行います。	
各種の技術指導等 (障害児等療育支援事業)	必要に応じて、利用者や学校園等に対する技術指導などを行います。	
関係医療機関との連携	必要に応じて、地域や専門の医療機関の紹介や情報共有を行います。	

① 診察実績

(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2
外来診療者数	2,115	2,685	2,931	3,037	2,980
外来初診者数	650	789	607	537	445
外来再診者数	1,465	1,896	2,324	2,500	2,535

②初診者数の状況

(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2
初診数	650	789	607	537	445
運動発達障害(①+②)	88	76	71	78	52
①脳性麻痺 うち低体重出生(内数)	3 (3)	6 (3)	6 (2)	5 (2)	2 (1)
②その他の運動障害 うち低体重出生(内数)	85 (6)	70 (11)	65 (16)	73 (9)	50 (11)
精神発達障害(③+④+⑤)	452	535	418	356	341
③知的障害	68	91	52	43	71
④自閉性障害	329	334	262	228	242
⑤LD/ADHD等	55	110	104	85	28
言語性発達遅滞	75	114	82	75	29
その他	35	64	36	28	23

<年齢別内訳>

(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2
0歳代	39	35	27	32	26
1歳代	52	51	47	38	20
2歳代	91	103	74	67	51
3歳代	104	117	79	70	62
4歳代	76	70	51	51	72
5歳代	45	83	50	47	39
6歳代	40	63	39	33	36
7歳代	39	54	47	40	35
8歳代	33	51	50	36	39
9歳代	38	34	37	24	16
10歳代	28	30	34	22	21
11歳代	17	37	23	25	15
12歳代	14	22	11	18	8
13歳代	16	21	19	15	3
14歳代	11	15	16	13	2
15歳代	4	1	2	4	0
16歳代	2	1	0	2	0
17歳代	1	1	1	0	0
18歳代	0	0	0	0	0
計	650	789	607	537	445

<紹介元内訳>

(単位:人)

紹介元	H28	H29	H30	R1	R2
保健福祉センター (地域保健)	159	202	130	131	81
医療機関(病院・開業医)	105	117	87	61	89
紹介以外(利用者 関係・直接)	138	177	140	156	122
療育機関 (転入ケース含む)	39	32	25	15	14
小学校・中学校	75	112	101	74	66
幼稚園・保育所	52	84	59	59	55
子ども家庭センター	9	11	8	6	2
市役所	38	22	13	8	6
子育て総合センター	15	8	9	12	2
総合教育センター	14	9	3	0	0
その他	6	15	32	15	8
計	650	789	607	537	445

③リハビリ（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）利用者数推移

（単位：人）

	H28			H29			H30			R1			R2		
	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST
脳性麻痺	115	70	45	111	67	44	109	73	44	99	78	46	87	67	44
中枢神経疾患 後遺症	16	5	5	19	5	6	19	5	10	19	4	10	17	5	7
先天性脳形成 不全	7	5	7	5	4	5	5	4	3	4	3	4	2	2	4
難治性てんか ん	6	3	3	5	3	3	4	3	3	6	4	1	5	2	0
染色体遺伝子 疾患	63	42	68	52	44	65	63	51	57	59	56	63	55	51	61
神経筋疾患	9	6	5	9	5	3	9	8	2	8	9	3	9	8	3
筋・骨格・運動 器疾患	10	7	1	7	8	0	10	8	1	13	7	1	10	7	2
精神運動発達 遅滞	19	36	22	16	28	24	16	23	19	12	22	17	11	18	17
運動発達遅滞	117	10	20	123	17	22	119	27	35	106	43	36	89	45	38
その他の運動 障害	3	2	1	4	3	0	4	3	0	4	3	2	2	3	2
協調運動障害	7	23	4	8	24	4	7	32	7	7	43	7	7	31	7
自閉症スペクトラ ム障害(ASD)	11	433	626	11	485	654	9	535	614	9	553	597	5	486	555
学習障害(LD)	1	15	62	1	25	55	1	28	22	1	35	19	1	26	20
注意欠陥・多動 性障害(ADHD)	0	16	12	0	28	18	0	36	21	0	45	21	0	51	18
知的障害	2	57	97	1	75	126	2	83	129	4	101	118	3	87	112
DAMP 症候群										0	0	1	0	0	1
その他	5	13	76	14	33	105	18	39	177	27	48	180	34	48	144
計	391	743	1,054	386	854	1,134	395	958	1,144	378	1,054	1,126	337	937	1,035

(2) 理学療法 (PT : Physical Therapy)

小児理学療法は、先天性または後天性の疾患や外傷などによって、運動発達の遅れや運動機能に困難さがある子供に対し、運動機能の維持・改善を目的に、主に運動などの手段を用いて指導、援助を行います。運動機能の改善や生活環境への支援を行うことで、日常生活活動(ADL)の改善を図り、生活の質(QOL)の向上を目指します。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
理学療法	何らかの原因で運動発達の遅れや運動機能に困難さがある乳幼児から18歳までの児童	子供の持っている潜在能力や発達の力を育て、様々な日常生活の活動性や自立度の向上に取り組み、子供(とその家族)が住んでいる地域の中で現在や将来にわたり、少しでも心身ともに健やかに、豊かな生活が送れるように支援します。	利用者数 337人 (378人) 延利用件数 3,819件 (5,500件)

< P T 外来実人数 (令和2年度) >

(単位:人)

年齢 診断名	0 1 2 3 4 5 6							7 8 9 10 11 12						13 14 15			16 17 18			合計
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小7	小8	小9	小10	小11	小12	中1	中2	中3	高1	高2	高3		
脳性麻痺	0	2	2	4	3	1	7	8	6	5	6	6	8	4	5	8	2	5	5	87
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	3	2	1	0	2	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	2	17
先天性脳形成不全	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
難治性てんかん	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
染色体遺伝子疾患	3	2	6	5	5	3	5	5	5	0	3	6	1	1	1	2	2	0	0	55
神経筋疾患	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	9
筋・骨格・運動器疾患	0	0	3	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	10
精神運動発達遅滞	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	0	2	0	1	0	0	2	0	11
運動発達遅滞	1	14	18	17	11	8	9	4	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	89
その他の運動障害	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
協調運動障害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0	1	0	7
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	5
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
DAMP 症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	10	4	5	5	3	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	34
計	5	30	34	35	29	20	25	24	18	12	14	18	16	11	13	11	5	10	7	337

< 補装具・福祉用具(車いす、座位保持装置など)の製作支援・相談 >

補装具・福祉用具を作製する際には、理学療法士が子供の特性等を配慮して製作支援、相談に応じています。

	H28	H29	H30	R1	R2
製作支援・相談	124	107	144	131	112

(3) 作業療法 (OT : Occupational Therapy)

作業療法は、発達時期に障害を受けた子供達に対して、遊びを中心とした色々な作業活動を利用して、個々の子供の発達課題（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達など）や現在、将来にわたる生活を考慮した治療を行います。また、たとえ障害があっても家庭や学校、社会で生き生きと生活ができるように指導、援助を行います。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
作業療法	何らかの原因で運動機能・感覚機能・認知機能に困難さがあり、育てにくさや個々の技能の獲得のしにくさ、幼稚園・学校などへの不適応が生じている乳幼児から18歳までの児童	<p>家庭生活や学校生活で、生き生きとその人らしい生活ができるように、子供とご家族に以下の目的の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆粗大運動機能の発達を促す（座位・立位・移動動作など） ◆巧緻運動機能の発達を促す（つかむ・つまむ・はなす・両手動作・目と手の協調） ◆日常生活活動能力の発達を促す（食事・更衣・排泄・入浴・学習などの技能） ◆学習基礎能力の発達を促す（方向・形・数・色・大きさなどの概念発達） ◆心理社会性の発達を促す（小集団の運動遊び・ゲーム等を通し対人面・自己統制能力・役割遂行など） 	<p>利用者数 937人 (1,054人)</p> <p>延利用件数 4,227件 (5,705件)</p>
グループ作業療法	小学生 中学生	<p>運動遊び、机上作業を中心とした様々なグループ活動を通じて、友達と協力して活動するために、ルールを理解、動きのコントロール、友達の気持ちを考える、自分の思いをうまく表現する、などを学び、友達とのふれあいを楽しみ、共同作業に自信が持てるようにしていきます。</p> <p>保護者には、集団内の子供の様子を見ていただき、子供の発達についての理解を深め、今回、子供が学んだスキル・経験を家庭、学校生活に活かせるように、具体的な関わり方や対応を保護者の方と一緒に考えていきます。</p>	<p>0グループ(5グループ) (低学年・高学年Ⅰ・高学年Ⅱ・女子・中学生) 計 0人(30人) 延 0回(43回) ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した</p>

<OT外来実人数(令和2年度)>

(単位:人)

診断名	年齢																		計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18
	小						中						高							
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
脳性麻痺	0	1	2	4	7	2	10	6	6	5	4	3	1	3	5	4	0	3	1	67
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
先天性脳形成不全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
難治性てんかん	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
染色体遺伝子疾患	0	0	3	5	4	2	8	6	7	2	3	4	3	1	1	0	2	0	0	51
神経筋疾患	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	8
筋・骨格・運動器疾患	0	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	7
精神運動発達遅滞	0	0	0	1	2	2	1	3	1	0	1	3	2	0	1	0	1	0	0	18
運動発達遅滞	0	0	2	2	12	12	6	4	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	45
その他の運動障害	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
協調運動障害	0	0	0	0	2	2	4	10	5	3	3	0	0	0	1	1	0	0	0	31
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	1	17	33	49	70	69	39	55	37	27	27	18	15	15	8	6	0	486
学習障害(LD)	0	0	0	0	1	3	1	2	5	3	1	3	3	0	3	0	0	1	0	26
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	1	2	3	6	9	9	7	5	3	4	0	2	0	0	0	0	51
知的障害	0	0	0	3	15	7	16	12	8	10	4	2	2	1	2	2	0	1	2	87
DAMP症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	4	3	4	7	12	4	7	4	1	0	1	0	0	0	0	0	48
計	0	1	10	39	84	89	130	136	88	96	65	51	44	25	32	22	11	11	3	937

(4) 言語聴覚療法 (ST : Speech-Language-Hearing Therapy)

言語聴覚療法とは、発声発語機能、言語機能、聴覚機能、高次脳機能、摂食・嚥下機能、コミュニケーション機能に障害のある人などに対して、言語聴覚士が検査、訓練および助言、指導その他の援助などの専門的関わりによって、対象者の機能の獲得や維持・向上を図り、生活の質の向上を支援します。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
言語聴覚療法	音声や言語、嚥下・摂食等に遅れや問題のある乳幼児から18歳までの児童	<p>子供の発達段階に応じて、遊びを取り入れながら個々の目標とする課題に取り組み、保護者にもその目的を説明し、家庭での具体的な関わりにつながるよう指導します。また、センター内の他職種との連携だけでなく、必要に応じ保護者の承諾を得て子供が所属する関係機関の先生方とも連携をとりながら支援します。</p> <p>◆音声や発音の問題 発達段階や理解の度合いに応じて、発音の練習を行います。</p> <p>◆コミュニケーションの問題 個々の発達段階に応じ、運動や感覚遊びを通して、コミュニケーションを拡げ、発達を促します。 ことばの理解を深め、人と相互にやりとりする力を身につけていけるよう支援します。 また保護者にも家庭での具体的なことばかけや対応方法について指導、支援します。</p> <p>◆摂食や嚥下の問題 摂食・嚥下機能を向上させることや、安全に効率よく食事ができることを目的に支援します。保護者に対しても適切な食形態や食事介助の方法を指導します。</p>	<p>利用者数 1,035人 (1,126人)</p> <p>延利用件数 4,389件 (5,674件)</p>
		<p>小集団の中で友達との関わり方や、集団生活に必要なコミュニケーションスキルの学習を促します。友達とのやりとりの経験を積み、自信をつけ集団生活につなげます。 また、保護者にも支援方法を伝え、社会生活に活かしていけるように学校・幼稚園・保育所と連携をはかります。</p>	<p>[年長児] 0グループ(0グループ) 計 0人(0人) 延 0回(0回)</p> <p>[低学年] 1グループ(2グループ) 計 6人(11人) 延 12回(24回)</p> <p>[高学年] 1グループ(1グループ) 計 3名(2名) 延 10回(7回)</p>
集団言語療法	年長児 学齢児		

<ST外来実人数（令和2年度）>

（単位：人）

診断名	年齢																		計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18
							小	小	小	小	小	小	中	中	中	高	高	高		
脳性麻痺	0	0	0	1	6	1	7	6	4	3	3	3	1	1	6	2	0	0	0	44
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7
先天性脳形成不全	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
難治性てんかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
染色体遺伝子疾患	0	2	6	8	3	1	7	7	9	1	6	4	6	0	1	0	0	0	0	61
神経筋疾患	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
筋・骨格・運動器疾患	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
精神運動発達遅滞	0	0	0	3	1	3	5	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	17
運動発達遅滞	0	1	7	8	7	10	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
その他の運動障害	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
協調運動障害	0	0	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	2	23	71	86	89	73	55	56	31	21	11	16	8	7	4	2	0	555
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	0	0	2	4	6	3	2	0	0	0	2	1	0	0	20
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	1	1	4	3	3	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	18
知的障害	0	0	2	5	27	15	20	20	4	5	4	3	4	0	1	2	0	0	0	112
DAMP 症候群	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	1	3	17	28	31	21	20	13	6	2	1	1	0	0	0	0	0	0	144
計	0	5	20	70	146	149	163	137	95	82	50	37	25	18	16	14	5	2	1	1,035

(5) 心理療法・発達検査

心理士が、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、問題解決のサポートを行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)	
心理療法	子供を対象として、「遊戯療法」「カウンセリング」を行い、心の安定に努めています。 現在、新規ケースは受け付けておらず、継続ケースのみ実施しています。	利用者数	15人 (32人)
		延べ利用件数	69件 (180件)
発達検査	子供の発達状況や発達のバランスを客観的に知るために必要に応じて行います。診断の際に利用したり、今後の療育方針を立てる上でも役立てていきます。	利用者数	751人 (873人)
		延べ利用件数	751件 (874件)

<心理療法・発達検査実績>

(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2
心理療法	214	305	245	180	69
発達検査	943	1,071	947	874	751

<一時預かり事業>

より集中しやすい環境で、こども未来センターを利用してもらうことを目的に、リハビリ・相談等対象児童のきょうだいの一時預かりを業務委託により行っています。

【対象】 生後8か月以上の就学前児童 【費用】 1時間 300円

【委託先】 社会福祉法人 桜谷福祉会

	H28	H29	H30	R1	R2
新規登録者数	181人	135人	148人	109人	86人
利用実績(キャンセルは含まない)	2,251 枠	2,025 枠	2,068 枠	1,838 枠	1,122 枠
60分(1枠)	1,883 件	1,801 件	1,812 件	1,628 件	982 件
120分(2枠)	184 件	112 件	128 件	105 件	70 件
(参考)キャンセル数	453 件	416 件	456 件	418 件	263 件

4 通所支援

就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、保育士による療育を行っています。子供の日常生活を大切に、子供と保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような豊かな親子関係を大切にしています。

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
通園療育 「わかば園」	2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児	<p>基本的な生活習慣を大切に、一人一人に応じた安定した身体づくりをしていきます。</p> <p>安心して遊べる環境をつくり、さまざまな遊びの提供をしていき、親子で楽しく遊ぶ中で、豊かな親子関係を築いていきます。</p> <p>一人一人の持っている力を生活や遊びの具体的な場で発揮出来るよう援助していき、毎日の生活がより広がり、充実したものになるよう、いろいろな経験を積み重ねていきます。</p>	<p>在籍者数 35人 (42人)</p> <p>延保育回数 2,166回 (2,761回)</p>

(1) 通園療育(福祉型児童発達支援センター「わかば園」)

ア わかば園の概要

2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談(育児相談、栄養相談、進路相談など)その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事なども行います。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っています。

わかば園では、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしています(親子通園)。

<親子通園のキーワード>

たのしむ	親子で一緒に遊んで、楽しさを共感しましょう
つながる	いろいろな人と出会って、つながりを豊かにしていきましょう
まなぶ	他の親子や先輩からも、たくさん学びましょう
きづく	子供の姿や移り変わりから、うれしい気づきを見つけましょう

イ わかば園のクラス編成と保育の流れ(令和3年4月1日現在)

障害種別	通園対象		組	保育日数 (予定)	通園日				
	年齢	在籍人数			月	火	水	木	金
肢体不自由	2歳	5	ゆき	57		○		9月より	
	3歳	6	はな	83	○		○		○
	4歳	6	つき	126		○		○	○
	5歳	0	ほし	126		○		○	○
知的・発達	2歳	7	うさぎ	123	○		○	○	
	3歳	9	ぞう	169	○	○	○		○
計		33		561					

時間	活動
9:40	順次タクシー登園、診察、検温
	出席ノート、身辺整理
10:00	集まり、名前呼び、歌、ふれあい遊び
	各クラスに応じた保育
	季節の遊び、製作
	身体を使った遊び、感触遊び
11:50	給食
12:35	ゆったり保育(保護者が食事をする間の分離保育)
13:00	個々に応じた活動
13:40	おかえり
14:00	タクシー降園

※保育は1限 50 分、一日3限で実施しています。

1 限目 (10:00 ~10:50)

2 限目 (11:00 ~11:50)

3 限目 (13:00 ~13:50)

※毎週木曜日 年長、年中クラスで音楽療法(どれみクラブ)を実施。

ウ 年間行事・給食・保護者支援

①年間行事

月	行事
4 月	療育説明会・一学期開始・クラス懇談会
5 月	クラス進路勉強会(クラス毎)
6 月	歯科検診・保護者参加デー・救急法講習
7 月	療育公開日・養護学校見学(4 歳児親子) プール開き・夏のお楽しみ会
8 月	家族参加デー・一学期終了・夏休み・二学期開始
9 月	
10 月	わかばっこ広場・遠足(肢体)・園外保育(発達)
11 月	療育公開日
12 月	クリスマス会・二学期終了・冬休み
1 月	三学期開始
2 月	
3 月	卒園式

※誕生会はクラス毎に実施

※その他開催予定

公立保育所交流 など

②給食

わかば園の給食は公立保育所の献立に基づいて実施するとともに、衛生管理を徹底し、安全な給食提供が出来るよう努めています。

また、園児の摂食機能に応じた食事形態（普通食、刻み食、ミキサー食）やアレルギー食、ケトン食、注入食などの特別食にも対応した給食提供を行います。必要に応じて、栄養指導を行います。

<園児の食事形態>

ごはん		おかず		特別食	
普通	27	普通	24	アレルギー普通食 (乳・小麦)	1
お粥	1	ミキサー (ムース食)	2	アレルギーミキサー食 (バナナ、卵、乳)	2
ミキサー粥	5	ミキサー	5	注入食	2
ミキサー(ムース) 粥	2	刻み食	4		
計	35	計	35	計	5

③保護者支援

【クラス懇談】

保護者一人一人のニーズや評価会議で検討した援助内容をもとに懇談を行います。学期に一回の懇談に加え、必要に応じて随時懇談を行います。

【保護者研修】

公立の幼稚園・特別支援学校・北山学園などの見学、卒園児の保護者による子育てや進路についての経験談を聞く機会を設けています。

【家族参観】

保護者及び家族に日頃の療育内容について知ってもらい、理解を深めてもらうと共にきょうだい支援も行っています。

エ 通園方法

わかば園への通園方法は、原則として利用者1～2組を1グループとして、各家庭と園をタクシーで送迎します（グループの組み合わせは園が指定）。

また、医療的ケアの必要な園児とその保護者の通園手段の確保のため、一定の条件のもと福祉タクシーでの送迎を実施しています。

【分離保育プログラム】

子供たちの自立・自律に向けて、就学1年前の利用児（5歳児）を対象に、分離保育で療育を実施しています。

【並行通園プログラム】

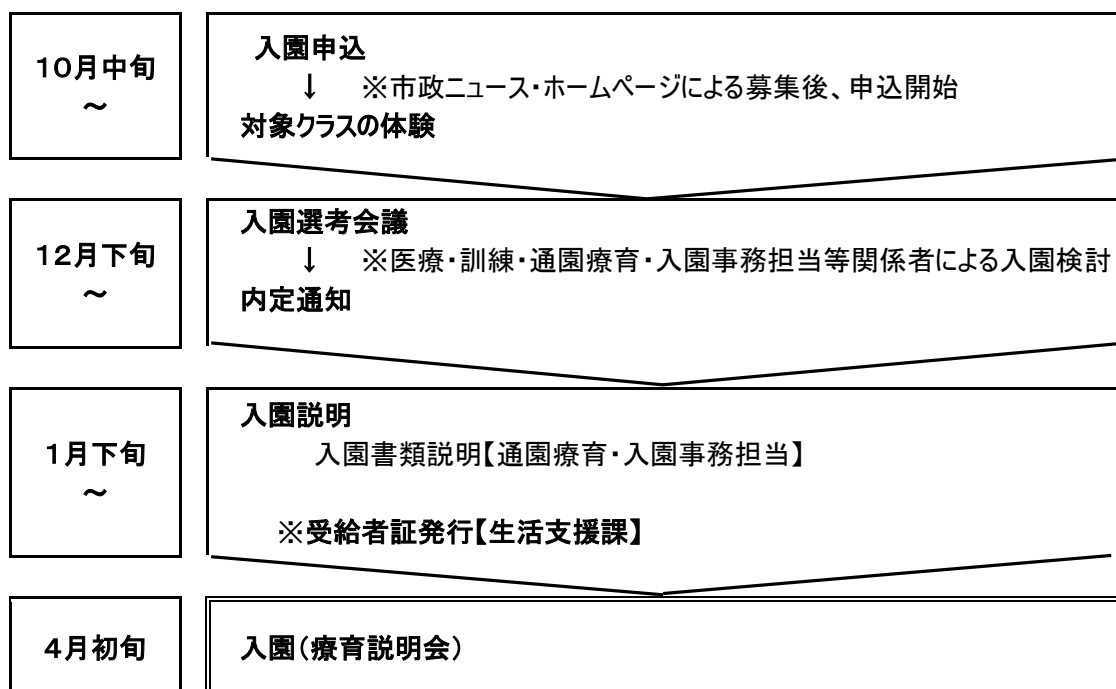
子供が地域の保育所や幼稚園を利用しながら、わかば園通園療育を受ける並行通園プログラムを実施しています。

【介助通園制度】

園児の保護者が病気、出産などのために親子通園が困難な場合、センター職員が介助を行うことにより、療育を継続することのできる制度があります。

場合	期間
保護者が病気、家族の介護のため2週間以上通園が困難になった場合	上限3か月
保護者が妊娠のため通園が困難となった場合	産前8週間、産後12週間 多胎の場合 産前14週間 32週未満の早産の場合は、予定日から12週まで

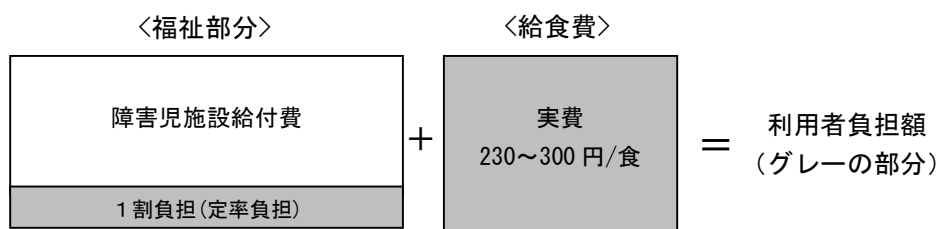
オ 入園の流れ



カ 利用料・利用者負担

①利用料のしくみ

利用者負担額は、福祉部分の各定率負担分と給食費（実費）の合計。



- * 1日の福祉部分の利用料は、タクシー通園制度により配車したタクシーに乗車した時点で支払い義務が発生し、各自で登園（自力登園）される方については、登園した時点で支払い義務が発生する。
- * 食費は、当日午前9時30分までに連絡がなければ、キャンセル料（実費分）を徴収する。
- * 障害児施設給付費は、保護者に代わり代理請求、代理受領する。

(月額)	通園使用料	給食費(1食)	所得区分の認定方法
生活保護	0円	230円	生活保護受給世帯
低所得	0円	230円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
所得1	4,600円	250円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
所得2	37,200円	300円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

②利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、1ヶ月ごとに口座振替により徴収する。

③利用者負担の軽減措置等

- ・「通園療育」の月毎の利用者負担の額（福祉部分）は、児童福祉法により上限が定められている。
- ・「通園療育」の利用状況により、当施設への月々の利用者負担は変わる。
- ・福祉部分には多子軽減措置があり、幼稚園・保育所又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う制度。
(利用者負担額 第2子：半額 第3子以降：0円)
- ・福祉部分の実費負担に対し、毎月の利用者負担額から9,600円を控除した額を補助する制度がある。
- ・児童デイ等を利用した場合、福祉部分について、利用者負担上限額管理が適用される場合があり、利用する場合は、要連絡。
- ・世帯内で介護・福祉サービスを複数受けている場合、高額障害児施設給付費の制度がある。
- ・「幼児教育・保育の無償化」実施により、満3歳～満5歳児については、通園使用料の自己負担はない(給食費等の実費負担分は必要)。

④サービスの利用に関する留意事項

<受給者証>

- ・入園時には必ず受給者証「障害児施設受給者証」を提示し、記載事項等に変更があった場合は要連絡。

<児童発達支援提供実績記録票>

- ・利用者は、当日提供された通園内容を記載した『児童発達支援提供実績記録票』の内容を確認、捺印する。

<わかば園の事業実績>

①通園児の在籍者数

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通園在籍者数(人)	35	36	31	32	38	38	35	34	42	35
保育回数(延べ)	2,983	3,589	3,126	3,603	3,798	3,682	3,075	3,182	2,761	2,166
保育のみ	2,742	3,299	2,903	3,399	3,569	3,541	2,969	3,037	2,626	2,039
保育・音楽療法	241	290	223	204	220	141	106	145	135	127

②通園児の疾患別表

(単位:人)

疾患区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
脳性まひ	10	14	7	8	10	11	9	6	10	7
中枢神経疾患後遺症	2	1	1	2	2	0	0	1	1	2
精神運動発達遅滞	8	7	5	4	5	3	9	6	4	5
染色体・遺伝子異常	6	6	8	10	11	10	12	9	10	8
多奇形症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難治性てんかん	1	2	0	1	2	4	1	2	2	0
末梢神経・筋疾患	2	2	2	1	0	1	0	0	1	2
二分脊椎	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
その他(自閉症スペクトラム等)	4	3	7	6	8	9	4	9	13	11
計	35	36	31	32	38	38	35	34	42	35

③通園児の移動能力別

(単位:人)

移動能力別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
移動不可	9	6	7	8	5	6	6	6
寝返り	3	6	5	3	4	1	6	2
這う	2	2	6	3	1	0	4	2
つたい歩き	0	0	1	1	1	0	1	0
器具による歩行	5	3	2	4	4	6	4	5
独歩	12	15	17	19	20	21	21	20
計	31	32	38	38	35	34	42	35

④通園児の言語能力別

(単位:人)

言語能力別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発声なし	3	0	0	2	1	1	2	1
発声のみ	9	12	15	7	14	10	11	12
喃語	7	4	7	12	5	11	8	1
単語	7	6	5	5	3	5	7	4
二語文	3	1	6	5	3	3	7	12
会話	2	5	5	7	9	4	7	5
計	31	28	38	38	35	34	42	35

⑤通園児の日常生活能力別

(単位:人)

	H28				H29				H30				R1				R2								
	0	2	4	6	0	2	4	6	0	2	4	6	0	2	4	6	0	2	4	6					
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳					
食事	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6
全介助	18	0	10	5	3	13	0	6	3	4	18	0	2	15	1	16	0	6	4	6	14	0	3	7	4
一部介助	17	0	11	5	1	22	0	9	11	2	13	0	7	6	0	22	0	9	12	1	14	0	8	4	2
自立	3	0	2	1	0	3	0	1	2	0	3	0	0	3	0	4	0	1	3	0	7	0	2	5	0
着脱衣	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6
全介助	26	0	16	6	4	13	0	7	3	3	17	0	2	14	1	18	0	8	4	6	19	0	5	8	6
一部介助	11	0	6	5	0	25	0	9	13	3	15	0	7	8	0	21	0	8	12	1	16	0	8	8	0
自立	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
排泄	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	34	0	9	24	1	42	0	16	19	7	35	0	13	16	6
全介助予 告無	22	0	13	6	3	22	0	8	8	6	24	0	4	19	1	22	0	11	5	6	16	0	5	7	4
全介助予 告有	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	6	0	4	2	0	5	0	1	3	1	4	0	0	2	2
一部介助	13	0	8	5	0	15	0	7	8	0	1	0	1	0	0	7	0	3	4	0	10	0	8	2	0
自立	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	8	0	1	7	0	5	0	0	5	0

⑥卒退園児の就園・就学先

(単位:人)

進路	H28		H29		H30		R1	R2
特別支援学校	西宮養護	6	西宮養護	2	西宮養護	1	西宮養護 3	西宮養護 1
							芦屋特 別 1	芦屋特別 1
その他の施設等	北山学園	4	北山学園	1	北山学園	6	北山学 園 7	北山学園 6
普通校							甲東 1	生瀬小 1
							高木北 1	用海小 1
							甲子園 浜 1	津門小 1
								安井小 1
公立保育所	今津文協保	1			浜脇保	1		
私立保育所			一麦保	1				
公立幼稚園	夙川幼	1	大社幼	1	あおぞら幼	1	大社幼 1	春風幼 1
	あおぞら幼	1	門戸幼	2	春風幼	2	あおぞら 幼 1	鳴尾東幼 1
	小松幼	1	春風幼	1	南甲子園幼	1		あおぞら幼 1 門戸幼 2
私立幼稚園	阪急幼	1	こばと幼	3	こばと幼	3	こばと幼 1	こばと幼 1
	こばと幼	2	すずらん幼	2	和光幼	1	松秀幼 1	甲子園二葉幼 1
	甲東幼	1	二葉幼	2	芦大附属幼	1	西宮甲 武幼 1	関西学院幼 2
	二葉幼	4	仁川幼	1	武庫川幼	1	甲子園 二葉 2	
	聖和幼	2	芦大附属幼	1	芦屋みどり幼	1	関西学 院幼 1	
	光明幼	1	芦屋みどり幼	1	香櫨園幼	1	一里山 幼 1	
	こひつじ幼	1	西光幼	1				
児童発達支援事業 所			さくらっこ園	1	シオン	1	あーも 1	さくらっこ園 1
			西宮たんぼぼ	1	西宮たんぼぼ	1		
					カチーナ	1		
					フォーバーン	1		
転居				2		1		
計		26		23		25	24	21

キ 療育公開

市内の幼稚園や保育所等、わかば園の園児と関わりのある関係諸機関の職員に対して、療育公開を行っています。

わかば園の現状や日常の療育の様子を見てもらうことで、わかば園についての理解を深めて頂きながら、関係諸機関との連携をはかっています。

<療育公開実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数	2回	2回	2回	2回	—
延べ参加人数	68人	84人	78人	80人	—

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

5 発達支援

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
親子療育教室	通園療育を行っていない0～3歳児	診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。 親子で楽しくいろいろな遊びをしながら、コミュニケーションを深めていきます。 子育て相談や情報提供などを行うなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。	在籍人数計 742人 (401人) 保育日数計 128日 (157日) 延べ保育日数計 553日 (930日) ※親子療育教室の実績を合計
個別保育	満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供	対象の子供に対して、個別保育を提供しています。 保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋がります。	計 6回 (14回)
体験保育	通園や親子療育教室に入る予定の子供	通園療育や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうことを目的に実施します。	計 86回 (87回)
ほっこり広場	療育待機中の子供	こども未来センターの相談を受けられた後、療育につながるまでの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う保育です。	延べ出席人数 計 62人 (87人)
保育所等訪問支援事業	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	スタッフが保育所・幼稚園・学校等に訪問し、子供が園や学校での生活を楽しく送れるように、個々の特性に配慮し、集団生活における工夫やアドバイスを先生や保護者に行います。	計 47件 (33件)

(1) 親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に親子教室（集団保育）を実施しています。

診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。

また、満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供には個別保育を実施しています。

（本事業は「在宅支援外来療育等指導事業」として実施）。

※親子療育教室のクラス編成は、年度により変更になる場合があります。

令和3年度 クラス編成					令和2年度実績		
クラス名	対象年齢	時間	回数	1クール回数	実人数	保育日数	延べ保育日数
わくわく	2・3歳児	9:20～10:20	週1回	16回	32	80	460
ありんこ	0・1歳児	9:20～10:00	月2回	—	21	33	261
つぼみ	1歳児～	9:45～10:25	月2回	—	2	15	19
計					55	128	742

ア わくわく（2～3歳児の保護者参加によるグループ保育）

【目的】 親子で楽しく遊ぶことにより、コミュニケーションを深めながら色々な遊びを経験します。また、子育て相談や情報提供を行なうなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。

【回数】 週1回 9時20分～10時20分 1クール16回（概ね3ヶ月間）

【対象】 2・3歳児

<わくわく参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	延べ在籍人数	24	23	23	23	30	22	24	24	32	23	15	8	271
	保育日数	12	11	12	9	10	8	11	13	9	8	7	5	112
	延べ保育日数	63	74	83	61	49	47	72	81	57	7	44	27	705
令和元年度	延べ在籍人数	23	24	24	24	21	21	15	23	23	8	8	8	222
	保育日数	7	10	12	12	8	9	8	11	11	3	4	3	98
	延べ保育日数	42	67	83	72	47	54	49	62	67	18	29	22	612
令和2年度	延べ在籍人数	6	6	24	46	36	60	73	47	48	35	44	35	460
	保育日数	1	0	4	8	6	10	13	9	9	6	8	6	80
	延べ保育日数	6	0	19	35	30	47	53	36	43	30	34	34	367

イ ありんこ（0～1歳児の保護者参加による、グループ保育）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊ぶことにより、母子関係を深め、子供の発達を促します。

【回数】 月2回（隔週） 9時20分～10時00分

【対象】 0・1歳児

<ありんこ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	延べ在籍人数	16	19	29	36	38	38	41	46	49	49	53	54	468
	保育日数	3	5	6	7	5	5	9	8	7	8	8	8	79
	延べ保育日数	18	32	36	59	41	44	67	62	55	66	71	73	624
令和元年度	延べ在籍人数	12	8	9	9	6	12	13	15	16	19	22	15	156
	保育日数	2	2	2	3	2	4	4	4	4	4	4	4	39
	延べ保育日数	16	12	14	17	9	18	20	20	22	30	30	22	230
令和2年度	延べ在籍人数	8	8	8	20	13	28	26	29	31	29	20	41	261
	保育日数	0	0	2	4	2	4	4	4	4	3	2	4	33
	延べ保育日数	0	0	5	15	8	17	15	22	28	21	11	25	167

ウ つぼみ（園児対象児ではあるが体力がなく、コンスタントに登園できない子供のクラス）

- 【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊びます。就学前の子供を持つ親同士の交流の場です。子育て相談に応じます。毎週1回来園することで生活リズムを整えます。（園児に向け、コンスタントに来園し体力をつけ、色々な遊びを経験します。）
- 【回数】 月2回 9時45分～10時25分
- 【対象】 肢体不自由児 1歳児～

<つぼみ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	延べ在籍人数	3	3	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	62
	保育日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	延べ保育日数	3	2	4	5	5	4	6	4	8	7	9	7	64
令和元年度	延べ在籍人数	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	4	1	23
	保育日数	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	20
	延べ保育日数	2	4	2	3	1	3	2	2	3	2	5	2	31
令和2年度	延べ在籍人数	0	0	4	4	4	1	2	1	2	2	1	0	21
	保育日数	0	0	2	2	2	1	2	1	2	2	1	0	15
	延べ保育日数	0	0	3	4	4	1	1	1	2	2	1	0	19

(2) 個別保育

ありんこに入るまでの8ヶ月未満の子供について個別保育を提供しています。保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げていきます。

<個別保育参加状況>

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度		1	1	0	3	4	4	2	2	1	1	1	2	22
平成29年度		0	1	3	1	1	1	6	0	0	0	0	1	14
平成30年度		2	2	1	2	2	3	4	3	2	4	2	1	28
令和元年度		0	1	1	1	2	2	4	0	1	1	1	0	14
令和2年度		0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1	6

(3) 体験保育

通園療育「わかば園」や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうために、体験保育を行っています。

<体験保育参加状況>

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度		2	3	10	8	5	4	5	20	14	10	14	1	96
平成29年度		8	4	8	9	6	11	13	20	10	14	13	9	125
平成30年度		13	21	16	13	6	16	33	21	5	4	7	1	156
令和元年度		0	0	0	0	1	15	11	22	2	1	4	0	56
令和2年度		0	0	3	9	5	24	15	18	3	3	2	4	86

(4) ほっこり広場（診察前親子教室）

こども未来センターの相談を受けられた後、初診までの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う教室です。

親子の様子を見ながら、必要な支援につなげていきます。

【目的】 初診までの待機期間において、保護者の不安を和らげ、集団で手遊びやふれあい遊び、紙芝居など遊びを通して親と子の関わりを深めることにより、子供の発達を促す。

【回数】 月2回 9時45分～10時45分

【対象】 0～2歳児で、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所などに通っていない子供

<ほっこり広場参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	延べ在籍人数	3	7	8	8	9	8	7	7	7	6	6	5	81
	保育日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	延べ出席数	2	4	7	9	8	11	9	10	11	5	8	7	91
令和元年度	延べ在籍人数	4	4	5	6	4	6	5	5	5	6	5	6	61
	保育日数	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23
	延べ出席数	4	5	7	9	7	8	8	6	6	10	10	7	87
令和2年度	延べ在籍人数	8	2	3	8	6	11	5	12	12	6	12	8	93
	保育日数	1	0	1	3	2	3	2	2	2	1	2	2	21
	延べ出席数	1	0	1	4	3	7	5	9	9	6	10	7	62

(5) 保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。（有料。世帯の所得に応じた負担）

<保育所等訪問支援事業>

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
保育所等訪問支援	契約者数	2	2	2	5	13	10
	支援回数(*1)	3	1	4	11	11	27
	対応件数(*2)	16	16	14	26	33	47

(*1) 支援回数とは、訪問により支援を行った回数

(*2) 対応件数とは、アセスメントや保護者との面談及び報告の対応件数

※わかば園卒園児への支援

わかば園を卒園した園児に対しては、地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行っています。

（「わかば園卒園児アウトリーチ」として「7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援」に記載。）

6 スクリーニングサポート

不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立に向けたさまざまな支援を行います。

取り組み内容		概要	利用実績(前年度)
不登校児童生徒支援	あすなろ学級みらい	<p>あすなろ学級みらいは、長期欠席をしている不登校の小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒を対象に、学習等の援助を行いながら、社会的自立を目標に運営している教室です。</p> <p>あすなろ学級みらいでは、単に学習の援助だけでなく、通ってくる子どもたちの力を広く育むために、子ども未来センターのさまざまなスタッフが連携して、支援等にあたります。</p> <p>あすなろ学級みらいでは、児童・生徒ひとりひとりの状況にあわせ、学校や保護者と相談しながら、支援を行い、社会的自立をめざして学習支援や心理支援を行います。</p>	<p>児童生徒数 (体験中も含む) 40人 (36人)</p> <p>登校日数 128日 (126日)</p>
学校生活支援	学校生活支援教室 (のびのび教室)	<p>小学校・義務教育学校前期課程の通常学級に在籍する児童の内、LD・ADHD・高機能自閉症等により、学校生活で配慮を必要としている児童に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるよう支援するため当該児童の支援を行うとともに、在籍校との連携体制づくりを行うことを目的としています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した</p>

※居場所サポーター及び西宮市在家庭学習支援システム(あすなろ Web クラブ)は、令和2年度より教育委員会(学校保健安全課)に移管しました。

(1) あすなろ学級みらい

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が社会的自立を果たすことを目的としています。そのため、保護者会を開催する等、保護者や学校と綿密に連携を図っています。

あすなろ学級みらいの通級日は月曜日から木曜日で、人とのふれあいを通して、生きる力をはぐくむことを目標に諸活動を実施しています。

【主な活動内容】

マイスタディタイム 交流活動 ソーシャルスキルタイム

あすなろ学級みらい 週時程表							
			月	火	水	木	金
午前	1	9:30~10:15	マイスタディタイム				マイ トラ イ デ ー
	2	10:25~11:10	マイスタ	交流・SST	マイスタ	マイスタ	
	3	11:15~11:30	終わりの会				
午後	1	13:00~13:45	マイスタディタイム				
	2	13:55~14:40	マイスタ	交流・SST	マイスタ	マイスタ	
	3	14:45~15:00	終わりの会				

<あすなろ学級みらいの児童生徒数>

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒数	43	46	41	45	33	37	46	45	36	40

令和2年度内訳	男子	女子	計
小学生	11	1	12
中学1年生	1	4	5
中学2年生	3	2	5
中学3年生	6	12	18
計	21	19	40

(2) 学校生活支援教室（のびのび教室）

- 【講師】 大東 和子 氏（安井小学校 子供の居場所コーディネーター）
三宅 麻希 氏（四天王寺大学人文社会学部准教授）
- 【保護者教室講師】 稲富 眞彦 氏（関西学院大学教育学部教授）
- 【対象】 西宮市立小学校通常学級在籍児童
- 【開催回数】 高学年・低学年 各8回、保護者教室 各2回
- 【内容】
・ライフスキルの習得（ソーシャルスキルやコーピングスキルなど）
・感情の整理及び心の安定（フォーカシング）
・自己表現の喜び体験と自己肯定感の向上（アートセラピー）
- 【参加者数】 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

【参考】 令和元年度 実施内容

回	タイトル	概略	ねらい
1	はじめまして、こんにちは	・出会いのカード ・メッセージボールパス	相互理解を深め、信頼関係を育む
2	こころもからだもリラックス	・からだで感じる気持ち ・呼吸法とからだほぐし	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる
3	好きな色を使おう！	・みんなでぬりえ	色を使った表現をもとにこころのバランスを図る
4	今日のこころの天気は？	・こころの天気 ・大きな木	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる
5	いろいろアート	・いろいろな画材を使って ・自由描画	様々なアート素材で表現の幅を広げ、感覚を自由に描くことができる
6	こころすっきり、からだほっこり	・こころの整理箱 ・私の安全なところ	自由画から観察力、発想力、創意工夫する力などを楽しみながら自分で確認できる
7	メンバーと仲良くなろう	・どっちが好き？ ・さんれもの冒険	メンバーと協力して、問題解決する力を養う
8	ありがとう、また会いたいな	・感情パズル ・ハートビーイング	言葉が与える影響を知り、友達と良好な関わりを持つことができるようになる

7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援

さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供をとりまく環境や状況を整え、関係者が連携することは大きな意味を持っています。こども未来センターは、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所等と連携し、必要な支援を行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
相談 電話等による相談	<p>学校園、保育所、関係機関からの相談に対して、内容を伺い今後の対策を共に考えます。必要に応じてその後面談等を行いながらニーズの整理についてお手伝いします。</p> <p>その上で支援ツールについて紹介したり、当センター内外と協働しながら支援策について提案しています。</p>	
	<p>学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問(アウトリーチ)し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応答を起こしている幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、心理療法士・ソーシャルワーカーがその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画しています。また、必要に応じて言語聴覚士や作業療法士などの医療職も同行しています。</p> <p>平成29年度からは公私立保育所や私立幼稚園、障害児通所支援事業所、平成30年度からは留守家庭児童育成センターにも対象を広げています。</p>	<p>総派遣回数 240回(252回)</p> <p>校種別派遣回数 保育所 14回(10回) 幼稚園 86回(31回) 小学校 77回(109回) 中学校 23回(44回) 高等学校 24回(38回) あゆみ面接、あゆみ審査会 14回(14回) 育成センター1回(0回) 研修講師 1回(0回) 乳幼児発達相談 0回(6回)</p>
アウトリーチ	<p>発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらいます。</p>	<p>総派遣回数 170回(196回)</p> <p>校種別派遣回数 幼稚園 10回(7回) 小学校 139回(160回) 中学校 18回(20回) 高等学校 0回(0回) 研修等 3回(9回)</p>
	<p>特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中核的な役割(センター的機能)が求められており、専任のコーディネーターが配置されています。</p> <p>高い専門性のある特別支援学校専任コーディネーターと連携を図り、必要に応じて支援を求めている学校の実情を伝えるとともに、派遣の依頼をしています。</p>	<p>総派遣回数 45回(31回)</p> <p>校種別派遣回数 幼稚園 1回(1回) 小学校 33回(23回) 中学校 7回(3回) アイ・あいスクール 4回(4回)</p>
セラピスト訪問	<p>障害児が通う保育所、幼稚園、学校、施設へ主として診療所のスタッフが訪問し、担当者に技術指導及び助言を行います。</p> <p>※前年度分の回数には本人中心支援会議への派遣回数が含まれている。</p>	<p>総派遣回数 50回(101回)</p> <p>校種別派遣回数 保育所 10回(19回) 幼稚園 6回(8回) 小学校 31回(56回) 中学校 0回(6回) 高等学校 0回(2回) 児童発達支援事業所 0回(2回) 放課後等デイサービス 0回(1回) 相談支援事業所 0回(4回) 育成センター 0回(1回) 聴覚支援学校 0回(1回) 行政機関 0回(1回)</p>

取り組み内容		概要	利用実績(前年度)
本人中心支援会議への出席		障害福祉サービス等を利用する際に作成する「本人中心支援計画」作成の会議に診療所のスタッフが出席し、本人(保護者)、関係施設(学校園所等)の関係者、担当相談支援専門員と協議します。	総派遣回数 23回 校種別派遣回数 保育所 1回 小学校 8回 中学校 1回 相談支援事業所 13回
アウトリーチ			総派遣回数
	わかば園卒園児アウトリーチ	わかば園を卒退園した園児が、地域の所属先(幼稚園・保育所等)での集団生活へ円滑に移行できるよう、所属先の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。	5回(14回) 幼稚園 5回(13回) 保育所 0回(0回) 小学校 0回(1回) その他 0回(0回)
支援会議	医療専門職等によるもの	主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討します。学校関係者とこども未来センターの医師・関係職員が参加します。	総会議回数 54回(100回) 校種別会議回数 保育所 1回(1回) 幼稚園 2回(4回) 小学校 41回(61回) 中学校 8回(33回) 高校 2回(1回)
技術指導	PT・OT・ST見学	学校園所等の担当者に担当児童の訓練の様子を見学してもらい、セラピストから担当者に指導助言を行う。	164回 (165回)
判定支援	あゆみ面接	現在保育所に通所していたり、今後入所予定の乳幼児のうち、加配保育士による支援が必要かどうかの判定支援をするための医師を派遣しています。	

*)西宮専門家チーム:医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成しています。

<学校・幼稚園・保育所等への支援>

	H28	H29	H30	R1	R2
学校園支援アウトリーチ	556回	699回	811回	252回	240回
西宮専門家チームの派遣	245回	245回	188回	196回	170回
巡回相談員の派遣調整	30回	55回	58回	31回	45回
セラピスト訪問	28回	57回	72回	101回	50回
わかば園卒園児アウトリーチ	—	15回	11回	14回	5回
支援会議	58回	85回	86回	100回	54回
PT・OT・ST見学	171回	171回	165回	165回	164回

8 地域との連携

さまざまな課題のある子供に対して、より広い協力や連携が必要な場合に、関係機関などとの連携をとりながら支援を行います。また、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行っています。

種別	区分	概要	実績(前年度)
西宮市地域 自立支援協議会 (みやっこ会議)	こども部会	事務局として運営を担っています。 ・部会:毎月第3水曜日 ・事務局会議:毎月第4火曜日 ・児童フォーラム: 「みやっこ会議兼特別支援教育ネットワーク会議」	新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した
	あんしん相談 窓口連絡会	相談支援専門員等が参加しています。 ・部会:毎月第2火曜日 ・事務局会議:毎月第4水曜日	
	運営委員会	・運営委員会:奇数月第1木曜日	
	その他	全体フォーラムや「西宮市民まつり」「輪イ和イひろば」等に参加しています。	
関係機関 ・団体等	障害者総合相談 支援センター にしのみや	みやっこ会議や障害児相談支援・計画相談支援等の相談支援事業の他、当センターの利用者が成人に向うにあたり、つなぎ先としても連携しています。	
	地域保健課 (西宮市保健所)	乳幼児健康診査等を契機に支援の必要な子供に関して当センターへの紹介元として、及びその後の支援についても連携しています。	こども未来センターへの紹介件数 81件(131件)
	子育て総合 センター	子育て一般の広い相談の中で必要に応じて当センターへのつなぎや「ひょうごっ子悩み相談センター」で実施する教育相談を共に担当して連携しています。	こども未来センターへの紹介件数 2件(12件)
所属関係 団体等	近畿肢体不自由児 療育施設 連絡協議会 (近肢連)	近畿地区の肢体不自由児等の発達支援を行う施設・事業所で構成されており、施設・事業所間や関係機関との連絡・調整、情報交換をはじめ、障害のある子供たちの医療・保健・福祉に関する調査研究などの活動を行っています。 ①療育研究大会 ②部会研修(看護部会、給食部会、理学療法・作業療法部会、言語部会、心理相談部会、保育部会)	
	西宮市要保護児童 対策協議会	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を、関係する機関の連携により組織的・効果的に実施するために設置している西宮市要保護児童対策協議会(通称みやっこ安心ネット)の実務担当者会議に相談員が出席するなど連携を図っています。	

9 講座・研修・人材育成

保護者や関係者・教職員等に対するさまざまな講座や研修等のプログラムを実施しています。また、医師・セラピスト・保育士などの施設実習の受入を行い、人材育成に協力しています。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
一般向け 市民講演会	発達障害をもつ子供の世界観や関わり方を学び、発達障害の特性等を正しく理解すること目的として実施しています。 【講師】外部専門家 【対象】西宮市民	新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した
発達障害セミナー	発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校等の教職員	0回実施(2回) ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した 参加者数 0人(82人) 延 0人(109人)
身体障害セミナー	身体障害児の幼児期・学童期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校等の教職員	0回実施(3回) ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した 参加者数 0人(45人) 延 0人(62人)
専門職向け 特別支援教育 コーディネーター スキルアップ研修	子供の発達を医療、心理、福祉、教育など多様な観点からアセスメントできる力を養うとともに、具体的な支援方法の提案や組織的対応のコーディネートなど、教育現場における子供の発達支援の指導的立場となる教職員を育成することを目的としています 【講師】外部専門家 【対象】西宮市立小中学校教員	参加者 0人(18人) ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した
子供支援講演会	脳科学的見地に基づいて発達上に課題のある子供への支援方法を学ぶ。 【講師】外部専門家 【対象】児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等職員、市役所職員	新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した
早期発見・早期支援 講演会	脳科学的見地に基づいて発達上に課題のある子供への支援方法を学ぶ。 【講師】外部専門家 【対象】幼稚園、保育所職員	新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した
教職員 研修企画 特別支援教育に関する 研修	特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。	

(1) 一般向け

ア 市民講演会

発達障害をもつ子供についての一般市民への理解促進を目的として、市民講演会を実施しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

(2) 専門職向け

ア 発達障害セミナー

発達障害の子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

	H28	H29	H30	R1	R2
発達障害セミナー	4回	4回	4回	2回	—
	149人	82人	145人	82人	—
	(247人)	(254人)	(198人)	(109人)	—

()内は延べ人数

イ 身体障害セミナー

運動や言語の発達に遅れがある子供や身体に障害のある子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、乳幼児期から学齢前半期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

	H28	H29	H30	R1	R2
身体障害セミナー	3回	4回	3回	3回	—
	145人	20人	45人	45人	—
	(212人)	(69人)	(75人)	(62人)	—

()内は延べ人数

ウ 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

【講師】 片山 泰一 氏（子どもの発達科学研究所代表理事）
和久田 学 氏（子どもの発達科学研究所主席研究員）
大須賀 優子 氏（子どもの発達科学研究所主任研究員）

【対象】 西宮市立幼稚園、小中学校教員 18名

【内容】 社会心理、生命科学、教育支援 24時間

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

1	教育支援	子ども理解	現状理解、発達障がい正しい理解、子ども虐待	1.5
	教育支援	行動支援	なぜ子どもたちは不適応行動をするのか、行動を捉える、応用行動分析、環境設定	1.5
2	生命科学	発達障害と脳	発達障がい脳機能から捉える	1.5
	生命科学	子ども虐待と脳	子ども虐待の深刻な影響、子ども虐待への支援	1.5
3	社会心理	インクルーシブ教育と合理的配慮	典型例の研究、障害者差別解消法とインクルーシブ教育、合理的配慮とは	1.5
	社会心理	家庭支援	保護者面談(演習)、保護者理解、保護者支援のシステム、インタビュー(演習)、結果の提示、家庭支援	1.5
	教育支援	事例検討1	支援のデザイン、支援のヒント、事例検討の必要性、事例検討の目的と枠組み	1.5
4	教育支援	事例検討2	正しいアセスメントのために、モデルで理解する(冰山モデル)、事例検討演習、コンサルテーションの前に	1.5
	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
6	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
	教育支援	脳機能から考える行動支援・学習支援	脳機能から学習・行動を捉える、実行機能と学習・行動、記憶と学習・行動	1.5
	社会心理	特別支援教育のシステム	特別支援教育のシステム化、学びを具体的に生かすために、支援コーディネーターの役割	1.5

(3) 教職員研修企画

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止した研修があります。

研修名	対象	延べ人数	回数
特別支援教育コーディネーター研修	幼小中高特のコーディネーター	100	1
特別支援学級担任研修	小中の特別支援学級担任	中止	
特別支援教育支援員研修	小中の特別支援教育支援員	中止	
保育支援員研修	幼の保育支援員	30	1
特別支援教育にかかる情報化研修	小中の特別支援学級担任	7	1
ノートテイク研修	難聴の子供に関わりのある教職員	中止	

※その他、特別支援学校主催の研修や県教委主催の研修についても紹介とまとめをしています。

(4) 実習生受入

実習内容	学校名	人数	時期
PT 臨床実習	畿央大学	1	令和2年6月～7月
	神戸学院大学	1	令和2年6月～7月
OT 臨床実習	大阪リハビリテーション専門学校	1	令和2年9月～10月
ST 臨床実習	国立リハビリテーションセンター学院	1	令和2年9月～10月
保育実習	同志社女子大学	2	令和2年7月
	甲南女子大学	2	令和2年7月～8月
	武庫川女子大学	1	令和2年8月～9月
	兵庫大学	1	令和2年9月
	関西学院 聖和短期大学	1	令和3年2月～3月
社会福祉士実習	神戸女子大学	2	令和2年6月、10月
公認心理師実習	武庫川女子大学大学院	2	令和2年7月、 令和3年9月～令和3年1月
	神戸女学院大学大学院	2	令和2年6月～9月、 令和2年10月～令和3年2月
	<合計>	17	

(5) ボランティア活動（受入）

市民の社会参加ニーズに応え、わかば園内での活動（通園児の食後の見守り、療育活動中の保護者支援、環境整備（教材等の製作、用具の修理、活動準備等）、行事等での対応（案内配布、当日の活動支援））を支援しています。ボランティアの育成を通じて、地域に開かれた施設を目指します。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ボランティア	258回 (11人)	245回 (6人)	257回 (6人)	243回 (3人)	249回 (4人)	225回 (2人)	210回 (2人)	109回 (2人)	0回 (0人)

IV 西宮市立北山学園(福祉型児童発達支援センター)

1 北山学園の概要

就学前の知的障害児を対象とし、遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援することを目的として、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立され、平成18年度からは、指定管理者社会福祉法人甲山福祉センターが管理・運営しています。

その後、児童福祉法に基づき、平成24年4月に児童発達支援センター(福祉型)に移行し、子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することをめざしています。(平成27年度より、障害福祉課から、こども未来センターの所管に移行)

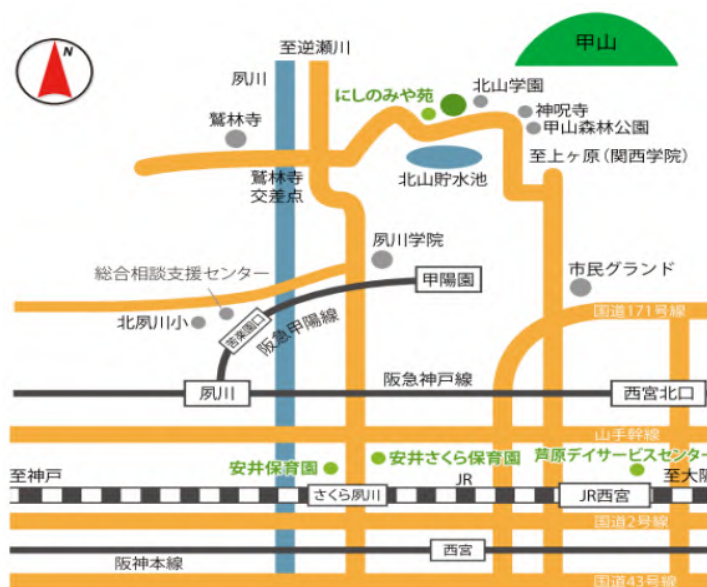
<学園の方針>

- ①豊かな自然環境を生かし、子どもたちがのびのびたくましく育つことを目指します
- ②子どもらしく生き生きと育つためにひとりひとりにきめ細かな療育活動を提供します
- ③発達相談や療育相談を通して子育てをサポートします
- ④地域社会と交流することで信頼される福祉施設を目指します

(1) 保育時間等

登園日	月曜日～金曜日(夏・冬・春休みあり)
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、その他園が定めた日
保育時間	午前9時40分～午後2時30分
通園方法	通園バス3コース 北部地域はタクシー通園
対象児	3歳児から就学前の知的・発達障害児

(2) アクセス



最寄のバス停 阪神バス・阪急バスともに「甲山墓園前」下車すぐ

(3) 施設概要

所在地	〒662-0011 西宮市甲山町 53 番地
電話・FAX	0798-71-8027・0798-71-9114
竣工年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 1 日
開園年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 11 日
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
敷地面積	48,391.80 m ²
専用床面積	694.42 m ²
指定管理者	社会福祉法人 甲山福祉センター
代表者	理事長 服部 英司
施設長(園長)	森裏 みな子

(4) 沿革

1969 (S44)年	8 月	定員 30 名で北山学園を開園
1970 (S45)年	8 月	学園プール設置
1993 (H 5)年	4 月	保育時間の延長
1995 (H 7)年	1 月	震災後、地域保育を実施
1996 (H 8)年	4 月	週 5 日登園になる
1997 (H 9)年		総合木製遊具の寄付を受ける(中央競馬馬主社会福祉団体)
1998 (H10)年	8 月	バス車庫棟等増改築工事(中央競馬馬主社会福祉財団)
2000 (H12)年	4 月	外来保育「ぼっぼくらぶ」を開始
2002 (H14)年	8 月	夏期に甲山自然の家で 1 泊 2 日宿泊キャンプを開始
2004 (H16)年	4 月	学園で園児分の給食を調理、単独厨房の開始
2006 (H18)年	3 月	学園バス購入(学園キャラクターやバスイラストに絵本作家のたかいよしかず氏のイラスト)
2008 (H20)年	4 月	発達検査を西宮すなご医療福祉センター(旧砂子療育園)臨床心理士により実施
2009 (H21)年	4 月	通園バス 2 便と北部地域タクシーでの送迎開始
2010 (H22)年	4 月	定員 30 名を定数の弾力化で 33 名受入
2010 (H22)年	5 月	園庭日除けネット設置
2010 (H22)年	6 月	気管切開処置児受け入れの為、パート看護師採用
2010 (H22)年	10 月	水曜日保育時間を 45 分間延長
2011 (H23)年	5 月	山口公民館と塩瀬公民館で親子教室を開始、保育時間を 15 分間延長
2011 (H23)年	6 月	プール日除けネット設置
2012 (H24)年	4 月	「知的障害児通園施設北山学園」より、「児童発達支援センター北山学園」に移行

(5) 親子教室 ぼっぼクラブ

地域支援事業として、“集団に参加するのはちょっと苦手かなあ〜”と感じたり、“なんだか少し気になるなあ〜”と不安に思うお子さん(1歳半〜就学前)を対象に、親子教室をしています。(年間 3 クール実施)

実施日・時間	隔週金曜日 10:00~11:45
定員	親子で6組
参加費	無料(行事によっては、必要な場合あり)

(6) その他実施事業

- ①保育所等訪問支援
- ②障害児相談支援

付 録

1 対前年実績比較と分析について

令和2年度 子ども未来センター 実績について (対前年実績比較と分析)

関係機関等からの紹介

【令和2年度】
地域保健課 81件 (△50)
子育て総合センター 2件 (△10)

診療の待機状況から、早期に受診・療育を希望される方に対し他機関を案内することが増えたことから紹介件数が減少した。

ペアレントトレーニング

【令和2年度】未実施 (△45)
初級グループ - (△11)
中級グループ (新規) - (△9)
中級グループ (継続) - (同)
卒業グループ - (△25)

担当医師の退職により未実施となった。

ペアレントプログラム

【令和2年度】
参加人数 未実施 (△22)
参加延べ人数 未実施 (△115)

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となった。

かおテレビ

【令和2年度】
実施回数 35回 (△10)
延べ人数 151人 (△163)

新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。

相談支援

【令和2年度】延 5,413件 (△4,077)
電話相談 3,588件 (+1)
来所相談 1,813件 (△228)
訪問 26件 (△168)
メール・その他 6件 (△12)

延べ件数は相談員の休業や新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。来所および訪問の代替手段として電話相談が活用された。

ほっこり広場

【令和2年度】
延べ出席人数 62人 (△25)

初診待機期間の短縮と新型コロナウイルス感染症の影響により初診申込者が減少したことにより、人数が減少した。

障害児支援利用計画 (本人中心支援計画)

【令和2年度】
新規作成 20件 (△20)
モニタリング 534件 (+29)

新型コロナウイルス感染症の影響により新規作成の件数が減少した。

スクーリングサポート

あすなろ学級みらい
通級者数 【令和2年度】 40人 (+4)

中学生は入級希望者が多く、11月に募集を締め切った。

診療

【令和2年度】
初診 445件 (△92)
再診 445人 (△92)
6,571件 (△3,903)
2,535人 (+35)

リハビリテーション

新型コロナウイルス感染症の影響及び各計年度任用医師の退職(1名減)により、件数が減少した。

リハビリテーション

【令和2年度】
理学療法 3,819件 (△1,681)
337人 (△41)
作業療法 4,227件 (△1,478)
937人 (△117)
言語療法 4,389件 (△1,285)
1,035人 (△91)
発達検査 751件 (△123)
751人 (△122)
心理療法 69件 (△111)
15人 (△17)

わがば国(通園療育)

【令和2年度】
通園(児童発達支援) 35人 (△7)
在籍者数 延べ出席日数 2,166日 (△5,995)

外来保育(親子保育教室)
在籍人数計 742人 (+341)
保育日数計 128日 (△29)
延べ出席日数計 553日 (△337)

新型コロナウイルス感染症の影響で休園や特別療育を行ったため、通園や親子保育教室の出席日数が減少した。

保育所等訪問支援 27件 (+16)
卒園児アウトリーチ 5回 (△9)

保育所等訪問支援事業は利用者の必要回数に届き実施している。卒園児アウトリーチは新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少した。

わがば国(通園療育)

【令和2年度】
通園(児童発達支援) 35人 (△7)
在籍者数 延べ出席日数 2,166日 (△5,995)

外来保育(親子保育教室)
在籍人数計 742人 (+341)
保育日数計 128日 (△29)
延べ出席日数計 553日 (△337)

新型コロナウイルス感染症の影響で休園や特別療育を行ったため、通園や親子保育教室の出席日数が減少した。

保育所等訪問支援 27件 (+16)
卒園児アウトリーチ 5回 (△9)

保育所等訪問支援事業は利用者の必要回数に届き実施している。卒園児アウトリーチは新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少した。

通達支援等

学校園支援アウトリーチ

【令和2年度】
総派遣回数 240回 (△12)
14回 (+4)
・保育所 86回 (+55)
・幼稚園 77回 (△32)
・小学校 23回 (△21)
・中学校 24回 (△14)
・高校 14回 (同)
・育成センター 1回 (+1)
・研修講師 1回 (+1)
・乳幼児発達相談 0回 (△6)

私立幼稚園への周知が少しずつ進んでいるので、幼稚園の利用が増えている。休校期間があったので件数が減少していると考えられる。

専門家チーム派遣

【令和2年度】
総派遣回数 170回 (△26)
10回 (+3)
・幼稚園 139回 (△21)
18回 (△2)
・中学校 0回 (同)
・高校 3回 (△6)
・研修等

学校の休校期間に中断していたので件数としては減少しているが、依然として、学校(特に小学校)からのニーズは高い。

セラピスト訪問

【令和2年度】
総派遣回数 50回 (△51)
・保育所 10回 (△9)
・幼稚園 6回 (△2)
・小学校 31回 (△25)
・育成センター 0回 (△6)
・中学校 0回 (△1)
・高校 0回 (△2)
・児童発達支援センター 0回 (△1)
・放課後等デイサービス 0回 (△1)

新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休校や緊急事態宣言による訪問休止期間があり、件数が減少した。また令和2年度については、本人中心支援会議への派遣件数も含まれている。

本人中心支援会議への出席

【令和2年度】
総派遣回数 23回
1回
・保育所 8回
・小学校 1回
・中学校 1回
・相談支援事業所 13回

令和元年度分はセラピスト訪問の派遣回数に含まれている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催が少なかった。

各種研修

一般向け研修

【令和2年度】
発達障害の学習会 2回 (+1)
ライフスキル研修会 0回 (△8)
市民講座 0回 (△1)

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの研修が開催中止した。

教員向け研修

【令和2年度】
発達障害セミナー 0回 (△2)
発達障害セミナー 0回 (△3)
特別支援研修Co. 0回 (△7)
子供支援講話 0回 (△1)
早期発見・早期支援講話 0回 (△1)

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止した。

2 事務事業評価表（令和2年度実施事業）

（1）児童発達支援事業

令和2年度実施事業

令和3年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		児童発達支援事業		作成年月日	令和 3年 6月30日	
				事業番号	210302	
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課				
主管課長等		地行 一幸		事業開始年度	昭和42(1967)年度	
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例、西宮市立児童福祉施設条例			予算科目	01 款 15 項 20 目 20
					目名	児童発達支援費
総合計画の体系	政策分野	02	子供・教育			
	施策分野	01	子供・子育て支援			
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）						
事業概要	旧「西宮市立わかば園」を移転を機に、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を目指して、「児童発達支援センター」と「スクリーニングサポートセンター」の両施設を複合した西宮市立こども未来センターを平成27年に新設した。「こども未来センター」全体の施設管理業務と児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、こども未来センター内において通園療育等の事業を行っている「わかば園」、そして社会福祉法人を指定管理者としている「西宮市立北山学園」の管理運営を実施している。 〔こども未来センター わかば園〕2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 〔北山学園〕3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。					
対象・意図	対象	発達上の課題のある子供とその保護者				
	成果（対象をどのような状態にしたいか）	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。				
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等） 西宮市立北山学園の管理運営業務を指定管理による業務委託 施設維持管理業務を外部委託					
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無					
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無					
令和2年度実施内容	<p><通園療育></p> <p>①こども未来センター 通園療育「わかば園」 在籍人数35人 〔療育延べ出席人数〕2,166人 〔親子療育教室（外来保育）延べ出席人数〕742人 〔保育所等訪問支援〕 支援回数47回</p> <p>②北山学園 在籍人数30人 〔療育延べ出席人数〕 保育6,087人</p>					
III. 事業費（コスト）の推移（PLAN・DO）						
コストの内訳（千円）	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	
	事業費 A	110,902	109,212	114,467	143,673	
	うち会計年度任用職員人件費(※)	23,612	23,395	29,201	34,839	
	その他事業費(※)	87,290	85,817	85,266	108,834	
	正規職員人件費 B	136,454	136,433	140,727	145,052	
	正規職員従事者数	16.26	16.19	16.66	16.74	
	合計 (A + B) C	247,356	245,645	255,194	288,725	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	県支出金	0	0	1,682	0	
	地方債	0	0	0	0	
	その他	35,339	30,016	20,853	46,069	
	一般財源	212,017	215,629	232,659	242,656	
	コスト調整額 D	37,559	40,015	40,339	40,377	
	(加算)減価償却費	32,665	32,665	32,509	32,509	
(加算)退職給与引当	4,894	7,350	7,830	7,868		
(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
トータルコスト (C + D) E	284,915	285,660	295,533	329,102		

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年比 (%)	令和3年度計画
① 「わかば園」在籍人数	人	34.0	42.0	35.0	83.3	45.0
② 「北山学園」在籍人数	人	32.0	31.0	30.0	96.8	30.0
③		-	-	-	-	-



事業の成果や効果を示す指標名(説明)	単位	目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	最終目標値	達成率 (%)
① 「わかば園」通園療育延べ出席人数	単位	目標	3,850.0	3,850.0	3,850.0	3,850.0	3,850.0	56.3
	人	実績	3,182.0	2,761.0	2,166.0	-	最終目標年度	令和10年度
式・説明 「わかば園」通園療育延べ出席人数								
② 「北山学園」延べ出席人数	単位	目標	7,000.0	7,000.0	7,000.0	7,000.0	7,000.0	87.0
	人	実績	6,759.0	6,617.0	6,087.0	-	最終目標年度	令和10年度
式・説明 「北山学園」延べ出席人数								
③	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	人	実績	-	-	-	-	最終目標年度	-
式・説明								

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが急増・多様化しているだけでなく、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校園との連携ニーズも高まっている。こうしたことから、公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標をやや達成できなかった	緊急事態宣言に伴う閉園等の影響で通園療育延べ出席人数は減少した。今後とも遊びや活動を通じて心身の発達を促す子どもへの療育と共に、保護者の育児不安を和らげ、同じ思いを持つ保護者同士のネットワーク構築のサポートを行っていく。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	データなし (アンケート調査等を実施していない)	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	事業の性質上、法令により受益者負担割合が決まっている。支援ニーズの多様化により専門職員の増員が必要となる可能性がある。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	こども未来センターは、療育や地域連携等の中核拠点を目指しているため、原則として直営で業務を行っているが、北山学園に関しては指定管理者制度を導入しており、今後の双方の特性を生かし相互補完による運営を行っていく。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		肢体不自由児、知的障害児に加え、発達障害児が増加しており、こども未来センター通園療育部門と北山学園との連携を強化し、個に応じた支援を充実させる必要がある。	
VI. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	II 現状どおり継続	
	改善・見直し内容	令和3年度で対応するもの	
		幼稚園、保育所等への移行を視野に入れ、本人の日常生活につながる療育を行うと共に、アウトリーチ、保育所等訪問支援といったフォロー事業の充実を目指す。	引き続き、本人の日常生活につながる療育を行うとともにフォロー事業の充実に取り組む。また、こども未来センターの通園療育部門と北山学園の職員のスキルアップを目的とした相互交流・情報交流を進める等、さらなる支援の充実に努める。

注意事項

- (1) 内部事務 (事業分類コードが119、120、121) の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
- (2) 投資的事業 (事業分類コードが222、223) の場合は、成果指標を設定していない。
- (※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。
- (※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。

(2) 診療・リハビリ事業

令和2年度実施事業

令和3年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報											
事務事業名		診療・リハビリ事業		作成年月日	令和 3年 6月30日						
				事業番号	210301						
担当部署		こども支援局 こども未来部 診療事業課									
主管課長等		谷口 祐子		事業開始年度	昭和42(1967)年度						
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例	予算科目	会計	01	款	15	項	20	目	20
			目名	児童発達支援費							
				事業分類	112		ソフト事務法令等無				
総合計画の体系	政策分野	02	子供・教育								
	施策分野	01	子供・子育て支援								
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実								
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)											
事業概要	こども未来センター診療所は、子供の運動発達の遅れや、ことばの発達についての診療など、医療的な側面からの支援を行っている。診療所の特徴は、単に診療を行うだけでなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っているところにある。 医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士などの医療専門職が、さまざまな取組みを行い、センター内の関係部門や学校園等と連携した各種の支援にも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援をめざしている。										
対象・意図	対象	発達上の課題がある18歳までの子供とその保護者									
	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	診療・リハビリなどにより、子供の困りごとを減らし、日々の生活に適応しやすくなるよう支援を行うとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身の自分らしい豊かな人生を実現することをめざす。									
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託 (民間等) 診療所外来受付・会計・リハビリ予約及び診療報酬明細書作成業務 リハビリ等センター利用時の兄弟姉妹一時預かり業務										
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無										
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無										
令和2年度実施内容	<診察延べ実施件数 (小児科・整形外科・児童精神科)> 初診 利用者数 445人 延べ利用件数 445件 再診 利用者数 2,535人 延べ利用件数 6,571件 合計 7,016件 <小児リハビリテーション延べ実施件数> 理学療法 利用者数 337人 延べ利用件数 3,819件 作業療法 利用者数 937人 延べ利用件数 4,227件 言語聴覚療法 利用者数 1,035人 延べ利用件数 4,389件 合計 12,435件 <心理部門延べ実施件数> 心理療法 利用者数 15人 延べ利用件数 69件 発達検査 利用者数 751人 延べ利用件数 751件 <学校園等への連携・支援件数> 支援会議 実施回数 54回 セラピスト訪問 実施回数 50回 PT・OT・ST見学 実施回数 164回										
III. 事業費 (コスト) の推移 (PLAN・DO)											
コストの内訳 (千円)	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算						
	事業費 A	188,352	202,608	221,429	217,612						
	うち会計年度任用職員人件費(※)	107,119	108,257	123,391	126,993						
	その他事業費(※)	81,233	94,351	98,038	90,619						
	正規職員人件費 B	147,447	157,332	153,989	148,605						
	正規職員従事者数	17.57	18.67	18.23	17.15						
	合計 (A + B) C	335,799	359,940	375,418	366,217						
	Cの財源内訳										
	国庫支出金	0	0	0	0						
	県支出金	0	0	3,856	0						
	地方債	0	0	0	0						
	その他	127,225	119,916	97,235	151,259						
	一般財源	208,574	240,024	274,327	214,958						
	コスト調整額 D	7,567	10,754	8,568	8,061						
(加算)減価償却費	2,278	2,278	0	0							
(加算)退職給与引当	5,289	8,476	8,568	8,061							
(控除)コスト対象外	0	0	0	0							
トータルコスト (C + D) E	343,366	370,694	383,986	374,278							

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年比 (%)	令和3年度計画
① 診察利用者数	人	2,931.0	3,037.0	2,980.0	98.1	3,100.0
② 小児リハビリテーション利用者数	人	2,497.0	2,558.0	2,309.0	90.3	2,500.0
③ 学校園等への連携・支援件数	回	323.0	366.0	268.0	73.2	360.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標値	達成率 (%)
① 診察延べ実施件数	単位 目標	7,160.0	7,160.0	7,400.0	7,400.0	7,800.0	89.9
	件 実績	6,918.0	7,411.0	7,016.0	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 診察受診者数 (実績)							
② 小児リハビリテーション延べ実施件数	単位 目標	21,520.0	21,520.0	17,400.0	17,400.0	20,000.0	62.2
	件 実績	18,069.0	16,879.0	12,435.0	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、実施件数 (実績)							
③ 診察待ち期間	単位 目標	4.0	4.0	6.0	6.0	6.0	84.5
	月 実績	6.6	12.8	7.1	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 相談をしてから初診までの待機期間							

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズがある	発達障害のある子供に対する診察やリハビリテーションは社会的ニーズが非常に高い。また、公的施設として、センター全体での福祉・教育・医療の連携による包括的な支援を行っている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標をやや達成できなかった	センター開設後5年が経過し、再診の増加に伴い初診確保が困難になっているが、他医療機関への案内や、新型コロナの影響で新規診察申込が減少したことにより、初診待ち期間は短縮された。リハビリ件数は、新型コロナの影響で減少した。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	診療所では、利用者ごとに医療専門職のスタッフが個別に対応するため、コスト削減を図ることは難しい。
	将来コスト増減見込み	現在より増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	外部委託が可能な業務については、すでに委託済みである。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所者の密を避けることや、消毒作業に時間を要すること等により、リハビリ件数を減らさざるを得なかったが、十分な感染対策を行いながら診療・リハビリを継続していく必要がある。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	13 手法・内容の見直し	
	改善・見直し内容	令和3年度で対応するもの	令和4年度以降で対応する予定のもの
		令和3年度より、地域医療機関との連携を開始するとともに、発達面での新規診察申込には、医療機関等からの紹介を必要とする紹介制を導入する。それにより、こども未来センター診療所への診察希望者の集中を軽減し、必要な子供への早期支援を実現していく。	地域の医療機関や学校園等へのさらなる連携や支援を図り、状態が安定している児童は地域で対応可能な体制を構築することを目指す。

注意事項	
(1) 内部事務 (事業分類コードが119、120、121) の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。	
(2) 投資的事業 (事業分類コードが222、223) の場合は、成果指標を設定していない。	
(※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。	
(※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。	

(3) 地域・学校支援事業

令和2年度実施事業

令和3年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		地域・学校支援事業		作成年月日	令和3年 6月30日	
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課		事業番号	210305	
主管課長等		金井 温宏		事業開始年度	昭和60(1985)年度	
法的根拠	市条例の実施義務有	教育の機会の確保等に関する法律 令和元年 文部科学省通知 こども未来センター条例		予算科目	01	20
				目名	教育指導費	
総合計画の体系	政策分野	02	子供・教育			
	施策分野	01	子供・子育て支援			
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)						
事業概要	<p>さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行う。不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行なう。</p> <p>障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図る。</p>					
対象・意図	対象	18歳までの子供とその保護者				
	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	すべての子供達が地域社会や学校園の中でいきいきと暮らし、自分らしい豊かな人生を送ることができる。				
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	直営					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無					
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無					
令和2年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学校生活支援教室(のびのび教室) 実施なし ●特別支援教育コーディネータースキルアップ研修 実施なし ●学校・幼稚園・保育所等との連携・支援 アウトリーチ 総派遣回数 240回(保育所14 幼稚園86 小学校77 中学校23 高校24 関係機関16) 西宮専門家チーム 総派遣回数 170回(幼稚園10 小学校139 中学校18 研修等3) ●教職員研修 特別支援に関わる教職員に向けた研修 10回 参加人数625人 ●計画作成 新規作成20件 モニタリング534件 ●「かおテレビ」実施 総回数 39回 151人 塩瀬2回5人 山口4回12人 鳴尾14回78人 子育て総合センター9回29人 こども未来センター10回27人 ●「ペアレント・プログラム」実施なし ●不登校児童生徒支援 教育支援センターあすなろ学級 児童生徒数40名(小学生12名、中学生28名) 登校日数 128日 					
III. 事業費(コスト)の推移 (PLAN・DO)						
コストの内訳 (単位:千円)	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	
	事業費 A	71,093	70,908	58,744	65,809	
	うち会計年度任用職員人件費(※)	53,315	53,326	45,613	49,685	
	その他事業費(※)	17,778	17,582	13,131	16,124	
	正規職員人件費 B	43,471	43,231	35,055	36,826	
	正規職員従事者数	5.18	5.13	4.15	4.25	
	合計 (A+B) C	114,564	114,139	93,799	102,635	
	国庫支出金	4,523	1,547	0	582	
	県支出金	111	219	902	291	
	地方債	0	0	0	0	
	その他	8,617	9,479	10,817	12,188	
	一般財源	101,313	102,894	82,080	89,574	
	コスト調整額 D	2,426	3,196	2,818	1,998	
	(加算)減価償却費	867	867	867	0	
(加算)退職給与引当	1,559	2,329	1,951	1,998		
(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
トータルコスト(C+D) E	116,990	117,335	96,617	104,633		

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年比 (%)	令和3年度計画
① 学校生活支援教室 (のびのび教室) 開催回数	件	32.0	32.0	0.0	0.0	32.0
② 学校園等派遣先数	日	111.0	87.0	119.0	136.8	120.0
③ あすなろ学級の開講日数	日	142.0	126.0	128.0	101.6	140.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標値	達成率 (%)
① 学校生活支援教室 (のびのび教室) 参加者数	単位 目標	80.0	60.0	60.0	60.0	0.0
	人 実績	66.0	62.0	0.0	-	最終目標年度 令和10年度
式・説明 学校生活支援教室 (のびのび教室) 参加者数 (実績値)						
② 学校等派遣延べ回数	単位 目標	750.0	600.0	300.0	300.0	80.0
	回 実績	811.0	252.0	240.0	-	最終目標年度 令和10年度
式・説明 アウトリーチ総派遣件数 (実績値)						
③ 不登校児童生徒数に対する在籍数の割合	単位 目標	-	4.5	4.5	4.5	100.0
	% 実績	-	4.2	4.5	-	最終目標年度 令和10年度
式・説明 不登校児童生徒数に占めるあすなろ学級みらい入級者数の割合						

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害や不登校の多様化等、支援ニーズは増加しており、地域・学校園との連携ニーズも高まっている。公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が、より一層望まれている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標をやや達成できなかった	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修をはじめ、多くのプログラムが中止あるいは縮小となった。アウトリーチについても件数は若干減少しているが、学校園等からのニーズは高い。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	多様なニーズに対応できる専門性が求められる。今後もニーズの増加が見込まれることから、人員の配置等コストがやや増える可能性がある。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	受益者負担を求めるべきものではない	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	業務の遂行には、一定のキャリアや経験、専門性が求められる。また、公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割を果たすためにも、外部委託は難しいと考える。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		学校園等への派遣回数は減少したが、支援に対するニーズは高く、相談内容についても多様化している。今後も関係各課との連携や支援体制作りの強化が必要である。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	10 拡充	
	改善・見直し内容	令和3年度で対応するもの	
		令和4年度以降で対応する予定のもの	
	学校園や関係機関との連携を進め、多様なニーズに対応したアウトリーチの充実を図る。「あすなろ学級みらい」については少人数制の特色を生かした支援体制の充実を図る。その他の事業についても感染予防対策を図りながら取組みを進めていく。	アウトリーチについては、多様なニーズに対応される体制の構築に向けて取組みを継続する。「あすなろ学級みらい」については特色ある支援体制の充実を図っていく。また、その他の事業についても、参加人数を増やすための取組みを継続していく。	

注意事項

- (1) 内部事務 (事業分類コードが119、120、121) の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
- (2) 投資的事業 (事業分類コードが222、223) の場合は、成果指標を設定していない。
- (※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。
- (※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。

(4) 発達・教育相談事業

令和2年度実施事業

令和3年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報						
事務事業名		発達・教育相談事業		作成年月日	令和 3年 6月30日	
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課		事業番号	210304	
主管課長等		金井 温宏		事業開始年度	昭和33(1958)年度	
法的根拠	市条例の実施義務有	西宮市立こども未来センター条例		予算科目	01	20
				目名	児童発達支援費	
総合計画の体系	政策分野	02	子供・教育			
	施策分野	01	子供・子育て支援			
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)						
事業概要	18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じた。					
対象・意図	対象	18歳までの子供とその保護者				
	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	子供の自分らしい育ちや社会参加、及び保護者の子育てが豊かなものになるように支援していく。				
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	直営					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無					
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無					
令和2年度実施内容	<p><相談受付件数></p> <p>①電話相談 3,568件 ②来所相談 1,813件 ③訪問・その他 32件 計 5,413件</p> <p><相談内容別件数 (兵庫県「ひょうごっこみ相談センター」への報告)></p> <p>①いじめ 8件 ②不登校 1,003件 ③学業・進路 406件 ④友人関係 38件 ⑤家庭・子育て 1,617件 ⑥心身の健康・保健 1,089件 ⑦発達障害等 1,109件 ⑧非行・不良行為 9件 ⑨暴力行為 30件 ⑩虐待 46件 ⑪休職 1件 ⑫学校・教職員との関係 49件 その他 8件 計 5,413件</p> <p><相談内容別件数 (西宮市「障害児等療育支援事業実施施設事業実施報告」)></p> <p>①健康・医療 1,051件 ②保育・教育 1,008件 ③障害や病状の理解 770件 ④福祉サービスの利用等 995件 ⑤不安の解消・情緒安定 929件 ⑥家族関係・人間関係 579件 ⑦家計・経済 2件 ⑧生活技術 44件 ⑨社会参加・余暇活動 15件 ⑩就労 1件 ⑪権利擁護 9件 その他 10件 計 5,413件</p>					
III. 事業費 (コスト) の推移 (PLAN・DO)						
コストの内訳 (単位: 千円)	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	
	事業費 A	35,859	35,191	42,069	40,598	
	うち会計年度任用職員人件費 (※)	35,370	34,639	39,653	38,371	
	その他事業費 (※)	489	552	2,416	2,227	
	正規職員人件費 B	30,127	30,421	30,494	22,182	
	正規職員従事者数	3.59	3.61	3.61	2.56	
	合計 (A + B) C	65,986	65,612	72,563	62,780	
	Cの財源内訳					
	国庫支出金	0	0	0	0	
	県支出金	0	0	651	0	
	地方債	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
一般財源	65,986	65,612	71,912	62,780		
コスト調整額 D	1,081	1,639	1,697	1,203		
(加算)減価償却費	0	0	0	0		
(加算)退職給与引当	1,081	1,639	1,697	1,203		
(控除)コスト対象外	0	0	0	0		
トータルコスト (C + D) E	67,067	67,251	74,260	63,983		

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年比 (%)	令和3年度計画
① 電話相談受付件数	件	3,538.0	3,567.0	3,568.0	100.0	4,000.0
② 来所相談受付件数	件	2,062.0	2,041.0	1,813.0	88.8	2,500.0
③ 訪問・その他受付件数	件	320.0	212.0	32.0	15.1	50.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標値	達成率 (%)
① 相談件数 (電話)	単位 目標	4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	89.2
	件 実績	3,538.0	3,567.0	3,568.0	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 電話による相談件数 (実績)							
② 相談件数 (来所)	単位 目標	2,800.0	2,500.0	2,500.0	2,500.0	2,500.0	72.5
	件 実績	2,062.0	2,041.0	1,813.0	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 来所による相談件数 (実績)							
③ 相談件数 (訪問・その他)	単位 目標	400.0	400.0	400.0	50.0	50.0	64.0
	件 実績	320.0	212.0	32.0	-	最終目標年度 令和10年度	
式・説明 訪問等による相談件数 (実績)							

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害や不登校を中心に、支援ニーズが多様化・複雑化しており、相談事業に対する社会的ニーズは非常に高い。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	緊急事態宣言による施設閉鎖の影響等もあって、相談件数は減少した。一方で子供を取り巻く環境は複雑化し、発達障害や不登校等への対応も多様化している中、こども未来センターの果たす役割は大きい。
	市民ニーズの傾向	あまり変わらない	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	多様な相談内容に対し、専門スタッフが必要に応じて関係機関等とも連携しながら支援に当たっている。個々のニーズに対応した支援を行うためには、コスト削減を行うことは困難である。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	こども未来センターは、公の立場で西宮市における相談、療育、地域連携等に関する中核拠点となる施設を目指しており、業務の外部委託は困難である。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		発達障害や不登校に関する相談等を中心に、市民のニーズは非常に高い。また、相談内容が多様化・複雑化している中で、個々のケースに対して丁寧に関わりながら、関係機関とも連携した支援のネットワークを構築していくことが大切である。今後も早期からの支援が充実するような取り組みが必要である。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	II 現状どおり継続	
	改善・見直し内容	令和3年度で対応するもの	令和4年度以降で対応する予定のもの
		相談員の専門性を活かし、関係機関と連携しながら、個々のニーズに応じた支援の充実を図る。	
		引き続き相談員の専門性を活かし、関係機関との連携を強化することで、個々のニーズに応じた支援の充実を図る。	

注意事項
 (1) 内部事務 (事業分類コードが119、120、121) の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 (2) 投資的事業 (事業分類コードが222、223) の場合は、成果指標を設定していない。
 (※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。
 (※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。

(5) 北山学園施設整備事業

令和2年度実施事業

令和3年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報										
事務事業名		北山学園施設整備事業			作成年月日		令和 3年 6月30日			
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課			事業番号		210303			
主管課長等		地行 一幸			事業開始年度		平成28(2016)年度			
法的根拠	その他(市規則等含)	無し			予算科目	会計	01	款	15	
	政策分野	02	子供・教育			目名	障害福祉施設整備費			
総合計画の体系	施策分野	01	子供・子育て支援		事業分類	222 施設等整備				
	取組内容	03	福祉・教育・医療が連携した支援の充実							
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)										
事業概要	西宮市立北山学園は、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、就学前の主に知的障害のある児童を対象に、独立自活に必要な指導支援を提供することを目的として設置しており、施設の適正な維持管理を図ると共に、機能の増進を図る必要がある。									
	平成28年度から平成29年度にかけては、排水機能の改善や総合遊具の更新を目的とした園庭の整備工事を実施し、平成30年度は2階トイレ改修等を実施した。									
対象・意図	対象	北山学園園児								
	成果(対象をどのような状態にしたいか)	施設の整備により、安全性の確保と利便性を高め、豊かな自然環境を生かした環境で子供たちがのびのびたくましく育つことを目指す。								
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託(民間等)	現況調査・工事設計等を委託で実施した。								
	市民等との協働の有無(協働の範囲及び内容)	無し								
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無し									
	令和2年度実施内容									
老朽化対策としてプール槽内及びプールサイドシート補修工事を実施した。										
III. 事業費(コスト)の推移 (PLAN・DO)										
コストの内訳(千円)	区分	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算					
	事業費 A	9,743	0	7,010	9,473					
	うち会計年度任用職員人件費(※)	0	0	0	0					
	その他事業費(※)	9,743	0	7,010	9,473					
	正規職員人件費 B	1,259	1,264	1,267	1,300					
	正規職員従事者数	0.15	0.15	0.15	0.15					
	合計 (A + B) C	11,002	1,264	8,277	10,773					
	Cの財源内訳									
	国庫支出金	0	0	0	0					
	県支出金	0	0	0	0					
	地方債	0	0	5,600	0					
	その他	0	0	0	0					
	一般財源	11,002	1,264	2,677	10,773					
	コスト調整額 D	45	68	71	71					
(加算)減価償却費	0	0	0	0						
(加算)退職給与引当	45	68	71	71						
(控除)コスト対象外	0	0	0	0						
トータルコスト(C + D) E	11,047	1,332	8,348	10,844						

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年比 (%)	令和3年度計画
① プール及びプール槽改修工事	%	—	—	100.0	—	—
② プールろ過装置修繕工事	%	—	—	—	—	100.0
③ 外壁塗装工事	%	—	—	—	—	100.0



事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	最終目標値	達成率 (%)
①	単位	—	—	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—	—	—
②	単位	—	—	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—	—	—
③	単位	—	—	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—	—	—

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	老朽化した施設を整備することで、安全性を確保すると共に、快適な療育環境を確保することができる。
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い(市規則等の場合など)	
成果・有効性	成果の達成状況	評価対象外	評価対象外
	市民ニーズの傾向	評価対象外	
	市民満足度	評価対象外	
コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	評価対象外
	将来コスト増減見込み	評価対象外	
	受益者負担の適正度	評価対象外	
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	評価対象外
	実施方法の効率性	評価対象外	
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など		開設50年を超える老朽化施設であり、園児にとって安全で快適な療育環境を確保するためには更なる施設整備が必要である。工事期間中は施設利用に支障が生じるため、関係課・指定管理者と協議し、適切な時期、工法により工事を実施する必要がある。	

VI. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続	
	改善・見直し内容	令和3年度で対応するもの	令和4年度以降で対応する予定のもの
		衛生環境の向上や快適な療育空間の確保のため、プールろ過装置修繕工事及び外壁塗装工事を実施する。 老朽化した施設の長寿命化を図るとともに園児の快適な療育空間の確保を行う。	

注意事項

- (1) 内部事務(事業分類コードが119、120、121)の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
- (2) 投資的事業(事業分類コードが222、223)の場合は、成果指標を設定していない。
- (※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。
- (※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。

3 こども未来センター関連事業費

(1) 令和2年度決算

(単位：円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人 件 費	正規職員 41人	346,574,637	0	0	0	0	346,574,637
	会計年度パートタイムA 45人	0	22,377,633	112,446,298	38,830,006	46,177,857	219,831,794
	会計年度パートタイムB 8人	0	7,263,297	11,859,586	0	0	19,122,883
	計	346,574,637	29,640,930	124,305,884	38,830,006	46,177,857	585,529,314
審議会委員報酬		0	223,200	0	0	0	223,200
臨時医師等謝礼		0	0	24,644,000	0	0	24,644,000
講師等謝礼		0	420,000	244,052	125,000	4,850,000	5,639,052
旅費		0	580	33,850	2,840	58,610	95,880
需 用 費	消耗品費	0	2,549,530	2,029,475	248,234	605,510	5,432,749
	燃料費	0	202,804	0	0	23,772	226,576
	食糧費	0	599,715	21,800	0	4,146	625,661
	印刷製本費	0	283,470	0	0	0	283,470
	電気使用料	0	1,887,700	1,842,754	0	764,070	4,494,524
	ガス使用料	0	928,981	906,863	0	376,015	2,211,859
	水道及び下水道使用料	0	294,844	287,822	0	119,343	702,009
	修繕料	0	625,009	24,300	0	107,305	756,614
	医薬材料費	0	0	1,345,359	0	0	1,345,359
計	0	7,372,053	6,458,373	248,234	2,000,161	16,078,821	
役 務 費	電話回線使用料	0	1,031,142	995,643	0	412,828	2,439,613
	郵便料	0	75,850	51,000	84,000	63,000	273,850
	損害保険料	0	257,800	116,830	0	21,140	395,770
	手数料等	0	48,500	46,526	1,430	1,980	98,436
	計	0	1,413,292	1,209,999	85,430	498,948	3,207,669
委 託 料	施設管理関係	0	7,244,991	7,029,598	0	2,915,210	17,189,799
	北山学園指定管理料	0	59,895,721	0	0	0	59,895,721
	事業関係	0	589,431	24,835,728	0	676,000	26,101,159
	業務システム関係	0	0	17,345,240	0	0	17,345,240
計	0	67,730,143	49,210,566	0	3,591,210	120,531,919	
使 用 料	通園タクシー借上料	0	3,445,740	0	0	0	3,445,740
	業務システム等機器借上料	0	0	7,506,287	0	0	7,506,287
	その他	0	1,746,966	2,248,837	0	662,023	4,657,826
計	0	5,192,706	9,755,124	0	662,023	15,609,853	
工事請負費		0	407,242	0	0	0	407,242
備品購入費		0	533,706	983,574	26,950	0	1,544,230
負担金補助及び交付金		0	1,533,000	3,335,000	650,000	900,000	6,418,000
償還金		0	0	0	0	0	0
公課費		0	0	0	0	5,000	5,000
合計		346,574,637	114,466,852	220,180,422	39,968,460	58,743,809	779,934,180
特 定 財 源	行政財産目的外使用料	0	13,091	0	0	0	13,091
	診療収入	32,307,982	0	63,573,597	0	0	95,881,579
	通園使用料	11,074,001	8,470,414	0	0	0	19,544,415
	保育所等訪問支援収入	0	400,404	0	0	0	400,404
	計画相談支援収入	0	0	0	0	9,108,658	9,108,658
	診断手数料	0	0	864,500	0	0	864,500
	教育支援体制整備事業費	0	0	0	0	1,568,000	1,568,000
	給食費保護者負担金収入	0	393,430	0	0	0	393,430
	外来保育事業利用者負担金	0	9,900	0	0	0	9,900
	実習生受入収入	0	58,000	132,500	0	140,400	330,900
	予防接種取扱収入	0	0	19,228	0	0	19,228
	通園タクシー利用者負担金	0	22,990	0	0	0	22,990
	一時預り事業利用者負担金	0	0	336,600	0	0	336,600
	診察券再発行実費徴収金	0	0	540	0	0	540
	光熱水費使用者負担金収入	0	36,150	0	0	0	36,150
	自動販売機取扱収入	0	242,990	0	0	0	242,990
	太陽光発電収入	0	132,043	0	0	0	132,043
	研修教材費実費徴収金	0	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス感染症対策補助	0	380,000	1,000,000	0	0	1,380,000
新型コロナウイルス慰労金	0	1,302,000	2,856,270	651,000	902,000	5,711,270	
地域生活支援事業費等補助金	0	0	0	0	0	0	
計	43,381,983	11,461,412	68,783,235	651,000	11,719,058	135,996,688	
一般財源		303,192,654	103,005,440	151,397,187	39,317,460	47,024,751	643,937,492

【歳入 決算】

(単位：円)

款	項	目	節	細節	説明	決算額	
40 使用料及び手数料	05 使用料	10 総務使用料		20 庁舎敷等使用料		13,091	
					行政財産目的外使用料(こども未来センター)	13,091	
				15 民生使用料		124,935,056	
			30 こども未来センター診療収入		95,881,579		
				こども未来センター診療収入	95,881,579		
			33 こども未来センター通園使用料		19,544,415		
				こども未来センター通園使用料	19,544,415		
			34 保育所等訪問支援収入		400,404		
				保育所等訪問支援収入	400,404		
			35 こども未来センター計画相談支援収入		9,108,658		
				こども未来センター計画相談支援収入	9,108,658		
			05 手数料	15 民生手数料		864,500	
				10 民生手数料		864,500	
					こども未来センター診断手数料	864,500	
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金		05 教育総務費補助金		1,568,000	
					教育支援体制事業費	1,568,000	
				50 県支出金	10 県補助金	15 民生費県補助金	
	20 障害福祉費補助金		6,091,270				
		医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費	1,000,000				
		新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業費	5,711,270				
				障害福祉サービス施設・事業所等感染対策徹底支援事業費	380,000		
75 諸収入	90 雑入	90 雑入		45 実費等徴収金		763,460	
					08 実費等徴収金		763,460
						こども未来センター給食費保護者負担金収入	393,430
						こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入	22,990
						こども未来センター診察券再発行実費徴収金	540
						こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入	9,900
						こども未来センター一時預かり事業利用者負担金収入	336,600
						こども未来センター研修教材費実費徴収金	0
					50 光熱水費使用者負担金収入		36,150
						08 光熱水費使用者負担金収入	36,150
						光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)	36,150
					90 雑入		725,161
						08 雑入	725,161
						実習生受入収入(発達支援課)	58,000
						実習生受入収入(診療事業課)	132,500
						実習生受入収入(地域・学校支援課)	140,400
						こども未来センター予防接種取扱収入	19,228
		太陽光発電収入	132,043				
		自動販売機取扱収入(発達支援課)	242,990				
合計						134,996,688	

【施設整備関係】北山学園施設整備事業

(単位：円)

		令和2年度決算	令和3年度当初予算
委託料		0	0
工事請負費		7,010,252	9,473,000
合計		7,010,252	9,473,000
特財	地方債	5,600,000	0
	計	5,600,000	0
	一般財源	1,410,252	9,473,000

(2) 令和3年度当初予算

(単位：千円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人件費	正規職員 39人	344,794	0	0	0	0	344,794
	会計年度A職員 46人	0	24,059	118,980	39,994	50,459	233,492
	会計年度B職員 9人	0	11,764	10,881	0	0	22,645
	計	344,794	35,823	129,861	39,994	50,459	600,931
審議会委員報酬		0	248	0	0	0	248
臨時医師等謝礼		0	0	26,050	0	0	26,050
講師等謝礼		0	726	769	125	6,640	8,260
旅費		0	190	302	75	164	731
需用費	消耗品費	0	2,009	1,842	210	339	4,400
	燃料費	0	227	0	0	68	295
	食糧費	0	1,079	22	2	7	1,110
	印刷製本費	0	486	0	0	0	486
	電気使用料	0	2,018	1,970	0	817	4,805
	ガス使用料	0	1,080	1,055	0	438	2,573
	水道及び下水道使用料	0	404	394	0	164	962
	修繕料	0	770	100	0	217	1,087
	医薬材料費	0	0	900	0	0	900
	計	0	8,073	6,283	212	2,050	16,618
役務費	電話回線使用料	0	1,056	1,019	0	478	2,553
	郵便料	0	89	69	84	65	307
	損害保険料	0	322	120	0	0	442
	手数料等	0	78	64	3	20	165
	計	0	1,545	1,272	87	563	3,467
委託料	施設管理関係	0	8,846	8,362	0	3,468	20,676
	北山学園指定管理料	0	77,298	0	0	0	77,298
	事業関係	0	867	25,300	0	2,101	28,268
	業務システム関係	0	0	5,974	0	0	5,974
	計	0	87,011	39,636	0	5,569	132,216
使用料	通園タクシー借上料	0	5,554	0	0	0	5,554
	業務システム等機器借上料	0	0	10,296	0	0	10,296
	その他	0	2,277	2,195	0	231	4,703
	計	0	7,831	12,491	0	231	20,553
工事請負費		0	1,500	0	0	0	1,500
備品購入費		0	338	350	28	92	808
負担金補助及び交付金		0	364	598	77	41	1,080
償還金		0	10	0	0	0	10
公課費		0	14	0	0	0	14
合計		344,794	143,673	217,612	40,598	65,809	812,486
特定財源	行政財産目的外使用料	0	13	0	0	0	13
	診療収入	89,392	0	59,594	0	0	148,986
	通園使用料	26,321	17,546	0	0	0	43,867
	保育所等訪問支援収入	307	204	0	0	0	511
	計画相談支援収入	0	0	0	0	12,009	12,009
	診断手数料	0	0	1,320	0	0	1,320
	地域生活支援事業費	0	0	0	0	873	873
	給食費保護者負担金収入	0	941	0	0	0	941
	外来保育事業利用者負担金	0	1	0	0	0	1
	実習生受入収入	0	82	330	0	179	591
	予防接種取扱収入	0	0	10	0	0	10
	通園タクシー利用者負担金	0	93	0	0	0	93
	一時預り事業利用者負担金	0	0	612	0	0	612
	診察券再発行実費徴収金	0	0	1	0	0	1
	光熱水費使用者負担金収入	0	47	0	0	0	47
	自動販売機取扱収入	0	301	0	0	0	301
	太陽光発電収入	0	213	0	0	0	213
	計	116,020	19,441	61,867	0	13,061	210,389
一般財源		228,774	124,232	155,745	40,598	52,748	602,097

【歳入 予算】

(単位：千円)

款	項	目	節	細節	説明	決算額	
40 使用料及び 手数料	05 使用料	10 総務使用料				13	
					20 庁舎敷等使用料	13	
					行政財産目的外使用料(こども未来センター)	13	
		15 民生使用料		205,373			
		30 こども未来センター診療収入		148,986			
		こども未来センター診療収入	148,986				
		33 こども未来センター通園使用料		43,867			
		こども未来センター通園使用料	43,867				
		34 保育所等訪問支援収入		511			
		保育所等訪問支援収入	511				
	35 こども未来センター計画相談支援収入		12,009				
	こども未来センター計画相談支援収入	12,009					
	05 手数料	15 民生手数料					1,320
						10 民生手数料	1,320
こども未来センター診断手数料						1,320	
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金				0	
					05 教育総務費補助金	0	
					教育支援体制事業費	0	
75 諸収入	90 雑入	90 雑入				2,810	
					45 実費等徴収金	1,648	
					08 実費等徴収金	1,648	
					こども未来センター給食費保護者負担金収入	941	
					こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入	93	
					こども未来センター診察券再発行実費徴収金	1	
					こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入	1	
					こども未来センター一時預かり事業利用者負担金収入	612	
					こども未来センター研修教材費実費徴収金	0	
					50 光熱水費使用者負担金収入	47	
					08 光熱水費使用者負担金収入	47	
					光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)	47	
					90 雑入	1,115	
					08 雑入	1,115	
					実習生受入収入(発達支援課)	82	
					実習生受入収入(診療事業課)	330	
					実習生受入収入(地域・学校支援課)	179	
こども未来センター予防接種取扱収入	10						
太陽光発電収入	213						
自動販売機取扱収入(発達支援課)	301						
合計						209,516	

4 こども未来センター条例・規則・要綱

(1) 条例・規則

西宮市立こども未来センター条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 子供の豊かな人生の実現に向けた福祉、教育及び医療の総合的な支援並びに子供が暮らす地域社会及び学校園、関係機関等との連携を行う施設として、西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、西宮市高畑町2番77号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 センターに次の施設を置く。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 診療所
- (3) 相談支援事業所
- (4) 教育支援センター

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業
- (2) 子供(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)の発達に係る診療事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)及び同条第項に規定する基本相談支援に関する事業
- (4) 子供の発達及び教育に係る相談及び支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(使用料等)

第6条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援に要した費用(同項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該費用の額)を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)

- (3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

第7条 センターにおいて診療又は診断書等の発行を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料及び手数料の額については、西宮市立中央病院条例（昭和31年西宮市条例第24号）別表第1健康保険法（大正11年法律第70号）その他管理者が別に定める法律による療養の給付及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付（同法に基づく基準の例によるとされる者に対する医療の給付を含む。）の項及びその他の療養の給付の項並びに別表第3手数料の部診断書及び証明書料の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（会議室の使用）

第8条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) センターの事業の実施に支障があるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

- 3 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) センターの管理上必要な指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成27年規則第13号により、平成27年9月1日から施行〕

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日前の前条の規定による改正前の西宮市立児童福祉施設条例（以下「旧児童福祉施設条例」という。）別表に規定する西宮市立わかば園における使用、診療又は診断書等の発行に係る使用料又は手数料については、旧児童福祉施設条例第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（令和2年3月27日西宮市条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター条例施行規則

（平成27年8月31日）

（西宮市規則第12号）

（趣旨）

第1条 この規則は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（定員）

第2条 児童発達支援センターの定員は、45名とする。

（開館時間及び休館日）

第3条 西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1）月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで
- （2）土曜日 午前9時から午後5時まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- （1）日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（利用者の遵守事項）

第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- （2）騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- （3）所定の場所以外に立ち入らないこと。
- （4）許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- （5）その他市長の指示に従うこと。

（会議室の利用者の範囲）

第5条 会議室を使用できる者は、子供の発達及び教育に関わる者その他市長が適当と認めた者とする。

（会議室の使用申請の手続）

第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2月前から使用する日までに市長に申請しなければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(2) 要綱

①発達支援課

西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における分離保育プログラム（以下「分離保育」という。）は、子どもに対し保護者と離れた環境での保育を行うことを通して、子どもの自立性や社会性を育てることを目的とする。

(対象)

第2条 分離保育の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に6ヶ月以上在籍している就学前1年未満の園児であること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 分離保育実施中に、常に保護者がセンター内で児童の状況を把握できること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して分離保育の実施可否、実施期間、実施条件等を決定する。

- (1) 分離保育の必要性
- (2) 園児の状況・健康状態
- (3) 出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 分離保育を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、分離保育の中断もしくは終了、期間・条件等を変更することができる。

(その他)

第4条 介助通園制度による介助と分離保育の期間が重なった場合は、介助通園制度を優先するものとする。

2 その他、分離保育の実施に支障が生じた場合は、予告なく分離保育を中止することがある。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター通園療育部門（以下、「わかば園」という。）において、園児が地域の保育所や幼稚園、わかば園以外の児童発達支援事業所（以下、「保育所等」という）を利用しながら、わかば園が実施する発達支援と保護者支援を受けること（以下、「並行通園」という。）を可能とすることを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) わかば園に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者がわかば園への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
 - (2) 子どもの状況・健康状態
 - (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
 - (4) 保護者の療育の理解度
 - (5) 園及び職員の実施体制
- 2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

(わかば園の登園)

第4条 並行通園の登園日は、わかば園の登園を優先するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、わかば園に事前に承諾を受けるものとする。

- 2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合の振替は行わない。
- 3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。

(その他)

第5条 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

- 付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

- (1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。
- (2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊婦の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

付則 この要綱は、平成6年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成10年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成15年10月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成25年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱(以下、「介助要綱」という。)

第6条の規定により、西宮市立こども未来センター(以下、「センター」という。)通園療育部門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

(費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用(以下、「負担額」という。)は、次のとおり算定する。

(1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半額とする。

(2) その額は平均額(以下、「単価」という。)をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

(単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者(以下、「保護者」という。)の確認を得るものとする。

(負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。

(支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

(タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するために行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等にする用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

(申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。

2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

(費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。

- (1) 通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。
- (2) 前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

(利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。

保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成 7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）における通園療育部門において、通常のタクシーに乗車することが困難な園児に対し、センターと福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所（以下、単に「事業所」という。）のタクシー（以下、「福祉タクシー」という。）の利用によって、園児の通園がより円滑に行われることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、次に掲げる身体的な理由等により、通常のタクシー利用が困難な園児で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 人工呼吸器を装着した園児とその保護者
- (2) 経管栄養器具を装着した園児とその保護者
- (3) 酸素ボンベを必要とする園児とその保護者
- (4) その他通常のタクシーの利用が困難であるとこども未来部長が認定した園児とその保護者

(利用申請)

第3条 前条の規定に該当し、福祉タクシーの利用を希望する園児の保護者は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用申請書（様式第1号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請は利用を希望する2ヶ月前までに行わなければならない。ただし、新規入園に際して利用を希望する場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第4条 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(変更又は利用の停止)

第5条 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用変更申請書（様式第4号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 こども未来部長は、前項の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認められた場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、転居等の事由により利用を停止する場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用辞退届（様式第5号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉タクシーの利用に際しての利用日及び時間等に関する事業所との連絡は、園児の保護者が行うこと。
- (2) 園児の自宅からセンターまでの送迎並びに乗車及び降車については、保護者の責任において行うこと。
- (3) 園児の自宅又はセンター以外の場所等で乗降しないこと。ただし、利用者の体調の急変等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (4) その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職権による利用承認の取り消し)

第7条 こども未来部長は、利用者が前条の規定を遵守しない場合は、職権により福祉タクシーの利用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用承認を取り消す場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(対象となる経路)

第8条 この要綱に基づく福祉タクシー利用の対象となる経路は次の各号に掲げる最も経済的な通常の経路とし、その他の用務に係る経路は対象としない。

(1) 園児の自宅からセンターまでの登園

(2) センターから園児の自宅までの降園

(事業所との契約)

第9条 事業所との契約については、別に定める様式により行うものとする。

(料金の支払)

第10条 事業所は、こども未来部長に対し、毎月10日までに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用状況報告書(様式第7号)及び請求書を提出し、前月分の利用料金を請求するものとする。

2 こども未来部長は、前項の請求があったときは、受理した日から30日以内に事業所に利用料金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱において福祉タクシーとは、道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）通園療育部門の園児への給食の提供に要する費用（以下「食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食費の徴収)

第2条 食費は、児童発達支援利用契約を締結した園児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する。

(期間)

第3条 食費の徴収の対象となる期間は、児童発達支援利用契約における期間とする。

(食費の額)

第4条 一食あたりの食費は、生活保護受給及び市民税非課税の世帯は230円、市民税所得割額が28万円未満の世帯は250円、市民税所得割額が28万円以上の世帯は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時20分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(食費の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費の合計額を翌月20日までに市が指定する方法により市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より施行する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

西宮市立こども未来センター親子療育教室運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター親子療育教室(以下「親子療育教室」という。)の運営及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 親子療育教室は、発達に遅れや偏りがある児童の成長を助長するために、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、利用者の保護者に対しても相談業務を行うものとする。

2 こども未来部長は、児童発達支援事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス及び教育機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(利用対象)

第3条 親子療育教室を利用できる者は、原則として本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 心身の発達に不安のある0～3歳児の乳幼児及びその保護者

(2) 前号に定めるもののほか、こども未来部長が特に必要があると認める児童及びその保護者(事業内容)

第4条 親子療育教室の事業内容は、次の各号に掲げるものとし、保護者同伴で利用するものとする。

(1) 親子遊び、集団活動及び個別支援等による療育

(2) 保護者が児童の発達に関して正しく理解し、児童との適切な関わり方を身につけるための助言及び指導

(3) 保護者同士の交流の場の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、早期療育に関する情報提供など親子療育教室の運営上必要と認めるもの。

(実施日・利用定員等)

第5条 親子療育教室の実施日は、西宮市立こども未来センターの開所日とする。

2 親子療育教室の実施日時及び利用定員等の詳細は、こども未来部長が別途定める。

(利用手続等)

第6条 親子療育教室の利用を希望する児童の保護者は、親子療育教室利用申請書(様式第1号)をこども未来部長に提出しなければならない。

2 こども未来部長は次のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認をしないことができる。

(1) 利用定員を越えるとき。

(2) 児童が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかっているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。

(利用の制限)

第7条 こども未来部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、親子療育教室の利用を制限することができる。

(1) 特別の事由がなく引き続き20日以上利用しないとき。

(2) 保護者が訓練又は指導上の指示に従わないとき。

(3) 前条第2項第2号に該当することとなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。

(費用負担)

第8条 親子療育教室において、教材費等の必要な経費が発生するときは、実費相当分を保護者から徴収することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱の廃止)
- 2 西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

②診療事業課

西宮市立こども未来センター一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立こども未来センターにおいて、診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り、集中しやすい環境を整えるために実施する一時預かり事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）一時預かり事業（以下、「一時預かり事業」という。）は、前条の目的に鑑み、診療・療育の対象児童の生後8ヶ月以上の就学前の兄弟姉妹を家庭等で保育ができない場合、診療・療育に必要な時間に限り一時預かりを行う。

(実施場所)

第3条 西宮市立こども未来センター3階の多目的室で実施する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、おおむね6名とする。

(一時預かりの時間)

第5条 診療・療育実施日の月曜日～金曜日午前8時45分から午後5時30分までとする。

(利用の申込)

第6条 一時預かり事業を必要とする児童の申請者は、あらかじめ、「西宮市立こども未来センター一時預かり事業登録申請書（登録台帳）」（様式第1号）を提出するとともに、利用日「西宮市立こども未来センター一時預かり利用申込書」（様式第2号）により申し込まなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

(登録の停止)

第7条 一時預かり事業の必要がなくなった申請者は、速やかに届出なければならない。

(利用者負担)

第8条 申請者は、事業の実施に要する経費の一部として、1時間300円を利用料として負担しなければならない。

2 申込者は、前項の利用料を利用する当日に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

教育支援センター「あすなる学級みらい」実施要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の社会的自立のための指導及び援助を目的に、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）第4条第4号において設置される教育支援センター（第4条以下「あすなる学級みらい」という。）の実施について必要な事項を定める。

(運営)

第2条 前条の目的を達成するため、所管するこども支援局こども未来部及び教育委員会学校教育部が密接な連携を図りながら、運営を行う。

(対象者及び学籍)

第3条 教育支援センターに入級できる者は、西宮市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の入級希望を受けた校長の意見を踏まえ、地域・学校支援課長が教育支援センターにおける指導及び援助が可能と認める者とする。

(名称及び位置)

第4条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

あすなる学級みらい 西宮市高畑町2-77（西宮市立こども未来センター内）

(事業内容)

第5条 あすなる学級みらいは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会的な自立や学校への登校に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) その他あすなる学級の目的達成に必要な事業に関すること。

(教育支援員)

第6条 あすなる学級みらいに教育支援員（以下「支援員」という。）を置く。

- 2 支援員は、西宮市長が任命する。
- 3 支援員は、在籍校及び関係機関と連絡及び訪問相談等を定期的に行い、教室の運営にあたる。
- 4 支援員は、地域・学校支援課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

(開室時間等)

第7条 あすなる学級みらいの開室日及び開室時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開室日は、月曜日から木曜日までとする。
- (2) 開室時間は、午前の部が9時30分から11時30分まで、午後の部が13時から15時とする。
- (3) 指導場所は、西宮市立こども未来センターその他地域・学校支援課長が認めた場所とする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、地域・学校支援課長は、必要があると認める時は、開室日、開室時間及び指導場所を変更することができる。

(出席日の報告)

第8条 不登校児童生徒があすなる学級みらいに通級した日数は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に連絡する。

(体験申込)

第9条 通級の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出し、校長はこれを受理する。また校長は受理した書類を地域・学校支援課長に提出する。

「教育支援センター「あすなる学級みらい」の体験申込書」(様式1)

「教育支援センター「あすなる学級みらい」への通級路の届出」(様式2)

2 校長は、前項の書類とともに、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

(1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の体験申請書(届出)」(様式3)

(入級の決定)

第10条 地域・学校支援課長は、不登校児童生徒の保護者からの要望に基づいた校長からの依頼により、支援員による面接と通級の体験をもとに入級判定を行い、校長と協議のうえ、入級を決定する。

2 入級を許可された不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出する。

「教育支援センター「あすなる学級みらい」の入級申込書」(様式4)

3 校長は、前項の書類を受理した後、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

(1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の入級申請書(届出)」(様式5)

(2) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」入級申込書」(写し)

4 地域・学校支援課長は、書類により入級を決定した時は、「教育支援センターの入級決定について(通知)」(様式6)により校長に通知するものとする。

(入級日の決定)

第11条 入級日は、初めて通級した日とする。

(退級の決定)

第12条 あすなる学級みらいの退級は、当該児童・生徒の通級状態などを考慮し、地域・学校支援課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、地域・学校支援課長は、校長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

西宮専門家チーム派遣要綱

(趣旨)

第1条 発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている西宮市内学校園及び保育所等並びに幼児児童生徒及び保護者に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す西宮専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を派遣する。

(派遣方法)

第2条 西宮市立学校園及び保育所等より要請があり、必要と認められるケースには専門家チームから相談員を派遣する。その際に学校、幼稚園及び保育所（以下「学校園所」という。）の長は、相談申込書（様式1）及び相談形態により必要な場合には保護者承諾書（様式2）を地域・学校支援課長に提出する。また、ケースによっては来所による発達相談にも応じる。

(役割)

第3条 専門家チームは、以下の件に関して支援する。但し、診断及び療育は実施しない。

- (1) 当該幼児、児童及び生徒の実態の把握と分析。
- (2) 当該幼児、児童及び生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示。
- (3) 学校園所の支援体制についての指導助言。
- (4) 保護者、本人への相談。
- (5) 学校園所内研修の支援。
- (6) その他の支援については、相談ケースの必要に応じて、学校園所、専門家チーム及び地域・学校支援課等の関係機関が協議して実施する。

(構成)

第4条 専門家チームの相談員は、医学、心理及び教育等の各分野において、それぞれ発達障害等に関する専門的知識を有する、医学関係者、心理関係者及び教育関係者等により構成する。

(会議・運営)

第5条 専門家チームは、必要に応じてケース会議を開催する。なお、専門家チームが必要と認める場合は、当該幼児、児童及び生徒の担任等の関係者を同席させることができる。

(校内委員会等への助言)

第6条 専門家チームは、協議の結果を校内委員会等へ助言することができる。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報の管理については、西宮市個人情報保護条例及び西宮市情報公開条例を遵守する。また、発達相談等により知り得た情報の共有は、当該幼児、児童、生徒及び保護者または西宮市内学校園所に対して適切な指導及び支援を行うためのみ行う。

(謝金)

第8条 謝金は別表のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

役 職 等	謝 金 額
大学教授・医師	30,000円
大学准教授・社会福祉士・言語聴覚士 特別支援教育士、スーパーバイザー	25,000円
元校長	20,000円
臨床心理士、大学講師	15,000円
元教頭	15,000円
元教諭	10,000円

学習補助サポーター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育支援センター「あすなる学級みらい」実施要綱の定めに基づき実施する「学習補助サポーター事業」に関する事項について定める。

(事業の内容)

第2条 本事業は、教育支援員をサポートし、社会的自立のための指導や支援を効果的に行うことを目的に、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) ボランティアによる学習補助サポート
- (2) 講師等による体験活動（自然体験、社会体験及び文化的体験をいう。以下同じ。）

(人員の配置)

第3条 教育支援センター「あすなる学級みらい」での学習や生活面での支援を行うボランティア（以下「学習補助サポーター」という。）は、教育支援員の指導のもと、学習室等において通級生の学習及び生活面での支援を行うものとする。

(要件)

- 第4条 学習補助サポーターは、教職を目指す者若しくは臨床心理若しくは社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者またはそれに準じる者で、当事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者とする。
- 2 学習補助サポーターとして登録を受けようとする者は、学習補助サポーター申込書兼登録用紙(様式1)により申請する。
 - 3 体験活動においては、実施する体験活動に必要な専門的知識を有する者を講師等とする。

(遵守事項)

- 第5条 学習補助サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
 - (2) 学習補助サポーターの信用を失墜させる行為をしないこと。

(事業経費の負担及び謝金等)

- 第6条 学習補助サポーターの謝金は、1回2,500円を基準とする。ただし、交通費は支給しない。
- 2 体験活動講師等の謝金は、実施する体験活動内容等により、別途定める。

(補償)

第7条 学習補助サポーターについては傷害保険に加入することとし、その費用については、市が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

ペアレント・プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、子育てに難しさを感じる保護者が子供の「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とするペアレント・プログラムを実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。

(実施対象者)

第3条 ペアレント・プログラムの実施対象者は、西宮市民とする。但し、こども未来センターを利用する育児不安が高い保護者又は保護者支援としてペアレント・プログラムの参加が効果的と認められる保護者を優先的に対象とする。

(実施場所)

第4条 ペアレント・プログラムは、こども未来センター他市内各所で実施する。

(実施方法)

第5条 ペアレント・プログラムは、次に定めるところにより実施する。

- (1) 1クール7回（フォローアップセッション1回を含む）の保護者支援のためのグループによるプログラムとする。なお、初回から6回までは概ね2週間に1回のペースで実施し、6回目終了後、概ね1か月を経た後にフォローアップセッションを行うものとする。
- (2) ペアレント・プログラムの1クール毎の定員は、概ね10名とする。
- (3) ペアレント・プログラムは、必要な研修を受けたこども未来センターの職員又は外部講師が進行するものとする。
- (4) ペアレント・プログラムは、保護者同士がアドバイスや共感をしあいながら、回を重ねるごとに参加者の自己肯定感が高められるよう、ペアワークを基本に実施するものとする。
- (5) ペアレント・プログラムの実施日に、希望に応じて託児を実施するものとする。
- (6) ペアレント・プログラムの結果は、市が別途指定する用紙に記録する。なお、記録は市が保管し、事後の指導や育児支援のために活用するものとする。
- (7) 日程、プログラム、従事者数、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

(託児)

第6条 前条第5号に規定する託児は、市職員又は西宮市立子育て総合センターに登録する託児ボランティアが実施するものとする。なお、託児ボランティアは有償とし、西宮市は託児ボランティアに対し、一人一日あたり1,000円（税は含まれない。）を支払うものとする。

(関係機関との連携)

第7条 保健福祉センター等、他機関との共催でペアレント・プログラムを実施する場合には、共催機関と十分に連携をとり、事業の円滑な推進を図るものとする。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

(4) その他

西宮市立こども未来センター苦情解決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）が提供するサービス等に係る利用者からの苦情に適切に対応することにより、利用者の権利擁護を図るとともにサービスに対する満足度を高め、適正なサービスとセンターの信頼の確保を図るため、苦情解決に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 苦情を適切に解決するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決責任者は、こども未来部長をもって充てる。

2 苦情解決責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情の解決
- (2) 苦情受付担当者の任命
- (3) その他苦情解決に必要な事項

(苦情受付担当者)

第4条 苦情受付担当者は、苦情解決責任者が任命する。

2 苦情受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員)

第5条 第三者委員は3名以内とし、社会的信頼を有し、苦情解決を円満かつ円滑に図ることができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

2 第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
- (2) 前号についての苦情申出者への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出者への助言
- (5) センターへの助言
- (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会いと助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) その他苦情解決に必要な事項

5 第三者委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 第三者委員への報酬は、中立性確保のため、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(利用者への周知)

第6条 苦情解決責任者は、利用者に対し苦情解決の仕組み等について、センター内に掲示するとともに文書等により周知する。

2 新たにサービス等を利用するものに対しては、利用開始時に前項の苦情解決の仕組み等について周知する。

(苦情の受付)

第7条 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情内容
- (2) 苦情申出者からの要望等
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

3 前項第3号及び第4号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第8条 苦情受付担当者は、受付けた苦情は、全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否の意思表示をした場合を除く。

2 投書等匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第9条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も苦情解決結果の立会いを要請することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第10条 療育サービスの質を高め、運営の適正化を確保するために苦情解決結果の記録と報告を行う。

(1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。

(2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

(3) 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。

(4) 解決困難なケースについては、兵庫県社会福祉協議会に設置された「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」に委ねる。

(解決結果の公表)

第11条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、毎年度1回、前年度の苦情対応結果について事業報告書等実績を掲載し公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター会議室使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）（以下「条例」）という。）及び西宮市立こども未来センター条例施行規則（平成27年西宮市規則第12号）（以下「規則」という。）に基づく、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の会議室の使用にあたり、必要な事項を定める。

(使用許可の対象等)

第2条 使用許可の対象となる対象者は、センターの支援の対象となる子供や保護者に関連する団体、関係機関及び市長が適当と認めた団体とする。

2 使用許可の対象とする会議室の使用目的は、条例第1条の規定に規定するセンターの設置目的に合致する子供や保護者に関連する事業とする。

(対象となる会議室)

第3条 使用許可の対象となる会議室は、別表のとおりとする。

(使用時間等)

第4条 会議室の使用時間は、規則第3条第1項に規定するセンターの開館時間とする。

2 規則第3条第2項に規定するセンターの休館日は、会議室は使用できない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請の手続き)

第5条 会議室の使用許可申請の手続きについては、条例第8条第1項及び規則第6条に基づき、西宮市立こども未来センター会議室使用許可申請書兼許可書（様式第1号）（以下「申請書兼許可書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、条例第8条第1項の許可を行う場合、申請書兼許可書を交付する。

(遵守事項)

第6条 会議室を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 使用終了後は、部屋、設備及び機器を使用前の状態に戻すこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消す。

- (1) こども未来センターにおいて、使用物件を災害対策等公共の用途として必要とする場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 条例第8条第2項各号に該当する行為があったとき。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に規定する暴力団を利することとなると認めるとき。
- (5) 前条各号の遵守事項に反する行為があったとき。

(損害賠償)

第8条 会議室を使用する者が、故意又は過失により施設又は設備を滅失又はき損させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき
- 2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。
- 4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。
- 5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。
- (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 用語集

	語句	説明
1	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
2	リハビリテーション (リハビリ・リハ)	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人の生涯全般において、すべての人間が生まれ持っている権利を取り戻すことに寄与し、障害者の自立と参加をめざそうとする考え方。
3	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(普通)だという考え方。
4	インクルージョン (インクルーシブ)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。
5	理学療法士(PT)	身体に障害のある人に、主に運動療法を用いて、基本的動作能力の回復を図り、自立した生活が送れるよう治療および支援を行う。
6	作業療法士(OT)	身体または精神に障害のある人に、その主体的な生活の獲得を図るため、作業活動を用いて、治療および支援を行う。
7	言語聴覚士(ST)	言語および聴覚に障害のある人に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう言語聴覚療法を用いて治療および支援を行う。
8	通園外療育	従来、わかば園では「外来保育」と呼んできた。下記①②の週1回程度以下の療育を、ここでは「通園外療育」と呼ぶことにする。①診察後、保護者にとっては子供への関わり方を具体的に学びながら子供を理解し、子供にとっては「慣らし」の意味を持ち、次のステップ(通園など)への準備のための療育。②症状が軽く通園療育までは必要ないが、ある程度専門的な療育が必要な場合。この通園外療育により、通園外の保護者にとっても仲間づくりやエンパワーメントの場となる。また、通園を待機となっている子供を受け入れる補完的側面もある。
9	地域自立支援協議会	障害のある人もない人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を進める場。
10	エンパワーメント	社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身が人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていかうとする考え方。
11	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
12	ソーシャルスキル	社会的技能のこと。社会の中で他人と交わったり、一緒に生活していくために必要な能力。日常生活の中の問題や課題に、自分自身で効果的な対処ができる能力のこと。
13	コーピングスキル	ストレスに対処する技能のこと。身体的・情緒的な反動を減らし、ストレスに適切に対処できる能力のこと。
14	感覚統合療法(SI)	1970年当時アメリカで問題になっていた学習障害児のための治療法として開発され、日本にも20年ほど前に導入された。主に学習障害や自閉症のある子供の学習や行動、情緒面を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療および支援を行うもの。

西宮市立こども未来センター 令和3年度事業概要

令和3年(2021年)11月 発行

〒663-8202 西宮市高畑町2番77号 こども未来センター内
西宮市 こども支援局 こども未来部

診療事業課	0798-65-1927
発達支援課	0798-65-1936
地域・学校支援課	0798-65-1882

